

共 通 仕 様 書

[港湾・漁港（工事編）]

平成30年4月1日

福島県土木部河川港湾総室
港湾課

共通仕様書[港湾・漁港（工事編）]

目 次

| | |
|-------------------|-----|
| 1. 共通仕様書（本編） | 1-1 |
| 2. 港湾・漁港工事出来形管理基準 | 2-1 |
| 3. 港湾・漁港工事品質管理基準 | 3-1 |
| 4. 港湾・漁港工事写真管理基準 | 4-1 |

添付資料

| | |
|--------------------------------|-----|
| 1. 段階確認一覧 | 5-2 |
| 2. レディーミクストコンクリート標準仕様基準（港湾・漁港） | 5-7 |

1. 共通仕様書(本編)

1. 共通仕様書(本編)

目 次

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

- 1-1-1 適 用 1-10
- 1-1-2 測 量 1-10
- 1-1-3 安全管理 1-11

第2節 施工管理

- 1-2-1 出来形管理 1-12
- 1-2-2 品質管理 1-12
- 1-2-3 写真管理 1-13

第2章 材 料

第1節 防食材料

- 2-1-1 アルミニウム合金陽極 1-15
- 2-1-2 防食塗装 1-15
- 2-1-3 被覆防食材料 1-15

第2節 防 舷 材

- 2-2-1 ゴム防舷材 1-15

第3節 係 船 柱

- 2-3-1 係 船 柱 1-17

第4節 車止め・縁金物

- 2-4-1 車止め・縁金物 1-18

第5節 マ ッ ト

- 2-5-1 アスファルトマット 1-18
- 2-5-2 繊維系マット 1-18
- 2-5-3 合成樹脂系マット 1-19
- 2-5-4 ゴムマット 1-19

第6節 そ の 他

- 2-6-1 防砂目地板(裏込・裏理工) 1-19

| | | |
|----------|----------|------|
| 2-6-2 | 汚濁防止膜 | 1-19 |
| 2-6-3 | 捨石・被覆石 | 1-19 |
| 第3章 共通仮設 | | |
| 第1節 | 適用 | 1-21 |
| 第2節 | 汚濁防止膜工 | |
| 3-2-1 | 一般事項 | 1-21 |
| 3-2-2 | 水質汚濁防止膜 | 1-21 |
| 第4章 一般施工 | | |
| 第1節 | 適用 | 1-22 |
| 第2節 | 適用すべき諸基準 | 1-22 |
| 第3節 | 共通の工種 | |
| 4-3-1 | 一般事項 | 1-22 |
| 4-3-2 | 共通事項 | 1-22 |
| 4-3-3 | 排砂管設備工 | 1-26 |
| 4-3-4 | 土運船運搬工 | 1-26 |
| 4-3-5 | 揚土土捨工 | 1-27 |
| 4-3-6 | 圧密・排水工 | 1-27 |
| 4-3-7 | 締固工 | 1-29 |
| 4-3-8 | 固化工 | 1-31 |
| 4-3-9 | 洗掘防止工 | 1-33 |
| 4-3-10 | 中詰工 | 1-34 |
| 4-3-11 | 蓋コンクリート工 | 1-34 |
| 4-3-12 | 蓋ブロック工 | 1-34 |
| 4-3-13 | 鋼矢板工 | 1-35 |
| 4-3-14 | 控工 | 1-36 |
| 4-3-15 | 鋼杭工 | 1-40 |
| 4-3-16 | コンクリート杭工 | 1-41 |
| 4-3-17 | 防食工 | 1-41 |
| 第4節 | 土捨工 | |
| 4-4-1 | 一般事項 | 1-43 |
| 4-4-2 | 排砂管設備工 | 1-43 |

| | | |
|----------------|-----------|------|
| 4-4-3 | 土運船運搬工 | 1-43 |
| 4-4-4 | 揚土土捨工 | 1-43 |
| 第5節 海上地盤改良工 | | |
| 4-5-1 | 一般事項 | 1-43 |
| 4-5-2 | 床掘工 | 1-43 |
| 4-5-3 | 排砂管設備工 | 1-44 |
| 4-5-4 | 土運船運搬工 | 1-44 |
| 4-5-5 | 揚土土捨工 | 1-44 |
| 4-5-6 | 置換工 | 1-44 |
| 4-5-7 | 圧密・排水工 | 1-44 |
| 4-5-8 | 締固工 | 1-46 |
| 4-5-9 | 固化工 | 1-46 |
| 第6節 基礎工 | | |
| 4-6-1 | 一般事項 | 1-46 |
| 4-6-2 | 基礎盛砂工 | 1-46 |
| 4-6-3 | 洗掘防止工 | 1-46 |
| 4-6-4 | 基礎捨石工 | 1-46 |
| 4-6-5 | 基礎ブロック工 | 1-47 |
| 第7節 本体工(ケーソン式) | | |
| 4-7-1 | 一般事項 | 1-47 |
| 4-7-2 | ケーソン製作工 | 1-47 |
| 4-7-3 | ケーソン進水据付工 | 1-48 |
| 4-7-4 | 中詰工 | 1-53 |
| 4-7-5 | 蓋コンクリート工 | 1-53 |
| 4-7-6 | 蓋ブロック工 | 1-53 |
| 第8節 本体工(ブロック式) | | |
| 4-8-1 | 一般事項 | 1-53 |
| 4-8-2 | 本体ブロック製作工 | 1-53 |
| 4-8-3 | 本体ブロック据付工 | 1-53 |
| 4-8-4 | 中詰工 | 1-54 |
| 4-8-5 | 蓋コンクリート工 | 1-54 |
| 4-8-6 | 蓋ブロック工 | 1-54 |

| | | |
|--------|----------------|------|
| 第9節 | 本體工(場所打式) | |
| 4-9-1 | 一般事項 | 1-54 |
| 4-9-2 | 場所打コンクリート工 | 1-54 |
| 第10節 | 本體工(捨石・捨ブロック式) | |
| 4-10-1 | 一般事項 | 1-55 |
| 4-10-2 | 洗掘防止工 | 1-55 |
| 4-10-3 | 本體捨石工 | 1-55 |
| 4-10-4 | 捨ブロック工 | 1-55 |
| 4-10-5 | 場所打コンクリート工 | 1-56 |
| 第11節 | 本體工(鋼矢板式) | |
| 4-11-1 | 一般事項 | 1-56 |
| 4-11-2 | 鋼矢板工 | 1-56 |
| 4-11-3 | 控工 | 1-56 |
| 第12節 | 本體工(コンクリート矢板式) | |
| 4-12-1 | 一般事項 | 1-56 |
| 4-12-2 | コンクリート矢板工 | 1-57 |
| 4-12-3 | 控工 | 1-57 |
| 第13節 | 本體工(鋼杭式) | |
| 4-13-1 | 一般事項 | 1-57 |
| 4-13-2 | 鋼杭工 | 1-58 |
| 第14節 | 本體工(コンクリート杭式) | |
| 4-14-1 | 一般事項 | 1-58 |
| 4-14-2 | コンクリート杭工 | 1-58 |
| 第15節 | 被覆・根固工 | |
| 4-15-1 | 一般事項 | 1-58 |
| 4-15-2 | 被覆石工 | 1-58 |
| 4-15-3 | 被覆ブロック工 | 1-58 |
| 4-15-4 | 根固ブロック工 | 1-59 |
| 第16節 | 上部工 | |
| 4-16-1 | 一般事項 | 1-60 |
| 4-16-2 | 上部コンクリート工 | 1-60 |
| 4-16-3 | 上部ブロック工 | 1-60 |

第17節 付 属 工

| | | |
|--------|---------|------|
| 4-17-1 | 一般事項 | 1-61 |
| 4-17-2 | 係船柱工 | 1-61 |
| 4-17-3 | 防舷材工 | 1-66 |
| 4-17-4 | 車止・縁金物工 | 1-67 |
| 4-17-5 | 防食工 | 1-68 |
| 4-17-6 | 付属設備工 | 1-68 |

第18節 消 波 工

| | | |
|--------|---------|------|
| 4-18-1 | 一般事項 | 1-69 |
| 4-18-2 | 洗掘防止工 | 1-69 |
| 4-18-3 | 消波ブロック工 | 1-69 |

第19節 裏込・裏埋工

| | | |
|--------|------|------|
| 4-19-1 | 一般事項 | 1-70 |
| 4-19-2 | 裏込工 | 1-70 |
| 4-19-3 | 裏埋工 | 1-71 |

第20節 維持補修工

| | | |
|--------|-------|------|
| 4-20-1 | 一般事項 | 1-71 |
| 4-20-2 | 維持塗装工 | 1-71 |
| 4-20-3 | 防食工 | 1-73 |

第21節 構造物撤去工

| | | |
|--------|------|------|
| 4-21-1 | 一般事項 | 1-73 |
| 4-21-2 | 取壊し工 | 1-73 |
| 4-21-3 | 撤去工 | 1-73 |

第2編 港 湾・漁 港 編

第1章 航路、泊地、船だまり

| | | |
|-----|-----|------|
| 第1節 | 適 用 | 1-75 |
|-----|-----|------|

| | | |
|-----|----------|------|
| 第2節 | 適用すべき諸基準 | 1-75 |
|-----|----------|------|

第3節 浚 渫 工

| | | |
|-------|--------|------|
| 1-3-1 | 一般事項 | 1-75 |
| 1-3-2 | ポンプ浚渫工 | 1-75 |
| 1-3-3 | グラブ浚渫工 | 1-76 |
| 1-3-4 | 硬土盤浚渫工 | 1-76 |

| | | |
|-------|----------|------|
| 1-3-5 | 岩盤浚渫工 | 1-76 |
| 1-3-6 | バックホウ浚渫工 | 1-76 |
| 第4節 | 土捨工 | 1-76 |
| 第5節 | 埋立工 | |
| 1-5-1 | 一般事項 | 1-77 |
| 1-5-2 | 余水吐工 | 1-77 |
| 1-5-3 | 固化工 | 1-77 |
| 1-5-4 | 埋立工 | 1-77 |
| 1-5-5 | 排砂管設備工 | 1-78 |
| 1-5-6 | 土運船運搬工 | 1-78 |
| 1-5-7 | 揚土埋立工 | 1-78 |

第2章 防波堤、防砂堤、導流堤

| | | |
|------|----------------|------|
| 第1節 | 適用 | 1-79 |
| 第2節 | 適用すべき諸基準 | 1-79 |
| 第3節 | 海上地盤改良工 | 1-79 |
| 第4節 | 基礎工 | 1-79 |
| 第5節 | 本体工(ケーソン式) | 1-79 |
| 第6節 | 本体工(ブロック式) | 1-80 |
| 第7節 | 本体工(場所打式) | 1-80 |
| 第8節 | 本体工(捨石・捨ブロック式) | 1-80 |
| 第9節 | 本体工(鋼矢板式) | 1-80 |
| 第10節 | 本体工(コンクリート矢板式) | 1-80 |
| 第11節 | 本体工(鋼杭式) | 1-80 |
| 第12節 | 本体工(コンクリート杭式) | 1-80 |
| 第13節 | 被覆・根固工 | 1-80 |
| 第14節 | 上部工 | 1-81 |
| 第15節 | 消波工 | 1-81 |
| 第16節 | 維持補修工 | 1-81 |
| 第17節 | 構造物撤去工 | 1-81 |

第3章 防潮堤

| | | |
|------|----------------|------|
| 第1節 | 適用 | 1-82 |
| 第2節 | 適用すべき諸基準 | 1-82 |
| 第3節 | 海上地盤改良工 | 1-82 |
| 第4節 | 基礎工 | 1-82 |
| 第5節 | 本体工(ケーソン式) | 1-82 |
| 第6節 | 本体工(ブロック式) | 1-82 |
| 第7節 | 本体工(場所打式) | 1-83 |
| 第8節 | 本体工(鋼矢板式) | 1-83 |
| 第9節 | 本体工(コンクリート矢板式) | 1-83 |
| 第10節 | 被覆・根固工 | 1-83 |
| 第11節 | 上部工 | 1-83 |
| 第12節 | 消波工 | 1-83 |
| 第13節 | 維持補修工 | 1-83 |
| 第14節 | 構造物撤去工 | 1-83 |

第4章 護岸、岸壁、物揚場

| | | |
|------|----------------|------|
| 第1節 | 適用 | 1-84 |
| 第2節 | 適用すべき諸基準 | 1-84 |
| 第3節 | 海上地盤改良工 | 1-84 |
| 第4節 | 基礎工 | 1-84 |
| 第5節 | 本体工(ケーソン式) | 1-84 |
| 第6節 | 本体工(ブロック式) | 1-85 |
| 第7節 | 本体工(場所打式) | 1-85 |
| 第8節 | 本体工(捨石・捨ブロック式) | 1-85 |
| 第9節 | 本体工(鋼矢板式) | 1-85 |
| 第10節 | 本体工(コンクリート矢板式) | 1-85 |
| 第11節 | 本体工(鋼杭式) | 1-85 |
| 第12節 | 本体工(コンクリート杭式) | 1-85 |
| 第13節 | 被覆・根固工 | 1-85 |
| 第14節 | 上部工 | 1-86 |
| 第15節 | 付属工 | 1-86 |
| 第16節 | 消波工 | 1-86 |

| | | |
|------|--------|------|
| 第17節 | 裏込・裏埋工 | 1-86 |
| 第18節 | 維持補修工 | 1-86 |
| 第19節 | 構造物撤去工 | 1-86 |

第5章 栈橋、係船杭

| | | |
|-----|---------------|------|
| 第1節 | 適用 | 1-87 |
| 第2節 | 適用すべき諸基準 | 1-87 |
| 第3節 | 海上地盤改良工 | 1-87 |
| 第4節 | 本体工(鋼杭式) | 1-87 |
| 第5節 | 本体工(コンクリート杭式) | 1-87 |
| 第6節 | 上部工 | 1-87 |
| 第7節 | 付属工 | 1-88 |
| 第8節 | 維持補修工 | 1-88 |
| 第9節 | 構造物撤去工 | 1-88 |

第3編 港湾・漁港海岸編

第1章 堤防、防潮堤、護岸

| | | |
|------|----------------|------|
| 第1節 | 適用 | 1-89 |
| 第2節 | 適用すべき諸基準 | 1-89 |
| 第3節 | 海上地盤改良工 | 1-89 |
| 第4節 | 基礎工 | 1-89 |
| 第5節 | 本体工(ケーソン式) | 1-90 |
| 第6節 | 本体工(ブロック式) | 1-90 |
| 第7節 | 本体工(場所打式) | 1-90 |
| 第8節 | 本体工(鋼矢板式) | 1-90 |
| 第9節 | 本体工(コンクリート矢板式) | 1-90 |
| 第10節 | 被覆・根固工 | 1-90 |
| 第11節 | 上部工 | 1-90 |
| 第12節 | 消波工 | 1-90 |
| 第13節 | 裏込・裏埋工 | 1-91 |
| 第14節 | 維持補修工 | 1-91 |
| 第15節 | 構造物撤去工 | 1-91 |

第2章 突 堤

| | | |
|------|----------------|------|
| 第1節 | 適 用 | 1-92 |
| 第2節 | 適用すべき諸基準 | 1-92 |
| 第3節 | 海上地盤改良工 | 1-92 |
| 第4節 | 基礎工 | 1-92 |
| 第5節 | 本体工(ケーソン式) | 1-92 |
| 第6節 | 本体工(ブロック式) | 1-93 |
| 第7節 | 本体工(場所打式) | 1-93 |
| 第8節 | 本体工(捨石・捨ブロック式) | 1-93 |
| 第9節 | 本体工(鋼矢板式) | 1-93 |
| 第10節 | 本体工(コンクリート矢板式) | 1-93 |
| 第11節 | 本体工(鋼杭式) | 1-93 |
| 第12節 | 本体工(コンクリート杭式) | 1-93 |
| 第13節 | 被覆・根固工 | 1-93 |
| 第14節 | 上部工 | 1-94 |
| 第15節 | 消波工 | 1-94 |
| 第16節 | 維持補修工 | 1-94 |
| 第17節 | 構造物撤去工 | 1-94 |

第3章 離 岸 堤

| | | |
|------|----------------|------|
| 第1節 | 適 用 | 1-95 |
| 第2節 | 適用すべき諸基準 | 1-95 |
| 第3節 | 海上地盤改良工 | 1-95 |
| 第4節 | 基礎工 | 1-95 |
| 第5節 | 本体工(ケーソン式) | 1-95 |
| 第6節 | 本体工(ブロック式) | 1-96 |
| 第7節 | 本体工(場所打式) | 1-96 |
| 第8節 | 本体工(捨石・捨ブロック式) | 1-96 |
| 第9節 | 被覆・根固工 | 1-96 |
| 第10節 | 上部工 | 1-96 |
| 第11節 | 消波工 | 1-96 |
| 第12節 | 構造物撤去工 | 1-96 |

第1編 共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 適 用

1. 共通仕様書〔港湾・漁港（工事編）〕（以下「共通仕様書」という。）は、福島県土木部が発注する港湾・漁港工事、港湾・漁港海岸工事に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び**設計図書**の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「福島県土木部工事監督員執行要綱」及び「福島県工事検査実施要綱」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督・検査（完成検査・既済部分検査）にあたっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15、福島県財務規則及び福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）に基づくものであることを認識しなければならない。
3. **設計図書**に添付されている**図面**及び**特記仕様書**に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。また、この共通仕様書は福島県土木工事共通仕様書（土木工事編Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）に優先して適用するものとし、この共通仕様書に定めのないものについては、共通仕様書（土木工事編）、港湾工事共通仕様書（国土交通省港湾局）及び漁港漁場関係工事共通仕様書（水産庁漁港漁場整備部）を準用するものとする。
4. 特記仕様書、図面の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に**確認**して**指示**を受けなければならない。
5. **設計図書**は、SI単位を使用するものとする。なお、SI単位については、SI単位と非SI単位が併記されている場合は（ ）内を非SI単位とする。

1-1-2 測 量

1. 受注者は、次に掲げる法線測量又はこれに準ずる基線の測量は、監督員の**立会**を得なければならない。
 - (1) 深淺測量、水路測量区域

- (2) 探査工事区域
- (3) 土質調査位置
- (4) 浚渫、床掘区域
- (5) 地盤改良区域
- (6) 捨石及び均し区域
- (7) コンクリートブロック据付法線
- (8) 防波堤、係船岸、護岸法線
- (9) エプロン舗装区域
- (10) 埋立区域
- (11) 土工区域

2. 受注者は、測深時の潮位の測量にあたっては、監督員の**指示**した検潮器、量水標、または監督員の**承諾**を得た潮位表を用いなければならない。

1-1-3 安全管理

1. 安全管理は下記に示すほか、共通仕様書（土木工事編）によるものとする。
2. 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。
3. 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、監督員及び関係官公庁に**通知**しなければならない。
4. 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに監督員及び関係官公庁に**通知**しなければならない。
5. 受注者は、工事中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督員及び関係官公庁へ直ちに電話等にて連絡をし、**指示**を受け、その後書面による**通知**をしなければならない。
6. 受注者は、工事に先立ち、施工現場とその周辺及び工事に使用する船舶の回航・曳航経路上に、送電線・海底ケーブル等の工作物若しくは埋設物の有無など必要な事項を、一般電気事業者等工作物の設置者に**確認**し、関係法令に基づき、安全対策を講じなければならない。

第2節 施工管理

1-2-1 出来形管理

1. 工事目的物等の出来形に関する管理項目、測定方法、測定密度、測定単位、許容範囲及び結果の整理方法は、**設計図書**及び「港湾・漁港工事出来形管理基準」の定めによらなければならない。
2. 受注者は、工事の種類、規模、施工条件等により、「港湾・漁港工事出来形管理基準」に定める施工管理により難しい場合、事前に監督員の**承諾**を得て、工事目的物等の出来形に関する管理項目、測定方法、測定密度、測定単位、許容範囲及び結果の整理方法を変更することができるものとする。
3. 受注者は、工事目的物等の出来形管理を**設計図書**及び「港湾・漁港工事出来形管理基準」に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監督員に**提出**しなければならない。なお、この基準に示す管理図表の様式により難しい場合は、事前に監督員の**承諾**を得た様式によるものとする。
4. 工事目的物の出来形が**設計図書**及び「港湾・漁港工事出来形管理基準」に定める許容範囲を満足している場合は、設計数量どおり出来上がったものとする。

1-2-2 品質管理

1. 工事に使用する材料（製品を含む、以下同じ。）の品質に関する管理項目、管理内容、管理方法、品質規格、測定頻度及び結果の整理方法は**設計図書**及び「港湾・漁港工事品質管理基準」の定めによらなければならない。
2. 受注者は、品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等を行わなければならない。なお、監督員は、品質に疑いのある場合、品質確認に必要な試験等を**指示**することができるものとする。なお、それらに要する費用については受注者の負担とするものとする。
3. 受注者は、工事の種類、規模、施工条件等により、「港湾・漁港工事品質管理基準」に定める管理基準により難しい場合、事前に監督員の**承諾**を得て、品質に関する管理項目、管理内容、管理方法、品質規格、測定頻度及び結果の整理方法を変更することができるものとする。
4. 受注者は、工事に使用する材料の品質管理を**設計図書**及び「港湾・漁港工事品質管理基準」に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監督員に**提出**しなければならない。なお、この基準に示す管理図表の様式により難しい場合は、事前に監督員の**承諾**を得た様式によることができるものとする。

1-2-3 写真管理

1. 工事段階ごとの施工状況及び完成後に外面から明視できない箇所等の写真（電子媒体によるものを含む）に関する撮影区分、撮影項目、撮影箇所及び撮影時期等は、**設計図書**及び「港湾・漁港工事写真管理基準」の定めによらなければならない。なお、同じ工事内容を繰り返す場合の撮影は代表的な1サイクルとし、他のサイクルは省略できるものとする。
2. 受注者は、工事の種類、規模、施工条件等により、「港湾・漁港工事写真管理基準」に定める施工管理により難しい場合、事前に監督員の**承諾**を得て、工事段階ごとの施工状況及び完成後に外面から明視できない箇所等の写真に関する撮影区分、撮影項目、撮影箇所及び撮影時期等を変更できるものとする。
3. 受注者は、施工状況等の写真管理を**設計図書**及び「港湾・漁港工事写真管理基準」に基づき実施し、その結果を速やかにとりまとめ監督員に**提出**しなければならない。なお、電子媒体を**提出**する場合は、原則としてCD-ROM又はDVD-Rにより**提出**しなければならない。記録画像ファイル形式はJPEG形式（非圧縮～圧縮率1/8まで）をそれぞれ原則とし、これ以外による場合には監督員の**承諾**を得なければならない。
4. 受注者は、上記の他に、工事施工前と工事完成後の写真が比較できるように全景写真を撮影し、監督員に**提出**しなければならない。
5. 受注者は、必要に応じ、現場条件の変更、臨機の措置、支給材料、貸与物件、現場発生品の写真を撮影し、監督員に**提出**しなければならない。
6. 受注者は、工事中に被災した場合、被災状況の**確認**のため、必要に応じ工事目的物等の全景及び部分の写真を撮影し、監督員に**提出**しなければならない。
7. 写真はカラー写真とし、被写体の状況、場所、時期、形状寸法の**確認**ができるように工夫して撮影しなければならない。なお、必要に応じ被写体の寸法がわかるように、スケール（巻尺、ポール及び箱尺等）を必要箇所に添えて撮影するものとする。
8. 写真には、必要に応じ、工事名、工種、測点番号、設計寸法、実測寸法及び略図等を記入した小黒板を入れて撮影しなければならない。なお、電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いなければならない。（有効画素数80万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条

件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。)

9. 監督員に**提出**する写真は、「デジタル写真管理情報基準（国土交通省）」により整理しなければならない。アルバムの大きさはA4判程度とし、表紙には施工年度、工事名、受注者名を記入しなければならない。

写真は、施工順序に従って「港湾・漁港工事写真管理基準」に示す撮影基準ごとに各1枚を張付け、必要に応じて撮影箇所を記入するものとする。

10. 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用が出来るものとする。

第2章 材 料

第1節 防食材料

2-1-1 アルミニウム合金陽極

1. 電気防食は、アルミニウム合金陽極を使用した流電陽極方式によらなければならない。
2. 防食電流密度及び耐用年数は、**設計図書**の定めによるものとする。
3. 陽極の電流効率は、90%以上とする。なお、受注者は、試験成績表を事前に監督員に**提出**しなければならない。

2-1-2 防食塗装

防食塗装の種類及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。

2-1-3 被覆防食材料

1. 被覆防食の種類及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. モルタル被覆に使用する材料は、次によらなければならない。
 - (1) コンクリートを使用する場合のコンクリートの強度は、**設計図書**の定めによるものとする。
 - (2) モルタル及びコンクリートの品質は、**設計図書**の定めによるものとする。
 - (3) スタッドジベル等の規格及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。
 - (4) モルタル被覆に使用する型枠は、次によらなければならない。
 - ① 型枠は、**図面**に定める被覆防食の形状寸法を正確に確保しなければならない。
 - ② 保護カバーとして残す工法に使用する型枠は、気密性が高く耐食性のすぐれた材質のものとする。なお、材質は、事前に監督員の**承諾**を得なければならない。
 - (5) 受注者は、施工に先立ちペトロラタム被覆の保護カバーの材質について、監督員の**承諾**を得なければならない。

第2節 防 絨 材

2-2-1 ゴム防絨材

1. 防絨材に使用するゴムは、次によるものとする。
 - (1) ゴムは、カーボンブラック又はホワイトカーボン配合の天然若しくは合

成ゴム又はこれらを混合した加硫物でなければならない。

- (2) ゴムは、耐老化性、耐海水性、耐オゾン性、耐磨耗性等を有しなければならない。
- (3) ゴムは、均質で、異物の混入、気泡、きず、き裂及びその他有害な欠点がないものでなければならない。
2. 取付用鉄板内蔵型防舷材は、鉄板とゴム本体部を、強固に加硫接着し、鉄板が露出しないようゴムで被覆しなければならない。
3. ゴムの物質的性質は、次によらなければならない。

(1) ゴムの物理的性質は、「表2-1 ゴムの物理的性質」の規格に適合しなければならない。「表2-1 ゴムの物理的性質」によりがたい場合は、**設計図書**の定めによるものとする。

(2) 物理試験は、「表2-1 ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム-物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-引張特性の求め方」「JIS K 6253-3 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-硬さの求め方- (デュロメータ硬さ)」「JIS K 6257 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-熱老化特性の求め方」「JIS K 6259-1 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐オゾン性の求め方 (静的オゾン劣化試験及び動的オゾン劣化試験)」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。

硬さ試験 (JIS K 6253-3)

老化試験 (JIS K 6257)

耐オゾン性試験 (JIS K 6259-1)

デュロメータ硬さ試験 (タイプA)

促進老化試験 (AA-2)

試験温度 : 70±1℃

試験時間 : 96 $\begin{matrix} +0 \\ -2 \end{matrix}$ 時間

オゾン濃度 : 50±5pphm

試験温度 : 40±2℃

試験時間 : 72時間

伸 度 : 20±2%伸長

表2-1 ゴムの物理的性質

| 試験項目 | | 基準 | 値 | 試験規格 |
|----------------|---------|---------------------|---|--------------|
| 促進 老化 試験 | 引張強さ | 加熱前値の80%以上 | | JIS K 6251 |
| | 伸び | 加熱前値の80%以上 | | JIS K 6251 |
| | 硬さ | 加熱前値の+8を越えないこと | | JIS K 6253-3 |
| 耐オゾン性 | 静的オゾン劣化 | 72時間後に目視で、き裂発生がないこと | | JIS K 6259-1 |

4. ゴム防舷材の耐久性は、次の性能を有するものとする。耐久性を有することについて、受注者は、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を事前に監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

耐久性：市販されている形状・性能等が同等な最小サイズ以上の防舷材を用い、最大150秒間でメーカーの定める標準歪率まで3,000回の繰り返し圧縮試験を実施してもクラックや欠陥がないこと。

5. 防舷材の取付金具の種類、材質及び形状寸法は、**設計図書**の定めによるものとする。

第3節 係船柱

2-3-1 係船柱

1. 係船柱及び付属品の材質は、「表2-2 係船柱及び付属品の材質」の規格に適合しなければならない。
2. 頭部穴あき型係船柱の中詰コンクリートは、上部コンクリートと同品質でなければならない。

表2-2 係船柱及び付属品の材質

| 名称 | 材質 |
|---------|---|
| 係船柱本体 | JIS G 5101 SC450 |
| アンカーボルト | JIS G 3101 SS400 |
| 六角ナット | JIS B 1181 並3級、4T |
| 平座金 | JIS B 1256 並丸、鋼 |
| アンカー板 | JIS G 3101 SS400 又は JIS G 5101 SC450 |

第4節 車止め・縁金物

2-4-1 車止め・縁金物

1. 車止めの材質、形状寸法及び配置は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. 鋼 製
 - (1) 車止め及び付属品の材質は、「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材(SS400)」に適合しなければならない。なお、材質は、「表2-3 車止め及び付属品の材質規格」に示すものでなければならない。
 - (2) コンクリートは、上部コンクリートと同品質のものでなければならない。
 - (3) 塗料について、新設の場合は、第1編4-17-4 車止・縁金物工、第1編4-20-2 維持塗装工の規定によるものとする。なお、これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

表2-3 車止め及び付属品の材質規格

| 名 称 | 規 格 |
|-----------|---------------------|
| 車 止 め | JIS G 3193 鋼板 |
| ア ン グ ル | JIS G 3192 等辺山形鋼 |
| 基 礎 ボ ル ト | JIS B 1178 J形 |
| 六角 ナ ッ ト | JIS B 1181 並3、7H、4T |

3. その他

鋼製以外の車止めは、**設計図書**の定めによるものとする。

第5節 マット

2-5-1 アスファルトマット

1. マットの厚さ、強度、補強材及びアスファルト合材の配合は、**設計図書**の定めによるものとする。
2. 吊上げ用ワイヤーロープは、脱油処理されたものとし、滑り止め金具を取り付けなければならない。
3. 受注者は、製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

2-5-2 繊維系マット

繊維系マットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの

厚さ、伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は、**設計図書**の定めによるものとする。

2-5-3 合成樹脂系マット

合成樹脂系マットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造は、**設計図書**の定めによるものとする。

2-5-4 ゴムマット

ゴムマットは、耐腐食性に富むものでなければならない。また、マットの厚さ、硬度、伸び、引裂、引張強度及び構造は、**設計図書**の定めによるものとする。

第6節 その他

2-6-1 防砂目地板（裏込・裏埋工）

防砂目地板の材料及び品質は、**設計図書**の定めによるものとする。

2-6-2 汚濁防止膜

1. 受注者は、耐腐食性に富むカーテンを選定し、施工に先立ち監督員に資料を**提出**し、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。なお、**設計図書**に品質が指定されている場合は、それに従わなければならない。
2. 受注者は、施工に先立ち汚濁防止膜の構造図を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

2-6-3 捨石・被覆石

1. 捨石・被覆石の規格は、「表2-4 捨石・被覆石の規格」を標準とする。なお、測定方法は「JIS A 5006、JIS M 0302」又は「土木試験基準 KDKS 050 2-1968」によるものとする。

表2-4 捨石・被覆石の規格

| 比 重 | 吸水率(%) | 圧縮強さ(kg/cm ²) | 重 量 |
|-------|--------|---------------------------|-------|
| 2.5以上 | 2.0未満 | 1,000以上 | 別表(1) |

別表(1)

| 使用区分 | 重量表示の標準値 | 1個の重量の許容差 (許容される1個の石の大きさ) | 荷口の許容差 |
|------|--------------|---------------------------------|--------|
| 基礎石 | 30～200kg/個程度 | (±)20% (24～240kg) | 30% |
| | 500kg/個程度 | (±)20% (400～600kg) | |
| | 1,000kg/個程度 | (±)20% (800～1,200kg) | |
| 被覆石 | 200kg/個程度 | (-)20% (+)100% (160～400kg) | — |
| | 500kg/個程度 | (-)20% (+)100% (400～1,000kg) | |
| | 1,000kg/個程度 | (-)20% (+)100% (800～2,000kg) | |

(注) 荷口の許容差とは、1個の重量の標準値の許容差をはずれるものの合計重量の全重量に対する百分率をいう。

2. 受注者は、捨石の投入前に監督員の検査を受けなければならない。

第3章 共通仮設

第1節 適 用

1. 本章は、各工事において共通的に使用する汚濁防止膜工について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編第2章材料の規定によるものとする。

第2節 汚濁防止膜工

3-2-1 一般事項

本節は、汚濁防止膜工として水質汚濁防止膜の設置・管理・撤去について定めるものとする。

3-2-2 水質汚濁防止膜

1. 受注者は、**設計図書**の定めにより、水質汚濁防止膜を設置するものとする。
2. 受注者は、汚濁防止膜の設置及び撤去時期を事前に監督員に**通知**しなければならない。
3. 受注者は、**設計図書**の定めにより、汚濁防止膜の枠方式を使用するものとする。
4. 受注者は、**設計図書**の定めにより、汚濁防止膜に灯浮標又は標識灯を設置するものとする。
5. 受注者は、汚濁防止膜の設置期間中は適切な保守管理を行わなければならない。なお、受注者は、**設計図書**に保守管理の定めのある場合は、それに従わなければならない。

第4章 一般施工

第1節 適用

1. 本章は、各工事において共通的に使用する工種、土捨工、海上地盤改良工、基礎工、本体内工（ケーソン式）、本体内工（ブロック式）、本体内工（場所打式）、本体内工（捨石・捨ブロック式）、本体内工（鋼矢板式）、本体内工（コンクリート矢板式）、本体内工（鋼杭式）、本体内工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、維持補修工、構造物撤去工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編第2章材料、第1編第3章共通仮設の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に**確認**を求めなければならない。

- | | | |
|----------|-------------------------|--------------|
| 日本港湾協会 | 港湾の施設の技術上の基準・同解説 | (平成19年 7月) |
| 全国漁港漁場協会 | 漁港・漁場の施設の設計参考図書 | (平成27年 7月) |
| 国土交通省 | ダイオキシン類に係る水底土砂の判断基準について | (平成15年9月25日) |

第3節 共通的工種

4-3-1 一般事項

本節は、各工事の共通事項、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工、圧密・排水工、締固工、固化工、洗掘防止工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工、鋼矢板工、控工、鋼杭工、コンクリート杭工、防食工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-3-2 共通事項

1. ポンプ浚渫

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、

設計図書に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。

- (2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、**設計図書**に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。
なお、**設計図書**に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

2. 排砂管設備

- (1) 受注者は、施工の効率、周辺海域の利用状況等を考慮して、土砂の運搬経路を決定しなければならない。なお、**設計図書**に運搬経路が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、**設計図書**に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないようにしなければならない。

3. グラブ浚渫

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、**設計図書**に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。
なお、**設計図書**に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

4. 土運船運搬

- (1) 受注者は、施工の効率、周辺海域の利用状況等を考慮して、土砂の運搬経路を決定しなければならない。なお、**設計図書**に運搬経路が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、**設計図書**に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないようにしなければならない。

5. 硬土盤浚渫

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、**設計図書**に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。
なお、**設計図書**に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

6. 砕岩浚渫

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、**設計図書**に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。
なお、**設計図書**に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

7. バックホウ浚渫

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、**設計図書**に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の**承諾**を得なければならない。

- (3) 受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。
なお、**設計図書**に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

8. バージアンローダ揚土

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、**設計図書**に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。

9. 空気圧送揚土

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、**設計図書**に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。

10. リクレーマ揚土

- (1) 受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に作業船規格が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、**設計図書**に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、運搬途中の漏出のないように対処しなければならない。

11. バックホウ揚土

- (1) 受注者は、施工の効率等を考慮して、浚渫土砂の揚土場所を決定しなければならない。なお、**設計図書**に揚土場所が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、土砂落下のないよう十分注意して施工しなければならない。
なお、**設計図書**に土砂落下防止のための特別の処理が定められている場合は、それに従わなければならない。
- (3) 受注者は、**設計図書**に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従い、施工中土砂の漏出のないように対処しなければならない。

12. 盛上土砂撤去

- (1) 海上工事の場合、受注者は、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的な作業が可能な作業船を選定しなければならない。なお、**設計図書**に船種が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、既設構造物前面を施工する場合、既設構造物に影響のないよう十分検討して施工しなければならない。なお、**設計図書**に定めのない場合は、施工方法・施工管理基準について事前に監督員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 海上工事の場合、受注者は、濁り防止等環境保全に十分注意して施工しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

13. 敷 砂

- (1) 海上工事の場合、受注者は、運搬中に砂の漏出のないように行わなければならない。
- (2) 海上工事の場合、受注者は、濁りを発生させないよう砂を投入しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (3) 海上工事の場合、受注者は、浮泥を巻き込まないように砂を投入しなければならない。

14. 敷砂均し

受注者は、砂を**設計図書**に定める区域内に平均に仕上げなければならない。

15. 先行掘削

受注者は、**設計図書**に先行掘削工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、**設計図書**に指定されていない場合には、掘削地点の土質条件、立地条件、矢板及び杭の種類等に応じた工法を選ぶものとする。

4-3-3 排砂管設備工

1. 排砂管設備

排砂管設備の施工については、第1編4-3-2、2. 排砂管設備の規定によるものとする。

4-3-4 土運船運搬工

1. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第1編4-3-2、4. 土運船運搬の規定に

よるものとする。

4-3-5 揚土捨工

1. バージアンローダ揚土

バージアンローダ揚土の施工については、第1編4-3-2、8. バージアンローダ揚土の規定によるものとする。

2. 空気圧送揚土

空気圧送揚土の施工については、第1編4-3-2、9. 空気圧送揚土の規定によるものとする。

3. リクレーマ揚土

リクレーマ揚土の施工については、第1編4-3-2、10. リクレーマ揚土の規定によるものとする。

4. バックホウ揚土

バックホウ揚土の施工については、第1編4-3-2、11. バックホウ揚土の規定によるものとする。

4-3-6 圧密・排水工

1. サンドドレーン

- (1) 施工範囲、杭の配置、形状寸法及びケーシングパイプの径は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 打込機は、(7)に示す項目を記録できる自動記録装置を備えたものでなければならない。
- (3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
- (4) 受注者は、形成するドレーン杭が連続した一様な形状となるよう施工しなければならない。
- (5) 受注者は、杭施工中にドレーン杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。
- (6) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- (7) 受注者は、各杭ごとに次の記録を取り、監督員に**提出**しなければならない。
 - ① ケーシングパイプの先端深度の経時変化
 - ② ケーシングパイプ内の、ドレーン材上面高さの経時変化

2. 敷 砂

敷砂の施工については、第1編4-3-2、13. 敷砂の規定によるものとする。

3. 敷砂均し

敷砂均しの施工については、第1編4-3-2、14. 敷砂均しの規定によるものとする。

4. 載荷土砂

(1) 受注者は、土砂を**設計図書**に定める範囲に所定の形状で載荷しなければならない。

(2) 施工高さ及び順序は、**設計図書**の定めによるものとする。

5. ペーパードレーン

(1) ドレーンの配置及び施工深度は、**設計図書**の定めによるものとする。

(2) 打込機は自動記録装置を備えたものとし、自動記録装置は(7)に示す項目が記録されるものとする。

(3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

(4) 受注者は、ドレーン打設時に共上がり現象により計画深度までドレーンが形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。

(5) 受注者は、ドレーン打設時にドレーン材の破損により正常なドレーンが形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。

(6) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

(7) 受注者は、各ドレーンごとに次の記録を取り、監督員に**提出**しなければならない。

① マンドレルの先端深度の経時変化

② ドレーン材の先端深度の経時変化

6. グラベルマット

受注者は、碎石を**設計図書**に定める範囲に、所定の厚さで敷き均さなければならない。

7. グラベルドレーン

(1) 施工範囲、杭の配置、形状寸法及びケーシングパイプの径は、**設計図書**の定めによるものとする。

- (2) 打込機は自動記録装置を備えたものとし、自動記録装置は(8)に示す項目が記録されるものとする。
- (3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
- (4) 受注者は、形成するドレーン杭が連続した一様な形状となるよう施工しなければならない。
- (5) 受注者は、杭施工中にドレーン杭が連続した一様な形状に形成されていない場合、直ちに打直しを行わなければならない。
- (6) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- (7) グラベルドレーンの施工により発生した土砂の処分をする場合は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (8) 受注者は、各杭ごとに次の記録を取り、監督員に**提出**しなければならない。
 - ① ケーシングパイプの先端深度の経時変化
 - ② ケーシングパイプ内の、ドレーン材上面高さの経時変化

4-3-7 締固工

1. ロッドコンパクション

- (1) ロッドの打込間隔、配置、ロッドの締固めストローク及び起振力等は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 打込機は、(5)に示す項目を記録できる自動記録装置を備えたものでなければならない。
- (3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
- (4) 受注者は、地層の変化、障害物等により**設計図書**に定める深度までの貫入が困難になった場合、速やかに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- (5) 受注者は、各ロッドごとに次の記録を取り、監督員に**提出**しなければならない。
 - ① ロッド先端深度の経時変化
 - ② ロッドの貫入長及び引抜長

2. サンドコンパクションパイル

- (1) 砂杭の施工範囲、置換率及び締固め度は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、砂杭の施工順序、配置及び形状寸法は、監督員の**承諾**を得なければならない。
- (2) 打込機は自動記録装置を備えたものとし、自動記録装置は(10)に示す項目が記録されるものとする。
- (3) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
- (4) 受注者は、砂杭施工中に形成する砂杭が、連続した一様な形状になるように砂を圧入しなければならない。
- (5) 受注者は、支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の**確認**方法について、監督員の**承諾**を得なければならない。
- (6) 受注者は、盛上り天端まで改良する場合、各砂杭ごとに打設前後の盛上り状況を管理し、各砂杭仕上げ天端高を決定しなければならない。
- (7) 受注者は、砂杭施工時に砂杭が切断した場合、又は砂量の不足が認められる場合、直ちに打直しを行わなければならない。なお、原位置での打直しが困難な場合、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- (8) 受注者は、地層の変化、障害物等により打込み困難な状況が生じた場合、また、予想を超える盛上り土により施工が困難な状況が生じた場合、速やかに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- (9) 受注者は、**設計図書**に定める締固め度を満たすことができない場合、速やかに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- (10) 受注者は、各砂杭ごとに次の記録を取り、監督員に**提出**しなければならない。
 - ① ケーシングパイプの先端深度の経時変化
 - ② ケーシングパイプ内の砂面の高さの経時変化
- (11) 地盤の盛上り量の測定
 - ① 受注者は、砂杭の施工前後に地盤高を測定しなければならない。
 - ② 受注者は、施工に先立ち測定時期及び測定範囲について、監督員の**承諾**を得なければならない。
- (12) その他の試験等
チェックボーリング、その他の試験を行う場合の調査及び試験の項目、

方法、数量等は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、チェックボーリングの位置は、**監督員の指示**によらなければならない。

3. 盛上土砂撤去

盛上土砂撤去の施工については、第1編4-3-2、12. 盛上土砂撤去の規定によるものとする。

4. 敷 砂

敷砂の施工については、第1編4-3-2、13. 敷砂の規定によるものとする。

5. 敷砂均し

敷砂均しの施工については、第1編4-3-2、14. 敷砂均しの規定によるものとする。

4-3-8 固 化 工

1. 深層混合処理杭

(1) 固化材の配合は、**設計図書**の定めによるものとする。

(2) 受注者は、施工に先立ち練混ぜ施設、練混ぜ時間等について、**監督員の承諾**を得なければならない。

(3) 受注者は、**設計図書**の定めにより試験打ちを**監督員の立会**のうえ、行わなければならない。なお、試験打ちの位置、深度、施工方法等は、**設計図書**の定めによるものとする。

(4) 改良範囲、改良形状及び固化材添加量は、**設計図書**の定めによるものとする。

(5) 深層混合処理機は、(13)に示す項目を記録できる自動記録装置を備えたものでなければならない。

(6) 受注者は、施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験を行い、その記録を**監督員に提出**し、**承諾**を得なければならない。

(7) 受注者は、施工に先立ち改良杭の配置、施工順序及び施工目地の位置等の**図面**を**監督員に提出**し、**承諾**を得なければならない。

(8) 改良杭先端部の補強は、**設計図書**の定めによるものとする。

(9) 受注者は、支持層まで改良する場合、施工に先立ち打止め深度の**確認方法**について、**監督員の承諾**を得なければならない。

(10) 受注者は、ブロック式、壁式等の杭接合部の施工を次により行わなければならない。

① 接合面のラップ幅は、**監督員の承諾**を得るものとし、施工目地は、接円

で施工しなければならない。

- ② 改良杭間の接合は、24時間以内に施工しなければならない。ただし、遅硬セメントを使用する場合は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、制限時間以内の施工が不可能と予想される場合は、速やかに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- ③ 不測の原因により施工が中断し、**設計図書**に定める接合が不可能になった場合は、速やかに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- (11) 受注者は、各改良杭ごとに次の記録を取り、監督員に**提出**しなければならない。
- ① 固化材の各材料の計量値（吐出量からの換算値）
 - ② 処理機の先端深度の経時変化
 - ③ 攪拌軸の回転数の経時変化
 - ④ 攪拌軸の回転トルク又はこれに対応する起動力の経時変化
 - ⑤ 処理機の昇降速度の経時変化
 - ⑥ 処理機の吊荷重の経時変化（着底タイプ、深層混合処理船の場合）
 - ⑦ 固化材の吐出量の経時変化
 - ⑧ 処理機先端の軌跡の経時変化（深層混合処理船の場合）
- (12) 地盤の盛上り量の測定
- ① 受注者は、改良杭の施工前後に地盤高を測定しなければならない。
 - ② 受注者は、施工に先立ち測定時期及び測定範囲について、監督員の**承諾**を得なければならない。
- (13) その他の試験等

チェックボーリング、その他の試験を行う場合の調査及び試験の項目、方法、数量等は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、チェックボーリングの位置は、監督員の**指示**によらなければならない。

2. 盛上土砂撤去

盛上土砂撤去の施工については、第1編4-3-2、12. 盛上土砂撤去の規定によるものとする。

3. 敷 砂

敷砂の施工については、第1編4-3-2、13. 敷砂の規定によるものとする。

4. 敷砂均し

敷砂均しの施工については、第1編4-3-2、14. 敷砂均しの規定によるものとする。

5. 事前混合処理

- (1) 固化材の配合は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 受注者は、施工に先立ち練混ぜ設備、練混ぜ時間等について、監督員の**承諾**を得なければならない。

6. 表層固化処理

- (1) 受注者は、表層固化処理を行うに当り、**設計図書**に記載された安定材を用いて、記載された範囲、形状に仕上げなければならない。
- (2) 受注者は、表層固化処理を行うに当り、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面 50cm以上の水はけの良い高台に置き、水の浸入、吸湿を避けなければならない。なお、受注者は生石灰の貯蔵量が 500kgを超える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。
- (3) 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法又は、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し「JIS A 1216 土の一軸圧縮試験方法」の基準により試験を行うものとする。

4-3-9 洗掘防止工

1. 洗掘防止

- (1) 受注者は、洗掘防止マットの製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督員に**提出**しなければならない。
- (2) 受注者は、洗掘防止マットの敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を**確認**しなければならない。異常を発見したときは監督員にその事実が**確認**できる資料を**提出**し**確認**を求めなければならない。
- (3) 受注者は、洗掘防止マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は次のとおりとする。なお、これにより難しい場合、受注者は、施工に先立ち**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
 - ① アスファルトマット 50cm以上
 - ② 繊維系マット 50cm以上
 - ③ 合成樹脂系マット 30cm以上
 - ④ ゴムマット 50cm以上

- (4) 受注者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- (5) 洗掘防止マットの固定方法は、**設計図書**の定めによるものとする。

4-3-10 中詰工

1. 砂・石材等中詰

- (1) 受注者は、本体据付後、速やかに中詰を行わなければならない。
- (2) 受注者は、中詰施工中、ケーソン等の各室の中詰高さの差が生じないように行わなければならない。
- (3) 受注者は、中詰材を投入する際、ケーソン等の本体に損傷を与えないように行わなければならない。また、目地に中詰材がつかまらないように中詰材を投入しなければならない。
- (4) 受注者は、**設計図書**の定めによりセル式構造物の中詰材を締め固めなければならない。

4-3-11 蓋コンクリート工

1. 蓋コンクリート

- (1) 受注者は、中詰終了後、速やかに蓋コンクリートの施工を行わなければならない。
- (2) 受注者は、コンクリート打設にバケットホッパー等を使用する場合、ケーソン等の本体に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。
- (3) 受注者は、蓋コンクリートにアンカーを取付ける場合、事前に**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

4-3-12 蓋ブロック工

1. 蓋ブロック製作

- (1) 製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 受注者は、製作した蓋ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、蓋ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。
- (4) 受注者は、蓋ブロックにアンカーを取付ける場合、事前に**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

2. 蓋ブロック据付

- (1) 仮置場所は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、受注者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。
- (2) 受注者は、中詰終了後、速やかに蓋ブロックの施工を行わなければならない。
- (3) 受注者は、施工に先立ち蓋ブロックの据付時期を監督員に**通知**しなければならない。
- (4) 受注者は、蓋ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。

3. 間詰コンクリート

- (1) 受注者は、蓋ブロック据付終了後、速やかに間詰コンクリートの施工を行わなければならない。
- (2) 受注者は、間詰コンクリート打設にバケットホッパー等を使用する場合、ケーソン等の本体に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。

4-3-13 鋼矢板工

1. 先行掘削

先行掘削の施工については、第1編4-3-2、15. 先行掘削の規定によるものとする。

2. 鋼 矢 板

- (1) 受注者は、組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、受注者は、製作に先立ち**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- (2) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。
- (3) 受注者は、**設計図書**に矢板の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、**設計図書**に指定されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。
- (4) 継矢板の継手部の位置、構造及び溶接方法は、**設計図書**の定めによるものとする。

のとする。

- (5) 受注者は、地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- (6) 受注者は、鋼矢板打込み方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じる恐れがある場合、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得て、異形矢板を用いて修正しなければならない。ただし、異形矢板は連続して使用してはならない。
- (7) 受注者は、矢板打込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- (8) 受注者は、鋼管矢板打込み中に回転や傾斜を起こさないよう必要な処置を講じなければならない。
- (9) ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。
- (10) 受注者は、「港湾・漁港工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督員に**提出**しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、**設計図書**の定めによるものとする。

① 矢板の貫入量

② 矢板の打撃回数

4-3-14 控 工

1. 先行掘削

先行掘削の施工については、第1編4-3-2、15. 先行掘削の規定によるものとする。

2. 控鋼矢板

- (1) 受注者は、組合せ矢板及び異形矢板を製作する場合、工場加工及び製作しなければならない。なお、やむを得ず現場で製作する場合、受注者は、製作に先立ち**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- (2) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じな

いように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。

- (3) 受注者は、**設計図書**に矢板の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、**設計図書**に指定されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。
- (4) 継矢板の継手部の位置、構造及び溶接方法は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (5) 受注者は、地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- (6) 受注者は、鋼矢板打込み方向の傾斜が矢板の上下で矢板1枚幅以上の差が生じる恐れがある場合、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得て、異形矢板を用いて修正しなければならない。ただし、異形矢板は連続して使用してはならない。
- (7) 受注者は、矢板打込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- (8) 受注者は、鋼管矢板打込み中に回転や傾斜を起こさないよう必要な処置を講じなければならない。
- (9) ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。
- (10) 受注者は、「港湾・漁港工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督員に**提出**しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、**設計図書**の定めによるものとする。
 - ① 矢板の貫入量
 - ② 矢板の打撃回数

3. 控 鋼 杭

- (1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。
- (2) 受注者は、**設計図書**に杭の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (3) 受注者は、杭を**設計図書**に定める深度まで連続して打ち込まなければならない。
- (4) 継杭の継手部の位置、構造及び溶接方法は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (5) 受注者は、施工に先立ち支持杭の打止め深度の確認方法について、監督員の**承諾**を得なければならない。
- (6) 受注者は、支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が**設計図書**に示された支持力に達しない場合は、速やかに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- (7) 杭の継足しを行う場合の材料の品質は、本体の鋼材と同等以上の品質を有しなければならない。なお、受注者は、継手構造及び溶接方法について事前に監督員の**承諾**を得なければならない。
- (8) 受注者は、「港湾・漁港工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督員に**提出**しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、**設計図書**の定めによるものとする。
 - ① 杭の貫入量
 - ② 杭の打撃回数
 - ③ 打止り付近のリバウンド量
 - ④ 打止り付近のラム落下高又は打撃エネルギー

4. 腹 起

- (1) 受注者は、腹起し材を矢板壁及びタイロッド、タイワイヤーの取付位置を基に加工しなければならない。
- (2) 受注者は、腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルト

で十分締め付け矢板壁に密着させなければならない。

5. タイ材

(1) タイロッド

- ① 受注者は、施工に先立ち施工順序、背面土砂高さ、前面浚渫深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、監督員の**承諾**を得なければならない。
- ② 受注者は、タイロッドを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう嚴重に包装しなければならない。また、塗装部は、損傷しないように取り扱わなければならない。
- ③ タイロッドの支保工は、**設計図書**の定めによるものとする。
- ④ タイロッドは、隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角になるように設置しなければならない。
- ⑤ リングジョイントは、上下に正しく回転できる組立てとする。また、その作動が正常になるように取り付けなければならない。
- ⑥ タイロッドの締め付けは、タイロッドを取り付けた後、前面矢板側及び控工側のナットとタイロッドの間にあるターンバックルにより全体の長さを調整しなければならない。また、均等な張力が加わるようにしなければならない。
- ⑦ ターンバックルのねじ込み長さは、定着ナットの高さ以上にねじ込まれていなければならない。
- ⑧ 定着ナットのねじ部は、ねじ山全部がねじ込まれたうえ、ねじ山が三つ山以上突き出しているように締め付けなければならない。

(2) タイワイヤー

- ① 受注者は、施工に先立ち施工順序、背面土砂高さ、前面浚渫深さ及び緊張力の大きさを十分検討し、監督員の**承諾**を得なければならない。
- ② 受注者は、タイワイヤーを運搬する場合、ねじ部に損傷を与えないよう嚴重に包装しなければならない。また、被覆部は、損傷しないように取り扱わなければならない。
- ③ 受注者は、タイワイヤーの本体が、鋼材等のガス切断口に直接接触する場合、接触部を保護しなければならない。
- ④ タイワイヤーは、隅角部等特別な場合を除き、矢板法線に対して直角になるように設置しなければならない。
- ⑤ タイワイヤーの緊張は、タイワイヤーを取り付けた後、均等な張力が加わるようジャッキ等の緊張装置によって行わなければならない。

- ⑥ 定着ナットのねじ部は、ねじ山全部がねじ込まれたうえ、ねじ山が三つ山以上突き出しているように締め付けなければならない。
- ⑦ 受注者は、裏込材に石材を用いる場合、被覆部に損傷を与えないよう注意して施工しなければならない。なお、**設計図書**に防護のため特別の処置が指定されている場合は、それに従うものとする。
- ⑧ タイワイヤーと上部コンクリートの境界部には、圧密沈下が生じてもタイワイヤーにせん断応力が生じさせないように、トランペットシースを取り付けなければならない。

4-3-15 鋼杭工

1. 先行掘削

先行掘削の施工については、第1編4-3-2、15. 先行掘削の規定によるものとする。

2. 鋼杭

- (1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。
また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。ただし、打ち込みの際はこの限りではない。
- (2) 受注者は、**設計図書**に杭の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (3) 受注者は、杭を**設計図書**に定める深度まで連続して打ち込まなければならない。
- (4) 継杭の継手部の位置、構造及び溶接方法は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (5) 受注者は、施工に先立ち支持杭の打止め深度の**確認**方法について、監督員の**承諾**を得なければならない。
- (6) 受注者は、支持杭打設において、杭先端が規定の深度に達する前に打込み不能となった場合は、速やかに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。また、受注者は、支持力の測定値が**設計図書**に示された支持力に達しない場合は、速やかに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- (7) 杭の継足しを行う場合の材料の品質は、本体の鋼材と同等以上の品質を有しなければならない。なお、受注者は、継手構造及び溶接方法について、

事前に監督員の**承諾**を得なければならない。

- (8) 杭にずれ止めを施工する場合の溶接方法は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、これによらない場合は、事前に監督員の**承諾**を得なければならない。
- (9) 受注者は、「港湾・漁港工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督員に**提出**しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、**設計図書**の定めによるものとする。
- ① 杭の貫入量
 - ② 杭の打撃回数
 - ③ 打止り付近のリバウンド量
 - ④ 打止り付近のラム落下高又は打撃エネルギー

4-3-16 コンクリート杭工

1. コンクリート杭

- (1) 受注者は、「JIS A 7201 遠心力コンクリートくい施工標準」により施工しなければならない。なお、当該文中の「責任技術者」を「監督員」に、「承認」を「**承諾**」にそれぞれ読み替えるものとする。
- (2) 試験杭を施工する場合は、**設計図書**の定めによるものとする。

4-3-17 防食工

1. 電気防食

- (1) 受注者は、施工に先立ち陽極取付箇所鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン(St2)）を行わなければならない。
- (2) 受注者は、**設計図書**に陽極の個数及び配置が定められていない場合、陽極の取付個数及び配置の計算書及び**図面**を施工に先立ち**提出**し、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、**設計図書**に定める防食効果を**確認**するための電位測定装置の測定用端子箱を設置し、測定用端子を防食体に溶接しなければならない。また、設置箇所及び取付位置は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (4) 受注者は、ボンド工事を次により行わなければならない。
- ① 防食体は、相互間の接触抵抗を少なくするため、鉄筋等を溶接接続しなければならない。
 - ② ボンド及び立ち上がり鉄筋は、白ペイントで塗装し、他の鉄筋と識別できるようにしなければならない。

2. FRPモルタル被覆

- (1) 受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン(St2)）を行わなければならない。
- (2) 素地調整は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (3) 受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。
- (4) 被覆厚さは、**設計図書**の定めによるものとする。
- (5) 受注者は、モルタル被覆の施工を次により行わなければならない。
 - ① モルタル注入は、型枠取付後速やかに行わなければならない。
 - ② モルタルが型枠内に完全に充填されたことを**確認**してから、モルタルの注入を停止しなければならない。

3. ペトロラタム被覆

- (1) 受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン(St2)）を行わなければならない。
- (2) 素地調整は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (3) 受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。
- (4) 受注者は、ペトロラタム被覆の施工を次により行わなければならない。
 - ① ペトロラタム系ペーストを塗布する場合は、鋼材表面に均一に塗布しなければならない。
 - ② ペトロラタム系ペーストテープを使用する場合は、鋼材表面に密着するように施工しなければならない。
 - ③ ペトロラタム系ペースト又はペトロラタム系ペーストテープ施工後は速やかにペトロラタム系防食テープを施工しなければならない。

4. コンクリート被覆

- (1) 受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン(St2)）を行わなければならない。
- (2) 素地調整は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (3) 受注者は、素地調整後、速やかに被覆防食の施工を行わなければならない。
- (4) 被覆厚さは、**設計図書**の定めによるものとする。

5. 防食塗装

- (1) 素地調整は、**設計図書**の定めによるものとする。

- (2) 受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。
- (3) 受注者は、塗装を次により行わなければならない。
 - ① 塗装は、下塗、中塗、上塗に分けて行わなければならない。
 - ② 素地調整後、下塗を始めるまでの最長時間は、事前に監督員の**承諾**を得なければならない。
 - ③ 塗装回数、塗装間隔及び塗料の使用量は、**設計図書**の定めによるものとする。

第4節 土捨工

4-4-1 一般事項

本節は、土捨工として排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-4-2 排砂管設備工

排砂管設備工の施工については、第1編4-3-3排砂管設備工の規定によるものとする。

4-4-3 土運船運搬工

土運船運搬工の施工については、第1編4-3-4土運船運搬工の規定によるものとする。

4-4-4 揚土土捨工

揚土土捨工の施工については、第1編4-3-5揚土土捨工の規定によるものとする。

第5節 海上地盤改良工

4-5-1 一般事項

本節は、海上地盤改良工として床掘工、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土土捨工、置換工、圧密・排水工、締固工、固化工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-5-2 床掘工

1. ポンプ床掘

- (1) ポンプ床掘の施工については、第1編4-3-2、1. ポンプ浚渫の規定によるものとする。
- (2) 軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、**設計図書**

の定めによるものとする。ただし、受注者は、地層の変化などにより**設計図書**の定めにより難しい場合は、速やかに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

- (3) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の**承諾**を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

2. グラブ床掘

- (1) グラブ床掘の施工については、第1編4-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。

- (2) 軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、**設計図書**の定めによるものとする。ただし、受注者は地層の変化などにより**設計図書**の定めにより難しい場合は、速やかに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

- (3) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の**承諾**を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

3. 硬土盤床掘

- (1) 硬土盤床掘の施工については、第1編4-3-2、5. 硬土盤浚渫の規定によるものとする。

- (2) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の**承諾**を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

4. 砕岩床掘

- (1) 砕岩床掘の施工については、第1編4-3-2、6. 砕岩浚渫の規定によるものとする。

- (2) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の**承諾**を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

5. バックホウ床掘

- (1) バックホウ床掘の施工については、第1編4-3-2、7. バックホウ浚渫の規定によるものとする。
- (2) 軟弱層を全部置換える場合の床掘り底面の地層の確認方法は、**設計図書**の定めによるものとする。ただし、受注者は地層の変化などにより**設計図書**の定めにより難しい場合は、速やかに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- (3) 受注者は、底面及び法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の品質を有する材料で埋戻しを行わなければならない。なお、引き続き同一工事で置換えを行う場合は、監督員の**承諾**を得て埋戻しを置換えと一体施工することができるものとする。

4-5-3 排砂管設備工

排砂管設備工の施工については、第1編4-3-3排砂管設備工の規定によるものとする。

4-5-4 土運船運搬工

土運船運搬工の施工については、第1編4-3-4土運船運搬工の規定によるものとする。

4-5-5 揚土土捨工

揚土土捨工の施工については、第1編4-3-5揚土土捨工の規定によるものとする。

4-5-6 置換工

1. 置換材

- (1) 受注者は、置換材を**設計図書**に定める区域内に投入し、運搬途中の漏出のないように行わなければならない。
- (2) 受注者は、濁りを発生させないように置換材を投入しなければならない。
なお、**設計図書**に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (3) 受注者は、浮泥を巻き込まないように置換材を投入しなければならない。

2. 置換材均し

受注者は、**設計図書**に定める区域内を平均に仕上げなければならない。

4-5-7 圧密・排水工

圧密・排水工の施工については、第1編4-3-6圧密・排水工の規定によるものとする。

4-5-8 締固工

締固工の施工については、第1編4-3-7締固工の規定によるものとする。

4-5-9 固化工

固化工の施工については、第1編4-3-8固化工の規定によるものとする。

第6節 基礎工

4-6-1 一般事項

本節は、基礎工として基礎盛砂工、洗掘防止工、基礎捨石工、基礎ブロック工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-6-2 基礎盛砂工

1. 盛砂

- (1) 受注者は、**設計図書**に定める区域内に盛砂を行わなければならない。
- (2) 受注者は、濁りを発生させないように砂を投入しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (3) 受注者は、浮泥を巻き込まないように砂を投入しなければならない。

2. 盛砂均し

受注者は、**設計図書**に定める区域内を平均に仕上げなければならない。

4-6-3 洗掘防止工

洗掘防止工の施工については、第1編4-3-9洗掘防止工の規定によるものとする。

4-6-4 基礎捨石工

1. 基礎捨石

受注者は、捨石マウンドの余盛厚が**設計図書**に指定されている場合は、それに従わなければならない。

2. 捨石本均し

受注者は、捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、**設計図書**の定めによるものとする。

3. 捨石荒均し

受注者は、捨石マウンドをゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、**設計図書**の定めによるものとする。

4-6-5 基礎ブロック工

1. 基礎ブロック製作

- (1) 製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 受注者は、製作した基礎ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、基礎ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。
- (4) 基礎ブロックの型枠は所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

2. 基礎ブロック据付

- (1) 受注者は、施工に先立ち基礎ブロックの据付時期を監督員に**通知**しなければならない。
- (2) 受注者は、基礎ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。
- (3) 受注者は、海中に仮置された基礎ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。

第7節 本土工（ケーソン式）

4-7-1 一般事項

本節は、本土工（ケーソン式）としてケーソン製作工、ケーソン進水据付工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-7-2 ケーソン製作工

1. ケーソン製作用台船

- (1) 受注者は、施工に先立ちフローティングドックの作業床を、水平、かつ、平坦になるように調整しなければならない。
- (2) 受注者は、気象及び海象に留意して、フローティングドックの作業における事故防止に努めなければならない。

2. 底 面

受注者は、ケーソンと函台を絶縁しなければならない。

3. マット

- (1) 受注者は、製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督員に**提出**しなければならない。
- (2) 摩擦増大用マット
受注者は、摩擦増大用マットをケーソン製作時にケーソンと一体として施工する場合、ケーソン進水、仮置、回航・えい航及び据付時に剥離しないように処置しなければならない。

4. コンクリート

- (1) ケーソン製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) コンクリートの打継目は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (3) 海上打継は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (4) 受注者は、海上コンクリート打設を、打継面が海水に洗われることのない状態にて施工しなければならない。
- (5) 受注者は、2函以上のケーソンを同一函台で製作する場合、ケーソン相互間に支障が生じないように配置しなければならない。
- (6) 受注者は、ケーソン製作完了後、ケーソン番号、吃水目盛等をケーソンに表示しなければならない。なお、その位置及び内容は、監督員の**指示**に従うものとする。
- (7) 受注者は、ケーソン製作期間中、安全ネットの設置等墜落防止のための処置を講じなければならない。

4-7-3 ケーソン進水据付工

1. バラスト

ケーソンのバラストは、**設計図書**の定めによるものとする。

2. 止水板

受注者は、ケーソンに止水板を取り付けた場合、ケーソン進水後に止水状況を**確認**し、取付箇所から漏水がある場合は、直ちに処置を行い、監督員に**通知**しなければならない。

3. 上蓋

受注者は、ケーソンを回航する場合は、上蓋を水密となるよう取付けなければならない。

4. 進水

- (1) 受注者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを**確認**しなければならない。

- (2) 受注者は、ケーソン進水時期を事前に監督員に**通知**しなければならない。
- (3) 受注者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。
- (4) 受注者は、斜路による進水を次により行うものとする。
 - ① ケーソン進水に先立ち、斜路を詳細に調査し、進水作業における事故防止に努めなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
 - ② 製作場及び斜路ジャッキ台でのジャッキアップは、偏心荷重とならないようジャッキを配置し、いずれのジャッキのストロークも同じになるよう調整しなければならない。
- (5) 受注者は、ドライドックによる進水を次により行うものとする。
 - ① ケーソン進水に先立ち、ゲート前面を詳細に調査し、ゲート浮上及び進水作業における事故防止に努めなければならない。
 - ② ゲート浮上作業は、ゲート本体の側面及び底面への衝撃、擦り減り等を与えないよう努めなければならない。
 - ③ ゲート閉鎖は、ドック戸当たり近辺の異物及び埋没土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に努めなければならない。
 - ④ 波浪、うねり等の大きい場合は、ゲート閉鎖作業は極力避け、戸当たり面の損傷を避けなければならない。
- (6) 受注者は、吊降し進水を次により行うものとする。
 - ① 吊降し方法は、**設計図書**の定めによるものとする。
 - ② 吊枠の使用は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、施工に先立ち使用する吊枠の形状、材質及び吊具の配置、形状寸法について、監督員の**承諾**を得なければならない。
 - ③ ケーソンに埋め込まれた吊金具は、施工に先立ち点検しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- (7) 受注者は、フローティングドックによる進水を次により行うものとする。
 - ① ケーソン進水に先立ち、ケーソンの浮上に必要な水深を確保しなければならない。
 - ② フローティングドックは、一方に片寄らない状態で注水・沈降させ、進水しなければならない。
- (8) 受注者は、ケーソンが自力で浮上するまで、引船等で引出してはなら

ない。

- (9) 受注者は、ケーソン進水完了後、ケーソンに異常のないことを**確認**しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に**通知**しなければならない。
- (10) 受注者は、ケーソン進水時に仮設材の流失等で、海域環境に影響を及ぼさないようにしなければならない。

5. 仮置

- (1) 受注者は、ケーソン仮置に先立ち、ケーソンに異常のないことを**確認**しなければならない。
- (2) ケーソンの仮置場所は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (3) ケーソンの仮置方法は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (4) 受注者は、ケーソン仮置に先立ち、仮置場所を調査しなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- (5) ケーソン注水時の各室の水位差は、1 m以内とする。
- (6) 受注者は、ケーソン仮置終了後、ケーソンが所定の位置に、異常なく仮置されたことを**確認**しなければならない。
- (7) 受注者は、ケーソンの仮置期間中、気象、海象に十分注意し、管理しなければならない。なお、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に**通知**しなければならない。
- (8) ケーソン仮置後の標識灯設置は、**設計図書**の定めによるものとする。

6. 回航・えい航

- (1) ケーソンの引渡場所及び引渡方法は、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 受注者は、ケーソンえい航時期を、事前に監督員に**通知**しなければならない。
- (3) 受注者は、ケーソンえい航に先立ち、気象、海象を十分調査し、えい航に適切な時期を選定しなければならない。なお、避難対策を策定し、えい航中に事故が生じないように注意しなければならない。
- (4) 受注者は、ケーソンのえい航に先立ち、ケーソン内の水を、排水しなければならない。排水は各室の水位差を1 m以内とする。
- (5) 受注者は、ケーソンえい航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他えい航中の事故の原因となる箇所のないことを**確認**しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監

- 督員と**協議**しなければならない。
- (6) 受注者は、ケーソンえい航に先立ち、えい航に使用するロープの品質、形状寸法、及びケーソンとの連結方法を、監督員に**通知**しなければならない。
- (7) 受注者は、ケーソンえい航にあたって、監視を十分に行い航行船舶との事故防止に努めなければならない。
- (8) 受注者は、ケーソンえい航に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。
- (9) 受注者は、ケーソンえい航中、ケーソンの安定に留意しなければならない。
- (10) 受注者は、ケーソンを対角線方向に引いてはならない。
- (11) 受注者は、ケーソンを吊り上げてえい航する場合、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講じなければならない。
- (12) 受注者は、ケーソンえい航完了後、ケーソンに異常のないことを**確認**しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に**通知**しなければならない。
- (13) 受注者は、ケーソンの回航時期、寄港地、避難場所、回航経路及び連絡体制を、事前に監督員に**通知**しなければならない。
- (14) 受注者は、ケーソンの回航に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、回航に適切な時期を選定しなければならない。なお、避難対策を策定し、回航中に事故が生じないように注意しなければならない。
- (15) 受注者は、ケーソンの回航に先立ち、ケーソン内の水を、排水しなければならない。排水は各室の水位差を1m以内とする。
- (16) 受注者は、ケーソン回航に先立ち、ケーソンの破損、漏水、その他回航中の事故の原因となる箇所のないことを**確認**しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- (17) 受注者は、大回しロープにはワイヤーロープを使用し、その巻き数は二重としなければならない。ただし、港内をえい航する場合は、監督員と**協議**するものとする。
- (18) 受注者は、大回しロープの位置を浮心付近に固定し、隅角部をゴム板、木材又は鋼材で保護しなければならない。ただし、港内をえい航する場合は、監督員と**協議**するものとする。

- (19) 受注者は、回航に先立ち、ケーソン回航に使用するロープの品質及び形状寸法を、監督員に**通知**しなければならない。
- (20) 受注者は、船舶電話等の通信設備を有する引船をケーソン回航に使用しなければならない。
- (21) 受注者は、ケーソン回航にあたって、監視を十分に行い航行船舶との事故防止に努めなければならない。
- (22) 受注者は、ケーソン回航に先立ち、ケーソンに上蓋、安全ネット又は吊り足場を設置し、墜落防止の処置を講じなければならない。
- (23) 受注者は、ケーソンの回航中、ケーソンの安定に留意しなければならない。
- (24) 受注者は、ケーソン回航中、常にケーソンに注意し、異常を認めた場合は、直ちに適切な措置を講じなければならない。
- (25) 受注者は、ケーソンを寄港又は避難させた場合、直ちにケーソンの異常の有無を監督員に**通知**しなければならない。なお、目的地に到着の時も同様とする。また、回航計画に定める地点を通過した時は、通過時刻及び異常の有無を同様に**通知**しなければならない。
- (26) 受注者は、ケーソンを途中寄港又は避難させる場合の仮置方法について、事前に監督員に**通知**しなければならない。この場合、引船は、ケーソンを十分監視できる位置に配置しなければならない。また、出港に際しては、ケーソンの大回しロープの緩み、破損状況、傾斜の状態等を**確認**し、回航に支障のないよう適切な措置を講じなければならない。
- (27) 受注者は、ケーソン回航完了後、ケーソンに異常のないことを**確認**しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に**通知**しなければならない。

7. 据 付

- (1) 受注者は、ケーソン据付時期を事前に監督員に**通知**しなければならない。
- (2) 受注者は、ケーソン据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、ケーソン据付作業は所定の精度が得られるよう、また、安全等に注意して施工しなければならない。
- (3) 受注者は、各室の水位差を1 m以内とするように注水しなければならない。
- (4) 受注者は、海中に仮置されたケーソンを据え付ける際に、ケーソンの既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しな

ければならない。

- (5) 受注者は、ケーソン据付作業完了後、ケーソンに異常がないことを**確認**しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に**通知**しなければならない。

4-7-4 中詰工

中詰工の施工については第1編4-3-10中詰工の規定によるものとする。

4-7-5 蓋コンクリート工

蓋コンクリート工の施工については、第1編4-3-11蓋コンクリート工の規定によるものとする。

4-7-6 蓋ブロック工

蓋ブロック工の施工については、第1編4-3-12蓋ブロック工の規定によるものとする。

第8節 本土工（ブロック式）

4-8-1 一般事項

本節は、本土工（ブロック式）として本体ブロック製作工、本体ブロック据付工、中詰工、蓋コンクリート工、蓋ブロック工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-8-2 本体ブロック製作工

1. 底面

製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。

2. コンクリート

- (1) 受注者は、本体ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち、転置時期について、監督員の**承諾**を得なければならない。
- (2) 受注者は、本体ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。
- (3) 受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

4-8-3 本体ブロック据付工

1. 本体ブロック据付

- (1) 受注者は、施工に先立ち本体ブロックの据付時期を監督員に**通知**しなければならない。

- (2) 受注者は、本体ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。
- (3) 受注者は、海中に仮置された本体ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。

4-8-4 中詰工

中詰工の施工については第1編4-3-10中詰工の規定によるものとする。

4-8-5 蓋コンクリート工

蓋コンクリート工の施工については、第1編4-3-11蓋コンクリート工の規定によるものとする。

4-8-6 蓋ブロック工

蓋ブロック工の施工については、第1編4-3-12蓋ブロック工の規定によるものとする。

第9節 本體工（場所打式）

4-9-1 一般事項

本節は、本體工（場所打式）として場所打コンクリート工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-9-2 場所打コンクリート工

1. 伸縮目地

伸縮目地は、**設計図書**の定めによるものとする。

2. コンクリート

- (1) 水平打継目の処理方法は、**設計図書**の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず**図面**で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- (2) 受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海草等を除去しなければならない。なお、**設計図書**に特別な処置が指定されている場合は、それに従うものとする。

3. 補助ヤード施設

補助ヤード施設の場所及び規模等については、**設計図書**の定めによるものとする。

する。なお、これにより難しい場合、受注者は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

第10節 本土工（捨石・捨ブロック式）

4-10-1 一般事項

本節は、本土工（捨石・捨ブロック式）として洗掘防止工、本体捨石工、捨ブロック工、場所打コンクリート工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-10-2 洗掘防止工

洗掘防止工の施工については、第1編4-3-9洗掘防止工の規定によるものとする。

4-10-3 本体捨石工

1. 本体捨石

受注者は、本体捨石の余盛厚が**設計図書**に指定されている場合は、それに従わなければならない。

2. 本体捨石均し

受注者は、本体捨石をゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。

なお、均し精度は、**設計図書**の定めによるものとする。

4-10-4 捨ブロック工

1. 捨ブロック製作

(1) 製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。

(2) 受注者は、製作した捨ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の**承諾**を得なければならない。

(3) 受注者は、捨ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。

(4) 捨ブロックの型枠は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

2. 捨ブロック据付

(1) 受注者は、施工に先立ち捨ブロックの据付時期を監督員に**通知**しなければならない。

(2) 受注者は、捨ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。

- (3) 受注者は、海中に仮置された捨ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。

4-10-5 場所打コンクリート工

1. 基礎砕石

基礎砕石の施工については、**設計図書**の定めによるものとする。

2. 伸縮目地

伸縮目地は、**設計図書**の定めによるものとする。

3. コンクリート

- (1) 水平打継目の処理方法は、**設計図書**の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- (2) 受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海草等を除去しなければならない。なお、**設計図書**に特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

第11節 本土工（鋼矢板式）

4-11-1 一般事項

本節は、本土工（鋼矢板式）として鋼矢板工、控工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-11-2 鋼矢板工

鋼矢板工の施工については、第1編4-3-13鋼矢板工の規定によるものとする。

4-11-3 控 工

控工の施工については、第1編4-3-14控工の規定によるものとする。

第12節 本土工（コンクリート矢板式）

4-12-1 一般事項

本節は、本土工（コンクリート矢板式）としてコンクリート矢板工、控工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-12-2 コンクリート矢板工

1. コンクリート矢板

- (1) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に矢板本体に損傷を与えない処置を講じなければならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。
- (2) 受注者は、2段以上に積む場合の枕木は同一鉛直線上に置かなければならない。なお、縦積みする場合は3段以上積み重ねてはならない。
- (3) 受注者は、**設計図書**に矢板の打込み工法が指定されている場合は、それに従わなければならない。なお、**設計図書**に指定されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じた工法を選ぶものとする。
- (4) 受注者は、地層の変化、障害物などにより、打込み困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合、打込みを中断しなければならない。また、速やかに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- (5) 受注者は、矢板打込み後、継手が離脱していることが認められた場合、引き抜いて打ち直さなければならない。ただし、引抜きが不可能な場合は、速やかに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- (6) ウォータージェットを用いた矢板の施工において、最後の打ち止めは、打ち止め地盤を緩めないようにジェット噴射を制限・調整して、併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。
- (7) 受注者は、「港湾・漁港工事出来形管理基準」に基づき次の記録を取り、監督員に**提出**しなければならない。なお、振動式及び圧入式の杭打機を使用する場合の観測項目及び様式は、**設計図書**の定めによるものとする。

① 矢板の貫入量

② 矢板の打撃回数

4-12-3 控 工

控工の施工については、第1編4-3-14控工の規定によるものとする。

第13節 本體工（鋼杭式）

4-13-1 一般事項

本節は、本體工（鋼杭式）として鋼杭工、その他これらに類する工種につい

て定めるものとする。

4-13-2 鋼杭工

鋼杭工の施工については、第1編4-3-15鋼杭工の規定によるものとする。

第14節 本体工（コンクリート杭式）

4-14-1 一般事項

本節は、本体工（コンクリート杭式）としてコンクリート杭工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-14-2 コンクリート杭工

コンクリート杭工の施工については、第1編4-3-16コンクリート杭工の規定によるものとする。

第15節 被覆・根固工

4-15-1 一般事項

本節は、被覆・根固工として被覆石工、被覆ブロック工、根固ブロック工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-15-2 被覆石工

1. 被覆石

受注者は、被覆石の余盛厚が**設計図書**に指定されている場合は、それに従わなければならない。

2. 被覆均し

受注者は、被覆石をゆるみのないよう堅固に施工しなければならない。なお、均し精度は、**設計図書**の定めによるものとする。

4-15-3 被覆ブロック工

1. 被覆ブロック製作

(1) 製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。

(2) 受注者は、製作した被覆ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の**承諾**を得なければならない。

(3) 受注者は、被覆ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。

(4) 被覆ブロックの型枠は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

2. 被覆ブロック据付

- (1) 受注者は、施工に先立ち被覆ブロックの据付時期を監督員に**通知**しなければならない。
- (2) 受注者は、被覆ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。
- (3) 受注者は、海中に仮置された被覆ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。
- (4) 受注者は、被覆ブロック相互のかみ合せに留意し、不安定な状態が生じないように据え付けなければならない。
- (5) 受注者は、被覆ブロック相互間に、間詰石や転落石のはまり込みがないように据え付けなければならない。
- (6) 受注者は、基礎面と被覆ブロック間及び被覆ブロック相互間に、かみ合わせの石等を挿入してはならない。

4-15-4 根固ブロック工

1. 根固ブロック製作

- (1) 製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 受注者は、製作した根固ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、根固ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。
- (4) 受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

2. 根固ブロック据付

- (1) 受注者は、施工に先立ち根固ブロックの据付時期を監督員に**通知**しなければならない。
- (2) 受注者は、根固ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。
- (3) 受注者は、海中に仮置された根固ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海草等を除去しなければならない。

第16節 上部工

4-16-1 一般事項

本節は、上部工として上部コンクリート工、上部ブロック工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-16-2 上部コンクリート工

1. 伸縮目地

伸縮目地は、**設計図書**の定めによるものとする。

2. コンクリート

- (1) 水平打継目の処理方法は、**設計図書**の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず**図面**で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
- (2) 受注者は、既設コンクリートにコンクリートを打設する場合、打設前に既設コンクリートの表面に付着している貝、海草等を除去しなければならない。なお、**設計図書**に特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (3) 受注者は、上部コンクリートに作業用の係留環等を取付ける場合、事前に監督員の**承諾**を得なければならない。
- (4) 受注者は、**設計図書**の定めにより上部コンクリート内に諸施設の空間を設けるものとする。

3. 補助ヤード施設

補助ヤード施設の場所及び規模等については、**設計図書**の定めによるものとする。なお、これにより難しい場合、受注者は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

4-16-3 上部ブロック工

1. 上部ブロック製作

- (1) 製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 受注者は、製作した上部ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、上部ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。

(4) 上部ブロックの型枠は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

2. 上部ブロック据付

(1) 受注者は、施工に先立ち上部ブロックの据付時期を監督員に**通知**しなければならない。

(2) 受注者は、上部ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。

第17節 付 属 工

4-17-1 一般事項

本節は、付属工として係船柱工、係船岸に使用する防舷材工、車止・縁金物工、防食工、付属設備工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-17-2 係船柱工

1. 係 船 柱

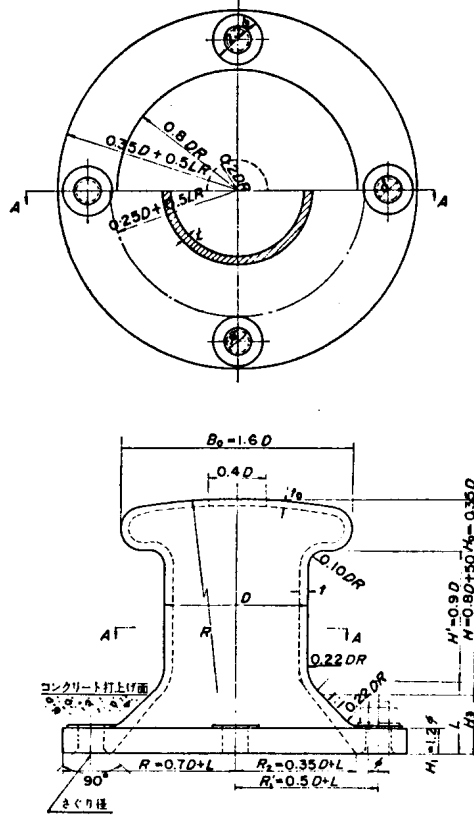
(1) 基 礎

① 基礎杭は、第1編4-3-15鋼杭工、4-3-16コンクリート杭工の規定によるものとする。

② 受注者は、基礎コンクリートを打継ぎの無いよう施工しなければならない。

(2) 製 作

① 係船柱の構造及び形状寸法は、「図4-1直柱の標準寸法と設計けん引力」、「図4-2曲柱の標準寸法と設計けん引力」及び「図4-3アンカーボルト標準寸法」によるものとしなければならない。なお、使用する型式は、**設計図書**の定めによるものとする。



| 略称 | 設計けん引力 (kN) | 胴部 | | | 頭部 | | | アンカーボルト | | 底板 | | | | | | 質量 (kg/個) |
|---------|----------------|-----------|-----------|-----------|--------------|--------------|-------------|---------------|----|---------------|---------------|--------------|-----------------|--------------|------------------|--------------|
| | | 胴径 D | 胴高 H | 厚さ t | 頭部幅 B_0 | 頭部高 H_0 | 厚さ t_0 | 呼び径 ϕ | 本数 | 底板厚さ H_1 | 埋込高さ H_2 | 外形 $2R_1$ | ボルト位置 $2R_2$ | 内径 $2R_2$ | アンカーボルト穴径 d | |
| 直柱 150 | 150 | 250 | 250 | 20 | 400 | 87 | 15 | 36 | 4 | 45 | 100 | 600 | 500 | 420 | 43 | 130 |
| 直柱 250 | 250 | 300 | 290 | 20 | 480 | 105 | 15 | 48 | 4 | 60 | 130 | 720 | 600 | 510 | 56 | 220 |
| 直柱 350 | 350 | 300 | 290 | 25 | 480 | 105 | 16 | 48 | 6 | 60 | 130 | 720 | 600 | 510 | 56 | 230 |
| 直柱 500 | 500 | 350 | 330 | 27 | 560 | 122 | 18 | 56 | 6 | 70 | 160 | 840 | 700 | 600 | 66 | 360 |
| 直柱 700 | 700 | 400 | 370 | 30 | 640 | 140 | 20 | 64 | 6 | 80 | 190 | 960 | 800 | 680 | 74 | 530 |
| 直柱 1000 | 1000 | 450 | 410 | 35 | 720 | 157 | 26 | 64 | 8 | 80 | 270 | 1,180 | 1,000 | 860 | 74 | 820 |
| 直柱 1500 | 1500 | 550 | 490 | 40 | 880 | 192 | 30 | 80 | 8 | 100 | 340 | 1,440 | 1,220 | 1,040 | 91 | 1,480 |
| 直柱 2000 | 2000 | 650 | 570 | 43 | 1,040 | 227 | 30 | 90 | 8 | 110 | 410 | 1,700 | 1,440 | 1,240 | 101 | 2,250 |

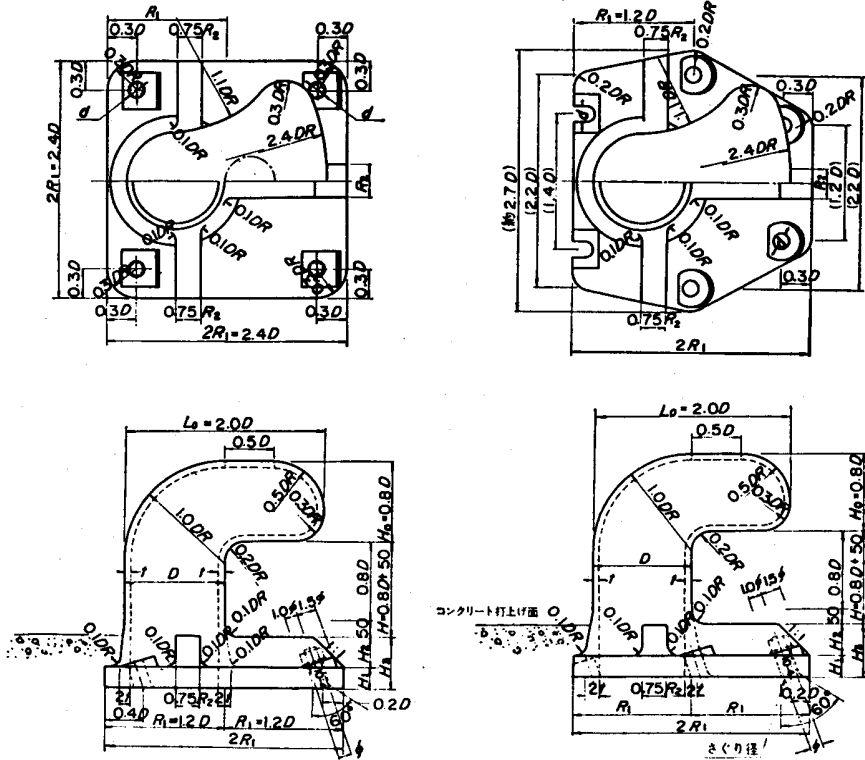
図4-1 直柱の標準寸法と設計けん引力

設計けん引力が50, 100, 150, 250kNの場合
合

設計けん引力が350, 500, 700, 1000kNの場合

設計けん引力が5, 10, 15, 25トンの場合

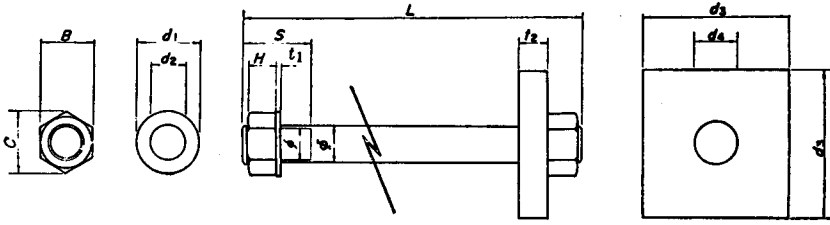
設計けん引力が35, 50, 70, 100トンの場合



注：()内は $R_1=1.2D$ の場合

| 略称 | 設計けん引力 (kN) | 胴部 | | | 頭部 | | | アンカボルト | | | 底板 | | | | | 質量 (kg/個) | |
|---------|----------------|-----------|-----------|-----------|--------------|--------------|-------------|---------------|----|-------------|----------------|---------------|--------------|--------------|----------------|--------------|-----------------|
| | | 胴径 D | 胴高 H | 厚さ t | 頭部幅 B_0 | 頭部高 H_0 | 厚さ t_0 | 呼び径 ϕ | 本数 | 埋込み角 (°) | 底板厚さ $2R_1$ | 底板厚さ H_1 | リブ幅 R_2 | リブ高 H_2 | 埋込み深さ H_3 | | アンカボルト穴径 d |
| 曲柱 50 | 50 | 150 | 170 | 20 | 300 | 120 | 20 | 20 | 4 | 22 | 360 | 20 | 50 | 60 | 90 | 27 | 70 |
| 曲柱 100 | 100 | 200 | 210 | 20 | 400 | 160 | 20 | 27 | 4 | 22 | 480 | 40 | 60 | 70 | 110 | 35 | 140 |
| 曲柱 150 | 150 | 250 | 250 | 20 | 500 | 200 | 20 | 33 | 4 | 22 | 600 | 50 | 80 | 80 | 130 | 42 | 245 |
| 曲柱 250 | 250 | 300 | 290 | 21 | 600 | 240 | 21 | 42 | 4 | 22 | 720 | 65 | 100 | 95 | 160 | 52 | 420 |
| 曲柱 350 | 350 | 300 | 290 | 25 | 600 | 240 | 25 | 42 | 6 | 22 | 720 | 65 | 100 | 95 | 160 | 52 | 440 |
| 曲柱 500 | 500 | 350 | 330 | 29 | 700 | 280 | 29 | 48 | 6 | 22 | 840 | 70 | 140 | 100 | 170 | 66 | 665 |
| 曲柱 700 | 700 | 400 | 370 | 33 | 800 | 320 | 33 | 56 | 6 | 22 | 1,000 | 90 | 160 | 120 | 210 | 68 | 1,100 |
| 曲柱 1000 | 1000 | 450 | 410 | 39 | 900 | 360 | 39 | 64 | 6 | 22 | 1,200 | 95 | 220 | 125 | 220 | 78 | 1,670 |

図4-2 曲柱の標準寸法と設計けん引力



| アンカーボルト | | | | | 六角ナット | | | 平座金 | | | アンカー板 | | | 1組 当り 質量 (kg) |
|-----------------------|--------------------|----------------------|-------------------|--------------------------|-------------|-------------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------------|
| 呼び径 ϕ (mm) | ピッチ P (mm) | 谷径 ϕ (mm) | 長さ L (mm) | ねじ切 長さ S (mm) | H (mm) | B (mm) | C (mm) | d_1 (mm) | d_2 (mm) | t_1 (mm) | d_3 (mm) | d_4 (mm) | t_2 (mm) | |
| M20 | 2.5 | 17.294 | 450 | 60 | 16 | 30 | 34.6 | 37 | 22 | 3.2 | 80 | 22 | 16 | 2 |
| M27 | 3 | 23.752 | 600 | 75 | 22 | 41 | 47.3 | 50 | 30 | 4.5 | 108 | 30 | 22 | 5 |
| M33 | 3.5 | 29.211 | 700 | 75 | 26 | 50 | 57.7 | 60 | 36 | 6 | 132 | 36 | 25 | 6 |
| M36 | 4 | 31.670 | 750 | 75 | 29 | 55 | 63.5 | 66 | 39 | 6 | 144 | 39 | 28 | 11 |
| M42 | 4.5 | 37.129 | 850 | 100 | 34 | 65 | 75.0 | 78 | 45 | 7 | 168 | 45 | 35 | 17 |
| M48 | 5 | 42.587 | 1,000 | 100 | 38 | 75 | 86.5 | 92 | 52 | 8 | 192 | 51 | 40 | 20 |
| M56 | 5.5 | 50.046 | 1,150 | 120 | 45 | 85 | 98.1 | 105 | 62 | 9 | 225 | 61 | 45 | 40 |
| M64 | 6 | 57.505 | 1,300 | 120 | 51 | 95 | 110 | 115 | 70 | 9 | 256 | 70 | 55 | 62 |
| M80 | 6 | 73.505 | 1,600 | 150 | 64 | 115 | 133 | 140 | 86 | 12 | 320 | 86 | 65 | 115 |
| M90 | 6 | 83.505 | 1,800 | 150 | 72 | 130 | 150 | 160 | 96 | 12 | 360 | 96 | 75 | 166 |

図4-3 アンカーボルト標準寸法

- ② 受注者は、係船柱のコンクリート埋込部以外の鋳物肌表面を滑らかに仕上げ、平座金との接触面はグラインダ仕上げを行わなければならない。
- ③ 工場でさび止め塗装を行う場合は、受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗らなければならない。
- ④ 受注者は、係船柱の頭部に設計けん引力を浮彫表示しなければならない。
- ⑤ 係船柱の肉厚以外の寸法の許容範囲は、「表4-1寸法の許容範囲」に示すとおりとする。ただし、ボルト穴の中心間隔以外の寸法は、プラス側の許容範囲を超えてもよいものとする。

表4-1 寸法の許容範囲 (単位：mm)

| 寸法区分 | 長さの許容範囲 |
|--------------|---------|
| 100以下 | ± 2 |
| 100を超え 200以下 | ± 2.5 |
| 200を超え 400以下 | ± 4 |
| 400を超え 800以下 | ± 6 |
| 800以上 | ± 8 |

⑥ 厚さの許容範囲は、± 3mmとする。ただし、受注者は、プラス側の許容範囲を変更する場合、事前に監督員の**承諾**を得なければならない。

(3) 施 工

- ① 受注者は、アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。
- ② 受注者は、塗装を次により行わなければならない。
 - イ) 塗装は、下塗、上塗に分けて行わなければならない。
 - ロ) 素地調整後、下塗を始めるまでの時間は、4時間以内とする。
 - ハ) 塗装回数、塗装間隔及び塗料の使用量は、**設計図書**の定めによるものとする。
- ③ 受注者は、穴あき型係船柱の中詰コンクリートを頭部表面まで充填しなければならない。
- ④ 受注者は、係船柱底板下面に十分にコンクリートを行き渡らせ、底板にコンクリートを巻き立てなければならない。
- ⑤ 受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗らなければならない。
- ⑥ 受注者は、下塗りにエポキシ樹脂塗料を1回塗らなければならない。
- ⑦ 受注者は、上塗りにエポキシ樹脂塗料(二液型)を2回塗らなければならない。

4-17-3 防舷材工

1. 防舷材

(1) 製作

① ゴム防舷材

イ) ゴム防舷材の型式、形状寸法及び性能値は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、受注者は、防舷材・付属品の形状寸法の詳細図及び性能曲線図を事前に監督員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

ロ) ゴム防舷材の形状寸法及びボルト孔の寸法に関する許容範囲は、「表4-2形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲」に示すとおりとする。

表4-2 形状寸法及びボルト孔寸法の許容範囲

| 寸法 | 長さ・幅・高さ | ボルト孔径 | ボルト孔中心間隔 |
|------|------------|-------|----------|
| 許容範囲 | +4% -2% | ±2mm | ±4mm |

ハ) ゴム防舷材の性能試験は、次によらなければならない。

(イ) 性能試験は、特に定めのない場合、受衝面に垂直に圧縮して行わなければならない。

(ロ) 試験は、すくなくともメーカーが推奨する最大設計歪みまで圧縮を行うものとする。また、性能は、防舷材に要求される吸収エネルギーと、それまでに発生した最大反力値をもって、表さなければならない。なお、性能試験による試験値は、規定値に対して、最大反力値はそれ以下、エネルギー吸収値はそれ以上でなければならない。

ニ) 受注者は、ゴム防舷材本体には、次の事項を表示しなければならない。

(イ) 形状寸法（高さ、長さ）

(ロ) 製造年月又はその略号

(ハ) 製造業者名又はその略号

(ニ) 品番（タイプ、性能等級）

②その他

イ) ゴム防舷材以外の防舷材の施工は、**設計図書**の定めによるものとする。

(2) 施 工

①ゴム防舷材

イ) 受注者は、アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。

ロ) 防舷材の取付方法は、事前に監督員の**承諾**を得なければならない。

②その他

イ) ゴム防舷材以外の防舷材の施工は、**設計図書**の定めによるものとする。

4-17-4 車止・縁金物工

1. 車止・縁金物

(1) 製 作

① 鋼 製 (溶融亜鉛めっき)

イ) 亜鉛の付着量は、「JIS H 8641 溶融亜鉛めっき」2種(HDZ55)の550g/m²以上とする。

また、試験方法は、「JIS H 0401 溶融亜鉛めっき試験方法」によらなければならない。

ロ) めっき作業は、「JIS H 8641 溶融亜鉛めっき」によらなければならない。

② そ の 他

鋼製(溶融亜鉛めっき)以外の車止めの製作は、**設計図書**の定めによるものとする。

(2) 施 工

① 鋼 製 (溶融亜鉛めっき)

イ) 新設の塗装の標準使用量は、「表4-3 塗装工程(新設)」によらなければならない。

表4-3 塗装工程（新設）

| 区分 | 工程 | 素地調整方法及び塗料名 | 標準使用量 (kg/m ² /回) (標準乾燥膜厚) |
|--------|----------------------|---|---|
| 亜鉛メッキ面 | 1 素地調整 (2種ケレンSt3) | シンナー拭き等により表面に付着した油分や異物を除去する。 白さびは、動力工具等を用いて除去し、全面表面面粗しを行う。 | |
| | 2 下塗（1回） | 新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー。 | 0.16 (40 μm/回) |
| | 3 中塗（1回） | JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐用性上塗塗料用中塗。 | 0.14 (30 μm/回) |
| | 4 上塗（1回） | JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐用性上塗塗料用上塗。 | 0.12 (25 μm/回) |

ロ) 車止めは、**設計図書**に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識－産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。（但し、縁金物は除く。）なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。

ハ) 受注者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、監督員の**承諾**を得なければならない。

ニ) 受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度 85%以上の場合、作業を中止しなければならない。

② その他

鋼製（溶融亜鉛めっき）以外の車止めの施工は、**設計図書**の定めによるものとする。

4-17-5 防食工

防食工の施工については、第1編4-3-17防食工の規定によるものとする。

4-17-6 付属設備工

1. 係船環

係船環の施工については、**設計図書**の定めによるものとする。

第18節 消波工

4-18-1 一般事項

本節は、消波工として洗掘防止工、消波ブロック工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-18-2 洗掘防止工

洗掘防止工の施工については、第1編4-3-9洗掘防止工の規定によるものとする。

4-18-3 消波ブロック工

1. 消波ブロック製作

- (1) 製作ヤードは、**設計図書**の定めによるものとする。
- (2) 受注者は、製作した消波ブロックを転置する場合、急激な衝撃や力が作用しないよう施工しなければならない。また、施工に先立ち転置時期について、監督員の**承諾**を得なければならない。
- (3) 受注者は、消波ブロック製作完了後、製作番号等を表示しなければならない。
- (4) 受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。

2. 消波ブロック据付

- (1) 仮置場所は、**設計図書**の定めによるものとする。なお、受注者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。
- (2) 受注者は、施工に先立ち消波ブロックの据付時期を監督員に**通知**しなければならない。
- (3) 受注者は、消波ブロック据付に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して据え付けなければならない。
- (4) 受注者は、海中に仮置された消波ブロックを据え付ける際、既設構造物との接触面に付着して作業上支障をきたす貝、海藻等を除去しなければならない。
- (5) 受注者は、消波ブロック相互のかみ合せに留意し、不安定な状態が生じないように据え付けなければならない。
- (6) 受注者は、消波ブロック相互間に、間詰石や転落石のはまり込みがないように据え付けなければならない。
- (7) 受注者は、基礎面と消波ブロック間及び消波ブロック相互間に、かみ合わせの石等を挿入してはならない。

第19節 裏込・裏埋工

4-19-1 一般事項

本節は、裏込・裏埋工として裏込工、裏埋工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-19-2 裏込工

1. 裏込材

- (1) 受注者は、裏込材の施工について、既設構造物及び防砂目地板の破損に注意して施工しなければならない。なお、**設計図書**に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。
- (2) 受注者は、隣接構造物に影響を与えないよう裏込めの施工を行わなければならない。

2. 瀬取り

受注者は、瀬取りの施工について、既設構造物等に注意して施工しなければならない。

3. 裏込均し

受注者は、**設計図書**に定めのある場合、整地仕上げしなければならない。

4. 吸出し防止材

- (1) 受注者は、製作に先立ち、形状寸法を記載した製作図を監督員に**提出**しなければならない。
- (2) 受注者は、敷設に先立ち敷設面の異常の有無を**確認**しなければならない。
- (3) 受注者は、マットの目地処理を重ね合せとし、その重ね合せ幅は次のとおりとしなければならない。なお、これにより難い場合、受注者は、施工に先立ち設計図書に関して監督員の**承諾**を得なければならない。
 - ① アスファルトマット 50cm以上
 - ② 繊維系マット 50cm以上
 - ③ 合成樹脂系マット 30cm以上
 - ④ ゴムマット 50cm以上
- (4) 受注者は、アスファルトマットの敷設を吊金具による水平吊りとしなければならない。なお、吊金具による水平吊りができない場合、受注者は、施工に先立ち、監督員の**承諾**を得なければならない。
- (5) マットの固定方法は、**設計図書**の定めによらなければならない。

4-19-3 裏埋工

1. 裏埋材

- (1) 余水吐きの位置及び構造は、**設計図書**の定めによらなければならない。
- (2) 受注者は、余水吐きの機能が低下することのないよう維持管理しなければならない。
- (3) 受注者は、**設計図書**に汚濁防止の特別の処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。
- (4) 受注者は、施工区域及び運搬路で砂塵及び悪臭の防止に努めなければならない。なお、**設計図書**に防止処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。
- (5) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
- (6) 受注者は、裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにしなければならない。
- (7) 受注者は、タイロッド、タイワイヤー、その他埋設構造物付近の施工をする場合、その構造物に影響を与えないよう施工しなければならない。
なお、**設計図書**に特別な処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。
- (8) 受注者は、裏埋を施工する場合、吸い出し防止材等に損傷を与えないよう施工しなければならない。

第20節 維持補修工

4-20-1 一般事項

本節は、維持補修工として維持塗装工、防食工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

4-20-2 維持塗装工

1. 係船柱塗装

- (1) 受注者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗らなければならない。
- (2) 受注者は、下塗りにエポキシ樹脂塗料を1回塗らなければならない。
- (3) 受注者は、上塗りにエポキシ樹脂塗料（二液型）を2回塗らなければならない。

2. 車止塗装、緑金物塗装

(1) 鋼 製

- ① 塗替の塗装の標準使用量は、「表4-4 塗装工程（塗替）」によらなければならない。

表4-4 塗装工程（塗替）

| 区分 | 工程 | 素地調整方法及び塗料名 | 標準使用量 (kg/m ² /回) (標準乾燥膜厚) |
|-------------|----------------------|--|---|
| 亜鉛メッキ面 | 1 素地調整 (3種ケレンSt2) | 動力工具等を用いて、劣化した旧塗膜、鉄さび、亜鉛の白さびを除去する。 活膜部は全面表面面粗しを行う。 | |
| | 2 補修塗(1回) | 新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー。 | (0.16) |
| | 3 下塗(1回) | 新設亜鉛面前処理用エポキシ樹脂プライマー。 | 0.16 (40μm/回) |
| | 4 中塗(1回) | JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐溶性上塗塗料用中塗。 | 0.14 (30μm/回) |
| | 5 上塗(1回) | JIS K 5659に規定する鋼構造物用耐溶性上塗塗料用上塗。 | 0.12 (25μm/回) |
| 亜鉛メッキでない既設面 | 1 素地調整 (2種ケレンSt3) | 動力工具(金剛砂グラインダー、チップングハンマー等)により緻密な黒皮以外の黒皮、さび、その他の付着物を完全に除去し、鋼肌が表れる程度に素地調整する。 | |
| | 2 下塗(2回) | JIS K 5621一般用さび止めペイントに規定するさび止めペイント2種。 | 0.13~0.15 |
| | 3 上塗(1回) | JIS K 5516合成樹脂調合ペイントに規定する長油性フタル酸樹脂塗料。 | 0.11~0.16 |

② 車止めは、**設計図書**に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識－産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。（但し、縁金物は除く。）なお、しまの幅は20cm、傾斜は右上がり60度でなければならない。

③ 受注者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、監督員の**承諾**を得なければならない。

④ 受注者は、雨天又は風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。

(2) その他

鋼製以外の車止めの施工は、**設計図書**の定めによるものとする。

4-20-3 防食工

防食工の施工については、第1編4-3-17防食工の規定によるものとする。

第21節 構造物撤去工

4-21-1 一般事項

1. 本節は、構造物撤去工として取壊し工、撤去工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 受注者は、運搬処理を行うに当たり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。

4-21-2 取壊し工

受注者は、連続するコンクリート構造物の一部の取壊し及びはつりを行う場合、必要に応じてあらかじめ切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない。

4-21-3 撤去工

1. 水中コンクリート撤去

(1) 受注者は、水中コンクリート構造物を取壊し及びはつりを行う場合、既設構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。

(2) 受注者は、作業中の汚濁等により第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

2. 鋼矢板等切断撤去

(1) 受注者は、鋼材切断を行うに当たり本体部材と兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。

(2) 切断工は、「JIS Z 3801 手溶接技術検定における試験方法及び判定基

準」に定めるガス溶接の溶接技術検定試験（又は同等以上の検定試験）に合格し、かつ、技量確かな者でなければならない。

- (3) 水中切断の場合の切断工は、前項の要件を満たし、かつ、潜水士の免許を有する者でなければならない。
- (4) 切断は、酸素及び溶解アセチレンを使用する。なお、施工方法は手動又は自動切断としなければならない。
- (5) 受注者は、部材にひずみを生じさせないように切断しなければならない。
- (6) 受注者は、事前に切断箇所のさび、ごみ等を除去しなければならない。
- (7) 受注者は、降雨、降雪及び強風等の悪条件下で陸上又は海上切断作業を行ってはならない。ただし、防護処置等が講じられる場合は、切断作業を行うことができる。

3. 腹起・タイ材撤去

受注者は、腹起・タイ材撤去到り切断作業が生じた場合、本条第2項の規定によるものとする。

4. 舗装版撤去

受注者は、舗装版の一部の取壊し及びはつりを行う場合、必要に応じてあらかじめ切断するなど、他に影響を与えないように施工しなければならない。

5. 石材撤去

受注者は、水中石材撤去到り汚濁等により第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。なお、**設計図書**に濁り防止のための特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

6. ケーソン撤去

受注者は、ケーソン撤去を行うに当たり、付着した土砂、泥土、ごみ等を現場内で取り除いた後、運搬しなければならない。なお、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

7. ブロック撤去

受注者は、ブロック撤去を行うに当たり、付着した土砂、泥土、ごみ等を現場内で取り除いた後、運搬しなければならない。なお、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

8. 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去

受注者は、引き抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。なお、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

第2編 港湾・漁港編

第1章 航路、泊地、船だまり

第1節 適用

1. 本章は、港湾・漁港工事（航路、泊地、船だまり）における浚渫工、土捨工、埋立工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に**確認**を求めなければならない。

- | | |
|--------------------------|------------|
| 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 | (平成19年 7月) |
| 全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 | (平成27年 7月) |

第3節 浚渫工

1-3-1 一般事項

本節は、浚渫工としてポンプ浚渫工、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-3-2 ポンプ浚渫工

1. ポンプ浚渫

ポンプ浚渫の施工については、第1編4-3-2、1. ポンプ浚渫の規定によるものとする。

2. 排砂管設備

排砂管設備の施工については、第1編4-3-2、2. 排砂管設備の規定によるものとする。

1-3-3 グラブ浚渫工

1. グラブ浚渫

グラブ浚渫の施工については、第1編4-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。

2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第1編4-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。

1-3-4 硬土盤浚渫工

1. 硬土盤浚渫

硬土盤浚渫の施工については、第1編4-3-2、5. 硬土盤浚渫の規定によるものとする。

2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第1編4-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。

1-3-5 岩盤浚渫工

1. 砕岩浚渫

砕岩浚渫の施工については、第1編4-3-2、6. 砕岩浚渫の規定によるものとする。

2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第1編4-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。

1-3-6 バックホウ浚渫工

1. バックホウ浚渫

バックホウ浚渫の施工については、第1編4-3-2、7. バックホウ浚渫の規定によるものとする。

2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第1編4-3-2、4. 土運船運搬の規定によるものとする。

第4節 土捨工

土捨工の施工については、第1編第4章第4節土捨工の規定によるものとする。

第5節 埋立工

1-5-1 一般事項

1. 本節は、埋立工として余水吐工、固化工、埋立工、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土埋立工、埋立土工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、施工区域及び運搬路で砂塵及び悪臭の防止に努めるものとする。
なお、**設計図書**に防止処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。
3. 受注者は、裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにしなければならない。

1-5-2 余水吐工

1. 余水吐
 - (1) 余水吐の位置及び構造は、**設計図書**の定めによるものとする。
 - (2) 受注者は、余水吐きの機能が低下することのないよう維持管理しなければならない。

1-5-3 固化工

固化工の施工については第1編4-3-8固化工の規定によるものとする。

1-5-4 埋立工

1. ポンプ土取
 - (1) ポンプ土取の施工については、第1編4-3-2、1. ポンプ浚渫の規定によるものとする。
 - (2) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
2. グラブ土取
 - (1) グラブ土取の施工については、第1編4-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。
 - (2) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
3. ガット土取
 - (1) ガット土取の施工については、第1編4-3-2、3. グラブ浚渫の規定によるものとする。

- (2) 受注者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督員に**通知**し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

1-5-5 排砂管設備工

排砂管設備工の施工については、第1編4-3-3排砂管設備工の規定によるものとする。

1-5-6 土運船運搬工

土運船運搬工の施工については、第1編4-3-4土運船運搬工の規定によるものとする。

1-5-7 揚土埋立工

1. バージアンローダ揚土

バージアンローダ揚土の施工については、第1編4-3-2、8. バージアンローダ揚土の規定によるものとする。

2. 空気圧送揚土

空気圧送揚土の施工については、第1編4-3-2、9. 空気圧送揚土の規定によるものとする。

3. リクレーマ揚土

リクレーマ揚土の施工については、第1編4-3-2、10. リクレーマ揚土の規定によるものとする。

4. バックホウ揚土

バックホウ揚土の施工については、第1編4-3-2、11. バックホウ揚土を適用するものとする。

第2章 防波堤、防砂堤、導流堤

第1節 適 用

1. 本章は、港湾・漁港工事（防波堤、防砂堤、導流堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、維持補修工、構造物撤去工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に**確認**を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年 7月)
全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 (平成27年 7月)

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第4章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第1編第4章第6節基礎工の規定によるものとする。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第1編第4章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第6節 本體工（ブロック式）

本體工（ブロック式）の施工については、第1編第4章第8節本體工（ブロック式）の規定によるものとする。

第7節 本體工（場所打式）

本體工（場所打式）の施工については、第1編第4章第9節本體工（場所打式）の規定によるものとする。

第8節 本體工（捨石・捨ブロック式）

本體工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第1編第4章第10節本體工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第9節 本體工（鋼矢板式）

本體工（鋼矢板式）の施工については、第1編第4章第11節本體工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第10節 本體工（コンクリート矢板式）

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第1編第4章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第11節 本體工（鋼杭式）

本體工（鋼杭式）の施工については、第1編第4章第13節本體工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第12節 本體工（コンクリート杭式）

本體工（コンクリート杭式）の施工については、第1編第4章第14節本體工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第13節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第1編第4章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第14節 上部工

上部工の施工については、第1編第4章第16節上部工の規定によるものとする。

第15節 消波工

消波工の施工については、第1編第4章第18節消波工の規定によるものとする。

第16節 維持補修工

維持補修工の施工については、第1編第4章第20節維持補修工の規定によるものとする。

第17節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第1編第4章第21節構造物撤去工の規定によるものとする。

第3章 防潮堤

第1節 適用

1. 本章は、港湾・漁港工事（防潮堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、維持補修工、構造物撤去工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に**確認**を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成19年 7月）
全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書（平成27年 7月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第4章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第1編第4章第6節基礎工の規定によるものとする。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第1編第4章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第1編第4章第8節本体工（プロ

ック式)の規定によるものとする。

第7節 本體工（場所打式）

本體工（場所打式）の施工については、第1編第4章第9節本體工（場所打式）の規定によるものとする。

第8節 本體工（鋼矢板式）

本體工（鋼矢板式）の施工については、第1編第4章第11節本體工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第9節 本體工（コンクリート矢板式）

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第1編第4章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第10節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第1編第4章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第11節 上部工

上部工の施工については、第1編第4章第16節上部工の規定によるものとする。

第12節 消波工

消波工の施工については、第1編第4章第18節消波工の規定によるものとする。

第13節 維持補修工

維持補修工の施工については、第1編第4章第20節維持補修工の規定によるものとする。

第14節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第1編第4章第21節構造物撤去工の規定によるものとする。

第4章 護岸、岸壁、物揚場

第1節 適用

1. 本章は、港湾・漁港工事（護岸、岸壁、物揚場）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、維持補修工、構造物撤去工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に**確認**を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年 7月)
全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 (平成27年 7月)

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第4章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第1編第4章第6節基礎工の規定によるものとする。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第1編第4章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第6節 本體工（ブロック式）

本體工（ブロック式）の施工については、第1編第4章第8節本體工（ブロック式）の規定によるものとする。

第7節 本體工（場所打式）

本體工（場所打式）の施工については、第1編第4章第9節本體工（場所打式）の規定によるものとする。

第8節 本體工（捨石・捨ブロック式）

本體工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第1編第4章第10節本體工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第9節 本體工（鋼矢板式）

本體工（鋼矢板式）の施工については、第1編第4章第11節本體工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第10節 本體工（コンクリート矢板式）

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第1編第4章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第11節 本體工（鋼杭式）

本體工（鋼杭式）の施工については、第1編第4章第13節本體工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第12節 本體工（コンクリート杭式）

本體工（コンクリート杭式）の施工については、第1編第4章第14節本體工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第13節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第1編第4章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第14節 上部工

上部工の施工については、第1編第4章第16節上部工の規定によるものとする。

第15節 付属工

付属工の施工については、第1編第4章第17節付属工の規定によるものとする。

第16節 消波工

消波工の施工については、第1編第4章第18節消波工の規定によるものとする。

第17節 裏込・裏埋工

裏込・裏埋工の施工については、第1編第4章第19節裏込・裏埋工の規定によるものとする。

第18節 維持補修工

維持補修工の施工については、第1編第4章第20節維持補修工の規定によるものとする。

第19節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第1編第4章第21節構造物撤去工の規定によるものとする。

第5章 棧橋、係船杭

第1節 適用

1. 本章は、港湾・漁港工事（棧橋、係船杭）における海上地盤改良工、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、上部工、付属工、維持補修工、構造物撤去工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に**確認**を求めなければならない。

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 （平成19年 7月）

全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 （平成27年 7月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第4章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 本体工（鋼杭式）

本体工（鋼杭式）の施工については、第1編第4章第13節本体工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第5節 本体工（コンクリート杭式）

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第1編第4章第14節本体工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第6節 上部工

上部工の施工については、第1編第4章第16節上部工の規定によるものとする。

第7節 付属工

付属工の施工については、第1編第4章第17節付属工の規定によるものとする。

第8節 維持補修工

維持補修工の施工については、第1編第4章第20節維持補修工の規定によるものとする。

第9節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第1編第4章第21節構造物撤去工の規定によるものとする。

第3編 港湾・漁港海岸編

第1章 堤防、防潮堤、護岸

第1節 適用

1. 本章は、港湾・漁港海岸工事（堤防、防潮堤、護岸）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、裏込・裏埋工、維持補修工、構造物撤去工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に**確認**を求めなければならない。

| | |
|--------------------------------|------------|
| 海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 | (平成16年 6月) |
| 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 | (平成19年 7月) |
| 全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 | (平成27年 7月) |

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第4章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第1編第4章第6節基礎工の規定によるものとする。

第5節 本體工（ケーソン式）

本體工（ケーソン式）の施工については、第1編第4章第7節本體工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第6節 本體工（ブロック式）

本體工（ブロック式）の施工については、第1編第4章第8節本體工（ブロック式）の規定によるものとする。

第7節 本體工（場所打式）

本體工（場所打式）の施工については、第1編第4章第9節本體工（場所打式）の規定によるものとする。

第8節 本體工（鋼矢板式）

本體工（鋼矢板式）の施工については、第1編第4章第11節本體工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第9節 本體工（コンクリート矢板式）

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第1編第4章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第10節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第1編第4章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第11節 上部工

上部工の施工については、第1編第4章第16節上部工の規定によるものとする。

第12節 消波工

消波工の施工については、第1編第4章第18節消波工の規定によるものとする。

第13節 裏込・裏埋工

裏込・裏埋工の施工については、第1編第4章第19節裏込・裏埋工の規定によるものとする。

第14節 維持補修工

維持補修工の施工については、第1編第4章第20節維持補修工の規定によるものとする。

第15節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第1編第4章第21節構造物撤去工の規定によるものとする。

第2章 突堤

第1節 適用

1. 本章は、港湾・漁港海岸工事（突堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、維持補修工、構造物撤去工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に**確認**を求めなければならない。

| | |
|--------------------------------|------------|
| 海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 | (平成16年 6月) |
| 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 | (平成19年 7月) |
| 全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書 | (平成27年 7月) |

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第4章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第1編第4章第6節基礎工の規定によるものとする。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第1編第4章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第6節 本土工（ブロック式）

本土工（ブロック式）の施工については、第1編第4章第8節本土工（ブロック式）の規定によるものとする。

第7節 本土工（場所打式）

本土工（場所打式）の施工については、第1編第4章第9節本土工（場所打式）の規定によるものとする。

第8節 本土工（捨石・捨ブロック式）

本土工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第1編第4章第10節本土工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第9節 本土工（鋼矢板式）

本土工（鋼矢板式）の施工については、第1編第4章第11節本土工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第10節 本土工（コンクリート矢板式）

本土工（コンクリート矢板式）の施工については、第1編第4章第12節本土工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第11節 本土工（鋼杭式）

本土工（鋼杭式）の施工については、第1編第4章第13節本土工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第12節 本土工（コンクリート杭式）

本土工（コンクリート杭式）の施工については、第1編第4章第14節本土工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第13節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第1編第4章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第14節 上部工

上部工の施工については、第1編第4章第16節上部工の規定によるものとする。

第15節 消波工

消波工の施工については、第1編第4章第18節消波工の規定によるものとする。

第16節 維持補修工

維持補修工の施工については、第1編第4章第20節維持補修工の規定によるものとする。

第17節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第1編第4章第21節構造物撤去工の規定によるものとする。

第3章 離岸堤

第1節 適用

1. 本章は、港湾・漁港海岸工事（離岸堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、被覆・根固工、上部工、消波工、構造物撤去工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に**確認**を求めなければならない。

海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説

（平成16年 6月）

日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説

（平成19年 7月）

全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計参考図書

（平成27年 7月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第1編第4章第5節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第1編第4章第6節基礎工の規定によるものとする。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第1編第4章第7節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第6節 本體工（ブロック式）

本體工（ブロック式）の施工については、第1編第4章第8節本體工（ブロック式）の規定によるものとする。

第7節 本體工（場所打式）

本體工（場所打式）の施工については、第1編第4章第9節本體工（場所打式）の規定によるものとする。

第8節 本體工（捨石・捨ブロック式）

本體工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第1編第4章第10節本體工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第9節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第1編第4章第15節被覆・根固工の規定によるものとする。

第10節 上部工

上部工の施工については、第1編第4章第16節上部工の規定によるものとする。

第11節 消波工

消波工の施工については、第1編第4章第18節消波工の規定によるものとする。

第12節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第1編第4章第21節構造物撤去工の規定によるものとする。

2. 港湾・漁港工事出来形管理基準

凡 例

Ⓣ：図面及び特記仕様書

2. 港湾・漁港工事出来形管理基準

目 次

| | |
|----------------|------|
| 1. 共通の工種 | |
| 1-1 圧密・排水工 | 2- 5 |
| 1-2 締固工 | 2- 9 |
| 1-3 固化工 | 2-11 |
| 1-4 洗掘防止工 | 2-13 |
| 1-5 中詰工 | 2-13 |
| 1-6 蓋コンクリート工 | 2-13 |
| 1-7 蓋ブロック工 | 2-13 |
| 1-8 鋼矢板工 | 2-15 |
| 1-9 控 工 | 2-17 |
| 1-10 鋼杭工 | 2-21 |
| 1-11 コンクリート杭工 | 2-21 |
| 1-12 防食工 | 2-23 |
| 2. 海上地盤改良工 | |
| 2-1 床掘工 | 2-25 |
| 2-2 置換工 | 2-25 |
| 2-3 圧密・排水工 | 2-25 |
| 2-4 締固工 | 2-25 |
| 2-5 固化工 | 2-25 |
| 3. 基礎工 | |
| 3-1 基礎盛砂工 | 2-27 |
| 3-2 洗掘防止工 | 2-27 |
| 3-3 基礎捨石工 | 2-27 |
| 3-4 基礎ブロック工 | 2-29 |
| 4. 本体工 (ケーソン式) | |
| 4-1 ケーソン製作工 | 2-29 |
| 4-2 ケーソン進水据付工 | 2-29 |
| 4-3 中詰工 | 2-29 |
| 4-4 蓋コンクリート工 | 2-29 |
| 4-5 蓋ブロック工 | 2-29 |

| | | |
|------|-----------------|------|
| 5. | 本體工 (ブロック式) | |
| 5-1 | 本體ブロック製作工 | 2-33 |
| 5-2 | 本體ブロック据付工 | 2-33 |
| 5-3 | 中詰工 | 2-33 |
| 5-4 | 蓋コンクリート工 | 2-33 |
| 5-5 | 蓋ブロック工 | 2-33 |
| 6. | 本體工 (場所打式) | |
| 6-1 | 場所打コンクリート工 | 2-35 |
| 7. | 本體工 (捨石・捨ブロック式) | |
| 7-1 | 洗掘防止工 | 2-35 |
| 7-2 | 本體捨石工 | 2-35 |
| 7-3 | 捨ブロック工 | 2-37 |
| 7-4 | 場所打コンクリート工 | 2-37 |
| 8. | 本體工 (鋼矢板式) | |
| 8-1 | 鋼矢板工 | 2-39 |
| 8-2 | 控 工 | 2-39 |
| 9. | 本體工 (コンクリート矢板式) | |
| 9-1 | コンクリート矢板工 | 2-39 |
| 9-2 | 控 工 | 2-39 |
| 10. | 本體工 (鋼杭式) | |
| 10-1 | 鋼杭工 | 2-39 |
| 11. | 本體工 (コンクリート杭式) | |
| 11-1 | コンクリート杭工 | 2-39 |
| 12. | 被覆・根固工 | |
| 12-1 | 被覆石工 | 2-41 |
| 12-2 | 被覆ブロック工 | 2-41 |
| 12-3 | 根固ブロック工 | 2-41 |
| 13. | 上部工 | |
| 13-1 | 上部コンクリート工 | 2-43 |
| 13-2 | 上部ブロック工 | 2-43 |

| | | |
|------|----------|------|
| 14. | 付属工 | |
| 14-1 | 係船柱工 | 2-45 |
| 14-2 | 防舷材工 | 2-45 |
| 14-3 | 車止・縁金物工 | 2-45 |
| 14-4 | 防食工 | 2-45 |
| 14-5 | 付属設備工 | 2-45 |
| 15. | 消波工 | |
| 15-1 | 洗掘防止工 | 2-47 |
| 15-2 | 消波ブロック工 | 2-47 |
| 16. | 裏込・裏埋工 | |
| 16-1 | 裏込工 | 2-47 |
| 16-2 | 裏埋工 | 2-47 |
| 17. | 維持補修工 | |
| 17-1 | 維持塗装工 | 2-49 |
| 17-2 | 防食工 | 2-49 |
| 18. | 構造物撤去工 | |
| 18-1 | 取壊し工 | 2-49 |
| 18-2 | 撤去工 | 2-49 |
| 19. | 浚渫工 | |
| 19-1 | ポンプ浚渫工 | 2-51 |
| 19-2 | グラブ浚渫工 | 2-51 |
| 19-3 | 硬土盤浚渫工 | 2-51 |
| 19-4 | 岩盤浚渫工 | 2-51 |
| 19-5 | バックホウ浚渫工 | 2-51 |
| 20. | 埋立工 | |
| 20-1 | 固化工 | 2-51 |

[参 考]

| | | | |
|------------------|----------------------|-------|-------|
| 様式・出来形 1-1-2(1) | ；敷砂出来形管理表 | | 2- 53 |
| 様式・出来形 1-1-2(2) | ；敷砂出来形管理図 | | 2- 54 |
| 様式・出来形 1-2-2(1) | ；サトコンパクションパル出来形管理表 | | 2- 55 |
| 様式・出来形 1-2-2(2) | ；砂投入管理表 | | 2- 56 |
| 様式・出来形 1-2-2(3) | ；締固工深淺図 | | 2- 57 |
| 様式・出来形 1-3-1(1) | ；深層混合処理杭出来形管理表 | | 2- 58 |
| 様式・出来形 1-3-1(2) | ；深層混合処理杭鉛直度管理表 | | 2- 59 |
| 様式・出来形 1-4-1(1) | ；洗掘防止マット出来形管理表 | | 2- 60 |
| 様式・出来形 1-4-1(2) | ；洗掘防止マット出来形管理図 | | 2- 61 |
| 様式・出来形 1-5-1 | ；砂・石材中詰出来形管理表 | | 2- 62 |
| 様式・出来形 1-6-1 | ；蓋コンクリート出来形管理表 | | 2- 63 |
| 様式・出来形 1-8-2 | ；鋼矢板出来形管理表 | | 2- 64 |
| 様式・出来形 1-9-5 | ；腹起出来形管理表 | | 2- 65 |
| 様式・出来形 1-9-6 | ；タイ材出来形管理表 | | 2- 66 |
| 様式・出来形 1-10-2(1) | ；鋼杭打込記録 | | 2- 67 |
| 様式・出来形 1-10-2(2) | ；鋼杭出来形管理表 | | 2- 68 |
| 様式・出来形 1-12-1(1) | ；電気防食出来形管理表 | | 2- 69 |
| 様式・出来形 1-12-1(2) | ；電気防食電位測定管理表 | | 2- 70 |
| 様式・出来形 2-2-1 | ；置換材出来形管理表 | | 2- 71 |
| 様式・出来形 3-3-2(1) | ；基礎石均し出来形管理図(1) | | 2- 72 |
| 様式・出来形 3-3-2(2) | ；基礎石均し出来形管理図(2) | | 2- 73 |
| 様式・出来形 4-1-1 | ；ケーソン製作出来形管理表 | | 2- 74 |
| 様式・出来形 4-2-1 | ；ケーソン据付出来形管理表 | | 2- 75 |
| 様式・出来形 5-1(1) | ；ブロック（方塊）製作出来形管理表 | | 2- 76 |
| 様式・出来形 5-1(2) | ；L型ブロック製作出来形管理表 | | 2- 77 |
| 様式・出来形 5-1(3) | ；セルラーブロック製作出来形管理表 | | 2- 78 |
| 様式・出来形 5-1(4) | ；ブロック製作等外見チェックリスト | | 2- 79 |
| 様式・出来形 12-1-1(1) | ；被覆石均し出来形管理図(1) | | 2- 80 |
| 様式・出来形 12-1-1(2) | ；被覆石均し出来形管理図(2) | | 2- 81 |
| 様式・出来形 12-3-1 | ；根固ブロック製作出来形管理表 | | 2- 82 |
| 様式・出来形 13-1(1) | ；上部コンクリート(防波堤)出来形管理表 | | 2- 83 |
| 様式・出来形 13-1(2) | ；上部コンクリート(岸壁)出来形管理表 | | 2- 84 |
| 様式・出来形 14-1-1 | ；係船柱出来形管理表 | | 2- 85 |
| 様式・出来形 14-2-1 | ；防舷材出来形管理表 | | 2- 86 |
| 様式・出来形 14-3-1 | ；車止出来形管理表 | | 2- 87 |
| 様式・出来形 19-1(1) | ；浚渫出来形管理表 | | 2- 88 |
| 様式・出来形 19-1(2) | ；浚渫出来形管理図 | | 2- 89 |
| 出来形測定参考図 | | | 2- 90 |

1. 共通的工種

1-1 圧密・排水工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|------------|--------------------|---------------------------------|------------------------|
| 1. サンドドレーン | 位 置 | 自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定 | 移動毎及び監督員の指示による。 |
| | 天端高 先端深度 | 打込記録の確認 | 全 数 |
| | 砂の投入量 | 打込記録の確認 | 全 数 |
| 2. 敷砂均し | 延 長 | スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定 | 施工完了後 |
| | 天端高 天端幅 法面勾配 | 陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定 | 測線間隔20m以下 測点間隔10m以下 |
| | | 水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定 | 測線間隔20m以下 測点間隔20m以下 |
| 3. 載荷土砂 | 延 長 | スチールテープ、間縄等により測定 | 施工完了後 |
| | 天端高 天端幅 法面勾配 | 陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定 | 測線間隔20m以下 測点間隔10m以下 |
| | | 水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定 | 測線間隔20m以下 測点間隔20m以下 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|---------------------|-------------------------------|---|--|
| 1 cm | 管理図に測定結果を記入し提出 | ±10cm | 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。 |
| 10cm | 打込記録紙及び管理表を作成して提出 | 天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない | + ; 設計値より浅い (高い) ことをいう。 - ; 設計値より深い (低い) ことをいう。 () は陸上。 |
| 0.1m ³ | 打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出 | | |
| 10cm | 管理図に延長を記入し提出 | +規定しない -0 | 様式・出来形1-1-2参照 |
| 天端高 1 cm 天端幅10cm | 管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出 | 天端高 ±30cm天端幅、法面勾配は㊦による。 | |
| 10cm | | | |
| 10cm | 管理図に延長を記入し提出 | +規定しない -0 | |
| 天端幅10cm 天端高 1 cm | 管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出 | 天端高 ±50cm 天端幅、法面勾配は㊦による。 | |
| 10cm | | | |

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-------------|--------------------|---------------------------------|------------------------|
| 4. ペーパードレーン | 位 置 | 自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定 | 移動毎及び監督員の指示による。 |
| | 天端高 先端深度 | 打込記録の確認 | 全 数 |
| | ドレーン材 の打込長 | 打込記録の確認 | 全 数 |
| 5. グラベルマット | 延 長 | スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定 | 施工完了後 |
| | 天端高 天端幅 法面勾配 | 陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定 | 測線間隔20m以下 測点間隔10m以下 |
| | | 水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定 | 測線間隔20m以下 測点間隔20m以下 |
| 6. グラベルドレーン | 位 置 | 自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定 | 移動毎及び監督員の指示による。 |
| | 天端高 先端深度 | 打込記録の確認 | 全 数 |
| | 碎石の投入 量 | 打込記録の確認 | 全 数 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|----------------------|-------------------------------|---|---|
| 1 cm | 管理図に測定結果を記入し提出 | ±10cm | 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。 |
| 10cm | 打込記録紙及び管理表を作成して提出 | 天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない | +；設計値より浅い（高い）ことをいう。 -；設計値より深い（低い）ことをいう。 （ ）は陸上。 |
| 10cm | 打込記録紙に打込長を記入し提出 | | |
| 10cm | 管理図に延長を記入し提出 | +規定しない -0 | 様式・出来形1-1-2参照 |
| 天端高 1 cm 天端幅 10cm | 管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出 | 天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配は(特)による。 | |
| 10cm | | | |
| 1 cm | 管理図に測定結果を記入し提出 | ±10cm | 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。 |
| 10cm | 打込記録紙及び管理表を作成して提出 | 天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない | +；設計値より浅い（高い）ことをいう。 -；設計値より深い（低い）ことをいう。 （ ）は陸上。 |
| 0.1m ³ | 打込記録紙に碎石の投入量を記入し提出 | | |

1-2 締固工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|------------------|-------------|------------------------------|----------------------|
| 1. ロッドコンパクション | 位 置 | 自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定 | 移動毎及び監督員の指示による。 |
| | 充填材の投入量 | | |
| | 天端高 | 打込記録の確認 | 全 数 |
| | 先端深度 | 打込記録の確認 | 全 数 |
| 2. サンドコンパクションパイル | 位 置 | 自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定 | 移動毎及び監督員の指示による。 |
| | 天端高 先端深度 | 打込記録の確認 | 砂杭全数 |
| | 砂の投入量 | 打込記録の確認 | 砂杭全数 |
| | 盛り上り量 | レベル、音響測深機又はレッドにより測定 | 完了後 測線・測点間隔は㊦による。 |
| 3. 盛上土砂撤去 | 撤去量 | レベル、音響測深機又はレッドにより測定 | 完了後 測線・測点間隔は㊦による。 |
| 4. 敷砂均し | | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|-------------------|-------------------|---|---|
| 10cm | 管理図に測定結果を記入し提出 | ±10cm | 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。 |
| 1.0m ³ | 測定記録等の提出 | | |
| 10cm | 打込記録の提出 | 天端高 +規定しない -0 | |
| 10cm | 打込記録の提出 | 先端深度 +0 -規定しない | +；設計値より浅い（高い）ことをいう。 -；設計値より深い（低い）ことをいう。 （ ）は陸上。 |
| 1 cm | 管理図に測定結果を記入し提出 | ±10cm | 様式・出来形1-2-2参照。自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。 |
| 10cm | 打込記録紙及び管理表を作成して提出 | 天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない | +；設計値より浅い（高い）ことをいう。 -；設計値より深い（低い）ことをいう。 （ ）は陸上。 |
| 0.1m ³ | 打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出 | | |
| 10cm | 盛り上り量の平面図を作成し提出 | | |
| 10cm | 撤去量の平面図を作成し提出 | | |
| | | | 1-1-2敷砂均しを適用する。 |

1-3 固化工

| 工種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|------------|-------------|---|--|
| 1. 深層混合処理杭 | 位置 | 自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定 | 海上施工は改良杭全数。 陸上施工はⒺによる。 |
| | 鉛直度 接合 | トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定 | 改良杭全数 深度方向に2～5m程度毎に測定 (引抜きと貫入時) |
| | 天端高 先端深度 | 深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認 | 改良杭全数 |
| | 固化材吐出量 | 流量計等により固化材のm当りの吐出量を確認 | 改良杭全数 |
| | 盛上り量 | 音響測深機又はレッドにより測定 | 改良前、改良後 |
| 2. 敷砂均し | | | |
| 3. 事前混合処理 | 延長 | スチールテープ、間縄等により測定 | 施工完了後 |
| | 天端高、天端幅 | 陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定 水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機により測定 | 測線間隔20m以下 測点間隔10m以下 測線間隔20m以下 測点間隔20m以下 |
| 4. 表層固化処理 | 延長 | スチールテープ、間縄等により測定 | 施工完了後 |
| | 天端高、天端幅、厚さ | スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定 | 測線間隔20m以下 測点間隔10m以下 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|-----------------------|-----------------------------------|---|---|
| 1 cm | 管理図に測定結果を記入し提出 | トランシット及び光波測距儀等により測定する場合は㊟による。 | 様式・出来形1-3-1参照。自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要。 |
| 1分又は1 cm | 改良杭先端部の軌跡図を作成し提出 | ㊟による。 | 陸上施工は除く。 |
| 1 cm | 打込記録紙又は打込記録データに天端高、先端深度を記入し管理表を提出 | 天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない | + ; 設計値より浅い(高い)ことをいう。 - ; 設計値より深い(低い)ことをいう。 ()は陸上。 |
| 1φ又は1 t | 打込記録紙又は打込記録データに固化材吐出量を記入し提出 | | |
| 10cm | 盛上り量の図面を作成し提出 | | |
| | | | 1-1-2敷砂均しを適用する。 |
| 10cm | 管理図に延長を記入し提出 | +規定しない -0 | |
| 天端幅10cm 天端高1 cm | 管理図に天端高、天端幅を記入し提出 | ㊟による。 | |
| 10cm | | | |
| 10cm | 管理図に延長を記入し提出 | +規定しない -0 | |
| 天端幅10cm 天端高・厚さ1 cm | 管理図に天端高、天端幅、厚さを記入し提出 | ㊟による。 | |

1-4 洗掘防止工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|---------|------|------------------|----------------------------|
| 1. 洗掘防止 | 敷設位置 | スチールテープ、間縄等により測定 | 始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上。 |
| | 重ね幅 | スチールテープ等により測定 | 1枚に2点 |
| | 延長 | スチールテープ、間縄等により測定 | マットの中心を区間毎及び全長 |

1-5 中詰工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-------------------|------|--------------------------------|--------------|
| 1. 砂・石材中詰 | 天端高 | レベル、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定 | 1室につき1箇所(中心) |
| 2. コンクリート中詰 | 天端高 | レベル、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定 | 1室につき1箇所(中心) |
| 3. プレパックドコンクリート中詰 | | | |

1-6 蓋コンクリート工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|------------|------|-------------------|--------------|
| 1. 蓋コンクリート | 天端高 | レベル、スチールテープ等により測定 | 1室につき1箇所(中心) |

1-7 蓋ブロック工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|------------|--------------|-------------------|----------|
| 1. 蓋ブロック製作 | 幅、高さ、長さ、壁厚 | スチールテープ等により測定 | 型枠取外し後全数 |
| | 対角線 | スチールテープ等により測定 | 型枠取外し後全数 |
| 2. 蓋ブロック据付 | 蓋ブロック据付(天端高) | レベル、スチールテープ等により測定 | 1室につき1箇所 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|----------------|--|--|
| 10cm | 測定表及び敷設図を作成し提出 | 特による。 | 様式・出来形1-4-1参照 アスファルトマット、繊維系マット、ゴムマット、合成樹脂系マット |
| 1 cm | 測定表及び敷設図を作成し提出 | 50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット、ゴムマット) 30cm以上(合成樹脂系マット) | |
| 10cm | 測定表及び敷設図を作成し提出 | +規定しない -10cm | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|----------------------|---------------|
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | 陸上± 5 cm 水中±10cm | 様式・出来形1-5-1参照 |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | 陸上± 3 cm 水中± 5 cm | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|----------------------|---------------|
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | 陸上± 3 cm 水中± 5 cm | 様式・出来形1-6-1参照 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|--|----|
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | 幅 + 2 cm, - 1 cm 高さ+ 2 cm, - 1 cm 長さ+ 2 cm, - 1 cm 壁厚± 1 cm | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |

1-8 鋼矢板工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|---------|-------------|-----------------------------------|----------------------------|
| 1. 先行掘削 | 位 置 | トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定 | 全 数 |
| | 掘削長 掘削深度 | レベル等により測定 | 全 数 |
| | 掘削径 | スチールテープ等により測定（水中の場合はケーシング径等により確認） | 全数（水中の場合は適宜） |
| 2. 鋼矢板 | | | |
| イ) 鋼矢板 | 打込記録 | 第1編 4-3-13-2-(10) | 40枚に1枚 |
| | 矢板壁延長 | スチールテープ等により測定（天端付近） | 施工中適宜 打込完了時 |
| | 矢板法線に対する出入り | トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定 | 打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点 |
| | 矢板法線に対する傾斜 | トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定 | 打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点 |
| | 矢板法線方向の傾斜 | | 施工中適宜 打込完了時（両端部） |
| | 矢板天端高 | レベルにより測定 | 打込完了時、20枚に1枚 |
| | 矢板継手部の離脱 | 観察（水中部は潜水士） | 全 数 |
| ロ) 鋼管矢板 | 打込記録 | 第1編 4-3-13-2-(10) | 20本に1本 |
| | 矢板壁延長 | スチールテープ等により測定（天端付近） | 施工中適宜 打込完了時 |
| | 矢板法線に対する出入り | トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定 | 打込完了時、10本に1本 及び計画法線の変化点 |
| | 矢板法線に対する傾斜 | トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定 | 打込完了時、全数確認後 10本に1本及び変化点 |
| | 矢板法線方向の傾斜 | | 施工中適宜 打込完了時（両端部） |
| | 矢板天端高 | レベルにより測定 | 打込完了時、10本に1本 |
| | 矢板継手部の離脱 | 観察（水中部は潜水士） | 全 数 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|----------------|-----------|---------------------------------|--------------------------------------|
| 10cm | 測定表を作成し提出 | 特による。 | |
| 10cm | 測定表を作成し提出 | 特による。 | + ; 設計値より浅いことをいう - ; 設計値より深いことをいう |
| 10cm | 測定表を作成し提出 | 特による。 | |
| | 打込記録を提出 | | 様式・出来形1-8-2参照 |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | + 矢板 1 枚幅 - 0 | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | ±10cm | 全数を目視で確認 |
| 1/1000 | 管理表を作成し提出 | 10/1000以下 | |
| 1 cm 1/1000 | 管理表を作成し提出 | 上下の差が矢板 1 枚 幅未満 10/1000以下 | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | ±10cm | 全数を目視で確認 |
| | 観察結果を報告 | | |
| | 打込記録を提出 | | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | 特による。 | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | ±10cm | 全数を目視で確認 |
| 1/1000 | 管理表を作成し提出 | 10/1000以下 | |
| 1 cm 1/1000 | 管理表を作成し提出 | 上下の差が矢板 1 枚 幅未満 10/1000以下 | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | ±10cm | 全数を目視で確認 |
| | 観察結果を報告 | | |

1-9 控工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-------------------|-------------|-----------------------------|----------------------------|
| 1. 控鋼矢板 | 打込記録 | 第1編 4-3-14-2-(10) | 40枚に1枚 |
| | 矢板壁延長 | スチールテープ等により測定（天端付近） | 施工中適宜 打込完了時 |
| | 矢板法線に対する出入り | トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定 | 打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点 |
| | 矢板法線に対する傾斜 | トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定 | 打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点 |
| | 矢板法線方向の傾斜 | | 施工中適宜 打込完了時（両端部） |
| | 矢板天端高 | レベルにより測定 | 打込完了時、20枚に1枚 |
| | 矢板継手部の離脱 | 観察（水中部は潜水士） | 全 数 |
| 2. 控鋼杭 | 打込記録 | 第1編 4-3-14-3-(8) | 20本に1本 |
| | 杭頭中心位置 | トランシット、光波測距儀、スチールテープ | 打込完了時、全数 |
| | 杭天端高 | レベルにより測定 | 打込完了時、全数 |
| | 杭の傾斜 | トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定 | 打込完了時、全数 |
| 3. プレキャストコンクリート控壁 | 幅、高さ、長さ、壁厚 | スチールテープ等により測定 | 型枠取外後全数 |
| | 法線に対する出入 | トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定 | 据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段） |
| | 隣接ブロックとの間隔 | スチールテープ等により測定 | 据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段） |
| | 延長 | スチールテープ等により測定 | 据付完了後、法線上（最上段のみ） |
| | 天端高 | レベル等により測定 | 据付後ブロック1個につき2箇所 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|--------|-----------|---|----------------|
| | 打込記録を提出 | | 様式・出来形1-8-2参照 |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | + 矢板 1 枚幅 - 0 | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | ±10cm | 全数を目視で確認 |
| 1/1000 | 管理表を作成し提出 | 10/1000以下 | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | 上下の差が矢板 1 枚 幅未満 | |
| 1/1000 | | 10/1000以下 | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | ±10cm | 全数を目視で確認 |
| | 観察結果を報告 | | |
| | 打込記録を提出 | | 様式・出来形1-10-2参照 |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | 10cm以下 | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | ± 5 cm | |
| 1° | 管理表を作成し提出 | 直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下 | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | 幅 + 2 cm, - 1 cm 高さ + 2 cm, - 1 cm 長さ + 2 cm, - 1 cm 壁厚 ± 1 cm | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | ± 5 cm | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | 特による。 | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|--------------------|----------------------|----------------------------|-----------------|
| 4. 場所打コンクリート控壁 | 天端高又は厚さ | トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定 | 1 スパン 3 箇所 |
| | 天端幅 | スチールテープ等により測定 | 1 スパン 3 箇所 |
| | 延長 | スチールテープ等により測定 | 法線上 |
| | 法線に対する出入 | トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定 | 1 スパン 2 箇所 |
| 5. 腹 起 | 取付高さ | レベル等により測定 | 取付完了時、両端（継手毎）全数 |
| | 継手位置 | 観 察 | 取付完了時、全数 |
| | ボルトの取付け | 観 察 | 取付完了時、全数 |
| | 矢板と腹起しとの密着 | 観 察 | タイロッド毎、全数 |
| 6. タイ材 | | | |
| イ) タイロッド取付 | 取付け高さ及び水平度 | レベル等により測定 | 締付後両端、全数 |
| | 矢板法線に対する取付角度及び取付間隔 | スチールテープ等により測定 | 締付後両端、全数 |
| | 定着ナットの締付け | 観 察 | 全 数 |
| | ターンバックルのねじ込み長さ | 観 察 | 全 数 |
| | リングジョイントのコンクリートへの埋込み | 観 察 | 全 数 |
| | 支保材の天端高 | レベル等により測定 | 適 宜 |
| | ロ) タイワイヤー取付 | 取付高さ | レベル等により測定 |
| 矢板法線に対する取付角度及び取付間隔 | | スチールテープ等により測定 | 締付後両端、全数 |
| 定着ナットの締付け | | 観 察 | 全 数 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|-------------------------|---------------------------------|
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | ± 2 cm | 天端高又は厚さの管理項目の選定は⑨による。 |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | ± 2 cm | |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | +規定しない - 0 | |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | ± 3 cm | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | 様式・出来形1-9-5参照 |
| | 観察結果を報告 | | |
| | 観察結果を報告 | | |
| | 観察結果を報告 | | |
| | | | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | 様式・出来形1-9-6参照 腹起しに取り付ける場合は不要 |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |
| | 観察結果を報告 | ねじ山が3つ山以上 突き出していること。 | |
| 1 cm | 観察結果を報告 | 定着ナットの高さ以上 | |
| | 観察結果を報告 | | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | 腹起しに取り付ける場合は不要 |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |
| | 観察結果を報告 | ねじ山が3つ山以上 突き出していること。 | |

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-----|----------------------|------|------|
| | 定着具端部 栓の取付け | 観 察 | 全 数 |
| | トランペッ トシースの 取付 | 観 察 | 全 数 |

1-10 鋼杭工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|---------|------------|-------------------------------------|----------|
| 1. 先行掘削 | | | |
| 2. 鋼 杭 | 打込記録 | 第1編 4-3-15-2-(9) | 20本に1本 |
| | 杭頭中心位 置 | トランシット、光波測 距儀、スチールテープ 等により測定 | 打込完了時、全数 |
| | 杭天端高 | レベル等により測定 | 打込完了時、全数 |
| | 杭の傾斜 | トランシット、光波測 距儀、下げ振り、傾斜 計等により測定 | 打込完了時、全数 |

1-11 コンクリート杭工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|------------|------------|-------------------------------------|-------------------------|
| 1. コンクリート杭 | 打込記録 | JIS A 7201 記録 | 支持杭は全数、支持杭以 外は20本に1本 |
| | 杭頭中心位 置 | トランシット、光波測 距儀、スチールテープ 等により測定 | 打込完了時、全数 |
| | 杭天端高 | レベル等により測定 | 打込完了時、全数 |
| | 杭の傾斜 | トランシット、光波測 距儀、下げ振り、傾斜 計等により測定 | 打込完了時、全数 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|----|
| | 観察結果を報告 | | |
| | 観察結果を報告 | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|----------------------|-----------------|
| | | | 1-8-1先行掘削を適用する。 |
| | 打込記録を提出 | | 様式・出来形1-10-2参照 |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | 10cm以下 | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | ± 5 cm | |
| 1° | 管理表を作成し提出 | 直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下 | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|----------------------------------|----------------------|----|
| | JIS A 7201 付表 5 打込み工法記録を作成し提出 | | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | 10cm以下 | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | ± 5 cm | |
| 1° | 管理表を作成し提出 | 直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下 | |

1-12 防食工

| 工種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|--------------|------------|------------------------|--|
| 1. 電気防食 | 取付位置 | 目視（承諾された図面より確認）潜水士による。 | 取付完了後、全数 |
| | 電位測定 | 測定機器による。 | 取付完了後、測定端子取付箇所毎 |
| 2. FRPモルタル被覆 | 取付高さ（被覆範囲） | レベル等により測定 | 完了後、保護カバーの上端又は下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全数 矢板；1打設3箇所以上 |
| 3. ペトラタム被覆 | 取付高さ（被覆範囲） | レベル等により測定 | 完了後、保護カバーの上端又は下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全数 矢板；監督職員の指示による |
| 4. コンクリート被覆 | 高さ（被覆範囲） | レベル等により測定 | 完了後、上端・下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全数 矢板；1打設3箇所以上 |
| 5. 防食塗装 | 高さ（被覆範囲） | レベル等により測定 | 完了後、上端・下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全数 矢板；50㎡に1箇所以上 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|---|--|
| ㊟による | 確認結果を提出 | | 様式・出来形1-12-1参照 |
| 1 mV | 測定表を作成し提出 | 飽和かんこう電極基準；-770mV 海水塩化銀基準；-780mV 又は飽和硫酸銅電極基準；-850mV | |
| ㊟による | 測定表を作成し提出 | ㊟による | 測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す。 |
| ㊟による | 測定表を作成し提出 | ㊟による | |
| ㊟による | 測定表を作成し提出 | ㊟による | 測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す。 |
| ㊟による | 測定表を作成し提出 | ㊟による | |

2. 海上地盤改良工

2-1 床掘工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|---|-------------|----------------------|-------|
| 1. ポンプ床掘 2. グラブ床掘 3. 硬土盤床掘 4. 砕岩床掘 5. バックホウ床掘 | 水 深 (底面) | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | 特による。 |
| | (法面) | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | 特による。 |

2-2 置換工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|----------|------------|---------------------------------|--------------------|
| 1. 置換材均し | 延 長 | スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定 | 施工完了後 |
| | 天端高、天端幅、法面 | 陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定 | 測線間隔20m以下測点間隔10m以下 |
| | | 水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定 | 測線間隔20m以下測点間隔20m以下 |

2-3 圧密・排水工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|--------|------|------|------|
| 圧密・排水工 | | | |

2-4 締固工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-----|------|------|------|
| 締固工 | | | |

2-5 固化工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-----|------|------|------|
| 固化工 | | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------------|-------------------------------------|---------------------|
| 10cm | 平面図に実測値を記入し提出 | ±30cm又は㊦による。 | 断面図は監督員が指示したとき作成し提出 |
| 10cm | 平面図に実測値を記入し提出 | 外側2m(法面に直角) 内側30cm(法面に直角)又は㊦による。 | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|-------------------|-------------------------------|---------------------------------|---------------|
| 10cm | 管理図に延長を記入し提出 | +規定しない -0 | 様式・出来形2-2-1参照 |
| 天端高1cm 天端幅10cm | 管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出 | 天端高 ±50cm又は㊦による 天端幅、法面は㊦による。 | |
| 10cm | | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|-----------------|
| | | | 1-1圧密・排水工を適用する。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|--------------|
| | | | 1-2締固工を適用する。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|--------------|
| | | | 1-3固化工を適用する。 |

3. 基礎工

3-1 基礎盛砂工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|---------|--------------------|-----------------------------|------------------------|
| 1. 盛砂均し | 延 長 | スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定 | 施工完了後 |
| | 天端高 天端幅 法面勾配 | スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定 | 測線間隔20m以下 測点間隔20m以下 |

3-2 洗掘防止工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-------|------|------|------|
| 洗掘防止工 | | | |

3-3 基礎捨石工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-----------------------|------|----------------------|---------------------------------------|
| 1. 基礎捨石 (均しを行わない面) | 天端高 | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | 測線及び測点間隔は10m以下 |
| | 法 面 | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | 測線間隔は10m以下測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上 |
| | 天端幅 | スチールテープ、間縄等により測定 | 測線間隔は10m以下 |
| | 延 長 | スチールテープ、間縄等により測定 | 法線上又は監督員の指示による。 |
| 2. 捨石本均し | 天端高 | レベル又は巻により測定 | 測線及び測点間隔は10m以下 |
| | 天端幅 | スチールテープ、間縄等により測定 | 測線間隔は10m以下 |
| | 延 長 | スチールテープ、間縄等により測定 | 法線上又は監督員の指示による。 |
| 3. 捨石荒均し | 天端高 | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | 測線及び測点間隔は10m以下 |
| | 法 面 | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | 測線間隔は10m以下測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上 |
| | 天端幅 | スチールテープ、間縄等により測定 | 測線間隔は10m以下 |
| | 延 長 | スチールテープ、間縄等により測定 | 法線上又は監督員の指示による。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-------------------------------|-------------------------|---------------|
| 10cm | 管理図に延長を記入し提出 | +規定しない -0 | 様式・出来形1-1-2参照 |
| 10cm | 管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出 | 天端高 ±30cm天端幅、法面勾配は㊦による。 | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|----------------|
| | | | 1-4洗掘防止工を適用する。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|------------|---|--------------------------------------|
| 10cm | 出来形図を作成し提出 | ㊦による。 | |
| 10cm | 出来形図を作成し提出 | ㊦による。 | |
| 10cm | 出来形図を作成し提出 | ㊦による。 | |
| 10cm | 出来形図を作成し提出 | ㊦による。 | |
| 1 cm | 出来形図を作成し提出 | ± 5 cm | 様式・出来形3-3-2参照 |
| 10cm | 出来形図を作成し提出 | +規定しない -10cm | |
| 10cm | 出来形図を作成し提出 | +規定しない -10cm | |
| 10cm | 出来形図を作成し提出 | 注)-1 ±50cm、岸壁前面+0,-20cm又は㊦による。異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は㊦による。 | 注)-1 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。 |
| 10cm | 出来形図を作成し提出 | 注)-2 ±50cm(法面に直角)異形ブロック据付面(整積)の高さ(法面に直角)±30cm又は㊦による。 | 注)-2 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。 |
| 10cm | 出来形図を作成し提出 | +規定しない -10cm | |
| 10cm | 出来形図を作成し提出 | +規定しない -10cm | |

3-4 基礎ブロック工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-------------|----------------|---------------|--------------------------|
| 1. 基礎ブロック製作 | 幅、高さ、長さ、壁厚 | スチールテープ等により測定 | 型枠取外し後全数 |
| | 対角線 | スチールテープ等により測定 | 型枠取外し後全数 |
| | 型枠形状寸法（異形ブロック） | 観察 | 型枠搬入後適宜 |
| | ブロック外観（異形ブロック） | 観察 | 全 数 |
| 2. 基礎ブロック据付 | 法線に対する出入 | スチールテープ等により測定 | 据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段） |
| | 隣接ブロックとの間隔 | スチールテープ等により測定 | 据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段） |
| | 延 長 | スチールテープ等により測定 | 据付完了後、法線上（最上段のみ） |
| | 天端高 | レベル等により測定 | 据付後ブロック1個につき2箇所（最上段のみ） |

4. 本體工（ケーソン式）

4-1 ケーソン製作工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-----------|---------------|-------------------|---------------------|
| 1. ケーソン製作 | 摩擦増大用マット敷設位置 | スチールテープ等により確認 | 始・終端及び変化する箇所毎 |
| | 高 さ | スチールテープ等により測定 | 完成時、四隅 |
| | 幅 | スチールテープ等により測定 | 各層完成時に中央部及び底版と天端は両端 |
| | 長 さ | スチールテープ等により測定 | 各層完成時に中央部及び底版と天端は両端 |
| | 壁 厚 | スチールテープ等により測定 | 各層完成時、各壁1箇所 |
| | 底版厚さ | レベル、スチールテープ等により測定 | 底版完成時、各室中央部1箇所 |
| | フーチング高さ | スチールテープ等により測定 | 底版完成時、四隅 |
| | 対角線 | スチールテープ等により測定 | 底版完成時及び完成時 |
| バラスト | レベル、レッド等により測定 | 各室中央部1箇所 | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|---|-------------------------|
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | 幅 + 2 cm, - 1 cm 高さ + 2 cm, - 1 cm 長さ + 2 cm, - 1 cm 壁厚 ± 1 cm | 様式・出来形5-1参照 ブロック(方塊) |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |
| | 観察結果を報告 | | |
| | 観察結果を報告 | | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | ± 5 cm | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | ブロック(方塊) 3 cm以下 | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|----------------|-----------------------------|---------------|
| 10cm | 測定表及び敷設図を作成し提出 | 特による。 | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | + 3 cm - 1 cm | 様式・出来形4-1-1参照 |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | + 3 cm - 1 cm | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | + 3 cm - 1 cm | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | ± 1 cm | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | + 3 cm - 1 cm | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | + 3 cm - 1 cm | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | ± 5 cm | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | 砕石・砂 ±10cm コンクリート ± 5 cm | 投入量管理 |

4-2 ケーソン進水据付工

| 工種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-------------|----------|-----------------------|----------------------|
| 1. ケーソン進水据付 | 法線に対する出入 | トランシット及びスチールテープ等により測定 | 据付完了後、両端2箇所 |
| | 据付目地間隔 | スチールテープ等により測定 | 据付完了後、天端2箇所 |
| | 天端高さ | レベルにより測定 | 据付完了後、四隅 中詰完了時、四隅 |
| | 延長 | スチールテープ等により測定 | 据付完了後、法線上 |

4-3 中詰工

| 工種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-----|------|------|------|
| 中詰工 | | | |

4-4 蓋コンクリート工

| 工種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|----------|------|------|------|
| 蓋コンクリート工 | | | |

4-5 蓋ブロック工

| 工種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|--------|------|------|------|
| 蓋ブロック工 | | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|---|---------------|
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | 防波堤 ケーソ質量 2,000t未満±20cm 2,000t以上±30cm 岸壁 ケーソ質量 2,000t未満±10cm 2,000t以上±15cm | 様式・出来形4-2-1参照 |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | 防波堤 ケーソ質量 2,000t未満 20cm以下 2,000t以上 30cm以下 岸壁 ケーソ質量 2,000t未満 10cm以下 2,000t以上 20cm以下 | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|--------------|
| | | | 1-5中詰工を適用する。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|-------------------|
| | | | 1-6蓋コンクリート工を適用する。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|-----------------|
| | | | 1-7蓋ブロック工を適用する。 |

5. 本體工（ブロック式）

5-1 本體ブロック製作工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-------------|----------------|---------------|----------|
| 1. 本體ブロック製作 | 幅、高さ、長さ、壁厚 | スチールテープ等により測定 | 型枠取外し後全数 |
| | 対角線 | スチールテープ等により測定 | 型枠取外し後全数 |
| | 型枠形状寸法（異形ブロック） | 観 察 | 型枠搬入後適宜 |
| | ブロック外観（異形ブロック） | 観 察 | 全 数 |

5-2 本體ブロック据付工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-------------|------------|---------------|--------------------------|
| 1. 本體ブロック据付 | 法線に対する出入 | スチールテープ等により測定 | 据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段） |
| | 隣接ブロックとの間隔 | スチールテープ等により測定 | 据付後ブロック1個につき2箇所（最下段、最上段） |
| | 延 長 | スチールテープ等により測定 | 据付完了後、法線上（最上段のみ） |
| | 天端高 | レベル等により測定 | 据付後ブロック1個につき2箇所（最上段のみ） |

5-3 中詰工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-----|------|------|------|
| 中詰工 | | | |

5-4 蓋コンクリート工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|----------|------|------|------|
| 蓋コンクリート工 | | | |

5-5 蓋ブロック工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|--------|------|------|------|
| 蓋ブロック工 | | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|---|---|
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | 幅 + 2 cm, - 1 cm 高さ + 2 cm, - 1 cm 長さ + 2 cm, - 1 cm 壁厚 ± 1 cm | 様式・出来形5-1参照 L型ブロック セルラーブロック ブロック(方塊) |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | 様式・出来形5-1参照 セルラーブロック ブロック(方塊) |
| | 観察結果を報告 | | |
| | 観察結果を報告 | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|--|----|
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | ± 5 cm | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | L型ブロック セルラーブロック 5 cm以下 直立消波ブロック ブロック(方塊) 3 cm以下 | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|--------------|
| | | | 1-5中詰工を適用する。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|-------------------|
| | | | 1-6蓋コンクリート工を適用する。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|-----------------|
| | | | 1-7蓋ブロック工を適用する。 |

6. 本土工（場所打式）

6-1 場所打コンクリート工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|------------|----------|----------------------|------------------------------------|
| 場所打コンクリート工 | | | |
| イ) 防波堤 | 天端高又は厚さ | レベル等により測定 | 天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上 |
| | 天端幅 | スチールテープ等により測定 | 1スパン3箇所 |
| | 延 長 | スチールテープ等により測定 | 法線上 |
| | 法線に対する出入 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 1スパン2箇所 |
| ロ) 岸 壁 | 天端高又は厚さ | レベル、スチールテープ等により測定 | 1スパン3箇所 |
| | 天端幅 | スチールテープ等により測定 | 1スパン3箇所 |
| | 延 長 | スチールテープ等により測定 | 法線上 |
| | 法線に対する出入 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 1スパン2箇所 |
| | 防舷材ベッド | スチールテープ等により測定 | スパン毎 |

7. 本土工（捨石・捨ブロック式）

7-1 洗掘防止工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-------|------|------|------|
| 洗掘防止工 | | | |

7-2 本体捨石工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-------|------|------|------|
| 本体捨石工 | | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|---|--|
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | 天端幅10m以下の場合は± 2 cm 天端幅10mを超える場合は+ 5 cm- 2 cm | 様式・出来形13-1参照 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は㊦による。 |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | 天端幅10m以下の場合は± 3 cm 天端幅10mを超える場合は+ 5 cm- 3 cm | |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | +規定しない - 0 | |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | ± 5 cm 注) 又は㊦による。 | 天端高又は厚さの管理項目の選定は㊦による。 |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | ± 2 cm | |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | ± 2 cm | |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | +規定しない - 0 | |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | ± 3 cm | |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | | |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|----------------|
| | | | 1-4洗掘防止工を適用する。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|----------------|
| | | | 3-3基礎捨石工を適用する。 |

7-3 捨ブロック工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|------------|--------------------|---------------|--------------------------|
| 1. 捨ブロック製作 | 幅、高さ、長さ、壁厚 | スチールテープ等により測定 | 型枠取外し後全数 |
| | 対角線 | スチールテープ等により測定 | 型枠取外し後全数 |
| | 型枠形状寸法 (異形ブロック) | 観察 | 型枠搬入後適宜 |
| | ブロック外観 (異形ブロック) | 観察 | 10個に1個以上測定 |
| 2. 捨ブロック据付 | 法線に対する出入 | スチールテープ等により測定 | 据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段) |
| | 隣接ブロックとの間隔 | スチールテープ等により測定 | 据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段) |
| | 延長 | スチールテープ等により測定 | 据付完了後、法線上(最上段のみ) |
| | 天端高 | レベル等により測定 | 据付後ブロック1個につき2箇所(最上段のみ) |

7-4 場所打コンクリート工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|------------|----------|----------------------|------------------------------------|
| 場所打コンクリート工 | 天端高 | レベル等により測定 | 天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上 |
| | 天端幅 | スチールテープ等により測定 | 1スパン3箇所 |
| | 延長 | スチールテープ等により測定 | 法線上 |
| | 法線に対する出入 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 1スパン2箇所 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|---|-------------------------|
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | 幅 + 2 cm, - 1 cm 高さ + 2 cm, - 1 cm 長さ + 2 cm, - 1 cm 壁厚 ± 1 cm | 様式・出来形5-1参照 ブロック(方塊) |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |
| | 観察結果を報告 | | |
| | 観察結果を報告 | | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | ± 5 cm | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | ブロック(方塊) 3 cm以下 | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|--|------------------------------------|
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | 天端幅10m以下の場合は± 2 cm 天端幅10mを超える場合は+ 5 cm - 2 cm | 様式・出来形13-1参照 天端高さの管理項目の選定は⑤による。 |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | 天端幅10m以下の場合は± 3 cm 天端幅10mを超える場合は+ 5 cm - 3 cm | |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | + 規定しない - 0 | |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | ± 5 cm 注) 又は⑤による。 | |

8. 本體工（鋼矢板式）

8-1 鋼矢板工

| 工種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|------|------|------|------|
| 鋼矢板工 | | | |

8-2 控工

| 工種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|----|------|------|------|
| 控工 | | | |

9. 本體工（コンクリート矢板式）

9-1 コンクリート矢板工

| 工種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-------------|------------|-----------------------|------------------------|
| 1. コンクリート矢板 | 矢板壁延長 | スチールテープ等により測定（天端付近） | 施工中適宜 打込完了時 |
| | 矢板法線に対する出入 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点 |
| | 矢板法線に対する傾斜 | トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定 | 打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点 |
| | 矢板法線方向の傾斜 | トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定 | 施工中適宜 打込完了時（両端部） |
| | 矢板天端高 | レベルにより測定 | 打込完了時、20枚に1枚 |
| | 矢板継手部の離脱 | 観察（水中部は潜水士） | 全数 |

9-2 控工

| 工種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|----|------|------|------|
| 控工 | | | |

10. 本體工（鋼杭式）

10-1 鋼杭工

| 工種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-----|------|------|------|
| 鋼杭工 | | | |

11. 本體工（コンクリート杭式）

11-1 コンクリート杭工

| 工種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|----------|------|------|------|
| コンクリート杭工 | | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|---------------|
| | | | 1-8鋼矢板工を適用する。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|-------------|
| | | | 1-9控工を適用する。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|----------------|----------------------|-----------------------|----------|
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | + 矢板 1 枚幅 - 0 | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | Ⓓによる。 | 全数を目視で確認 |
| 1/1000 | 管理表を作成し提出 | Ⓓによる。 | |
| 1 cm 1/1000 | 管理表を作成し提出 | 上下の差が矢板 1 枚幅未満2/100以下 | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 観察結果を報告 | ± 5 cm | 全数を目視で確認 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|-------------|
| | | | 1-9控工を適用する。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|---------------|
| | | | 1-10鋼杭工を適用する。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|--------------------|
| | | | 1-11コンクリート杭工を適用する。 |

12. 被覆・根固工

12-1 被覆石工

| 工種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|----------------------|------|----------------------|---------------------------------------|
| 1. 被覆石 (均しを行わない面) | 天端面 | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | 測線及び測点間隔は10m以下 |
| 2. 被覆石均し | 天端面 | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | 測線及び測点間隔は10m以下 |
| | 法面 | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | 測線間隔は10m以下、測点3点以上但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上 |
| | 天端幅 | スチールテープ、間縄等により測定 | 測線間隔は10m以下 |
| | 延長 | スチールテープ、間縄等により測定 | 天端中心上又は監督員の指示による。 |

12-2 被覆ブロック工

| 工種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-------------|----------------|---------------|------------------|
| 1. 被覆ブロック製作 | 型枠形状寸法(異形ブロック) | 観察 | 型枠搬入後適宜 |
| | ブロック外観(異形ブロック) | 観察 | 10個に1個以上 |
| 2. 被覆ブロック据付 | 延長 | スチールテープ等により測定 | 据付完了後、法線上(最上段のみ) |

12-3 根固ブロック工

| 工種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-------------|------------|---------------|----------|
| 1. 根固ブロック製作 | 幅、高さ、長さ、壁厚 | スチールテープ等により測定 | 型枠取外し後全数 |
| | 対角線 | スチールテープ等により測定 | 型枠取外し後全数 |
| 2. 根固ブロック据付 | | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|------------|---|----------------|
| 10cm | 出来形図を作成し提出 | ㊦による。 | 様式・出来形12-1-1参照 |
| 10cm | 出来形図を作成し提出 | ±50cm 岸壁前面 +0、-20cm又は㊦による。 | |
| 10cm | 出来形図を作成し提出 | ±50cm(法面に直角) 異形ブロック据付面 (整積)の高さ (法面に直角)±30cm 又は㊦による。 | |
| 10cm | 出来形図を作成し提出 | +規定しない -20cm | |
| 10cm | 出来形図を作成し提出 | +規定しない -20cm | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|------|----|
| | 観察結果を報告 | | |
| | 観察結果を報告 | | |
| 10cm | 管理表を作成し提出 | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|---|----------------------|
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | 幅 +2 cm, -1 cm 高さ+2 cm, -1 cm 長さ+2 cm, -1 cm 壁厚±1 cm | 様式・出来形12-3-1参照 |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |
| | | | 12-2-2被覆ブロック据付を適用する。 |

13. 上部工

13-1 上部コンクリート工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-----------|----------|----------------------|------------------------------------|
| 上部コンクリート工 | | | |
| イ) 防波堤 | 天端高又は厚さ | レベル等により測定 | 天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上 |
| | 天端幅 | スチールテープ等により測定 | 1スパン3箇所 |
| | 延長 | スチールテープ等により測定 | 法線上 |
| | 法線に対する出入 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 1スパン2箇所 |
| ロ) 岸 壁 | 天端高又は厚さ | レベル、スチールテープ等により測定 | 1スパン3箇所 |
| | 天端幅 | スチールテープ等により測定 | 1スパン3箇所 |
| | 延長 | スチールテープ等により測定 | 法線上 |
| | 法線に対する出入 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 1スパン2箇所 |
| | 防舷材ベッド | スチールテープ等により測定 | スパン毎 |
| ハ) 栈 橋 | | | |

13-2 上部ブロック工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|---------------|------------|---------------|----------|
| 1. 上部ブロック製作 | 幅、高さ、長さ、壁厚 | スチールテープ等により測定 | 型枠取外し後全数 |
| | 対角線 | スチールテープ等により測定 | 型枠取外し後全数 |
| 2. 上部ブロック据付 | | | |
| イ) 防波堤 | | | |
| ロ) 岸 壁 | | | |
| ハ) 栈橋上部コンクリート | | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|---|--|
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | 天端幅10m以下の場合は± 2 cm 天端幅10mを超える場合は+ 5 cm- 2 cm | 様式・出来形13-1参照 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は㊦による。 注) 本体がケーソンの場合ケーソン質量 2,000t未満 ±20cm 2,000t以上 ±30cm 天端高又は厚さの管理項目の選定は㊦による。 |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | 天端幅10m以下の場合は± 3 cm 天端幅10mを超える場合は+ 5 cm- 3 cm | |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | + 規定しない - 0 | |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | ± 5 cm 注) 又は㊦による。 | |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | ± 2 cm | |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | ± 2 cm | |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | + 規定しない - 0 | |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | ± 3 cm | |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | | |
| | | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|--|------------------------------|
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | 幅 + 2 cm, - 1 cm 高さ+ 2 cm, - 1 cm 長さ+ 2 cm, - 1 cm 壁厚± 1 cm | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |
| | | | 13-1上部コンクリート工 イ)防波堤を適用する。 |
| | | | 13-1上部コンクリート工 ロ)岸壁を適用する。 |
| | | | 13-1上部コンクリート工 ハ)栈橋を適用する。 |

14. 付属工

14-1 係船柱工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|--------|---------------|----------------------|-------------------|
| 1. 係船柱 | 天端高 | レベルにより測定 | 据付完了時、中心部、全数 |
| | 岸壁前面に対する出入 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 据付完了時、全数 |
| | 中心間隔 | スチールテープ等により測定 | 据付完了時、各スパン毎中心部、各基 |
| | 直柱基礎コンクリート(幅) | スチールテープ等により測定 | 完了時、全数、天端両端 |
| | (長さ) | スチールテープ等により測定 | 完了時、全数、前後面 |
| | (高さ) | レベルにより測定 | 完了時、全数、中心点 |

14-2 防舷材工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|--------|------|--------------------|--------------|
| 1. 防舷材 | 取付高さ | レベル又はスチールテープ等により測定 | 取付完了時、中心部、全数 |
| | 中心間隔 | スチールテープ等により測定 | 取付完了時、中心部、全数 |

14-3 車止・縁金物工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|---------|------------|----------------------|--------------|
| 車止・縁金物工 | 天端高 | レベルにより測定 | 取付完了時、中心部、全数 |
| | 岸壁前面に対する出入 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 取付完了後中心部を1点 |
| | 取付間隔 | スチールテープ等により測定 | 上部工1スパンに2箇所 |
| | 塗 装 | 目視による観察 | |
| | 警戒色(シマ模様) | スチールテープ等により測定 | 完了時適宜 |

14-4 防食工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-----|------|------|------|
| 防食工 | | | |

14-5 付属設備工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-----|------|---------------|--------------|
| 係船環 | 取付位置 | スチールテープ等により測定 | 取付完了時、中心部、全数 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|----------------------|----------------|
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | 曲柱± 2 cm 直柱± 2 cm | 様式・出来形14-1-1参照 |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|------|----------------|
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | 様式・出来形14-2-1参照 |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|--------|----------------|
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | 様式・出来形14-3-1参照 |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | ± 3 cm | |
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |
| | 観察結果を報告 | | |
| | 確認結果を報告 | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|---------------|
| | | | 1-12防食工を適用する。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|------|----|
| 1 cm | 管理表を作成し提出 | | |

15. 消波工

15-1 洗掘防止工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-------|------|------|------|
| 洗掘防止工 | | | |

15-2 消波ブロック工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-------------|----------------|---------------|------------------|
| 1. 消波ブロック製作 | 型枠形状寸法（異形ブロック） | 観 察 | 型枠搬入後適宜 |
| | ブロック外観（異形ブロック） | 観 察 | 10個に1個以上 |
| 2. 消波ブロック据付 | 延 長 | スチールテープ等により測定 | 据付完了後、法線上（最上段のみ） |

16. 裏込・裏埋工

16-1 裏込工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|----------------------|------|------------------|---------------------------|
| 1. 裏込材 (均しを行わない面) | 天端高 | レベル、レッドにより測定 | 測線及び測点間隔は10m以下 |
| | 法 面 | レベル、レッドにより測定 | 測点は3点以上 |
| | 天端幅 | スチールテープ、間縄等により測定 | 測線間隔は10m以下 |
| | 延 長 | スチールテープ、間縄等により測定 | 天端中心上又は監督員の指示による。 |
| 2. 裏込均し | 天端面 | レベル、レッドにより測定 | 測線及び測点間隔は10m以下 |
| | 法 面 | レベル、レッドにより測定 | 測点は3点以上 |
| | 天端幅 | スチールテープ、間縄等により測定 | 測線間隔は10m以下 |
| | 延 長 | スチールテープ、間縄等により測定 | 天端中心上又は監督員の指示による。 |
| 3. 吸出し防止材 | 敷設位置 | スチールテープ、間縄等により測定 | 始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上 |
| | 重ね幅 | スチールテープ等により測定 | 1枚に2点 |
| | 延 長 | スチールテープ、間縄等により測定 | マットの中心を区間毎及び全長 |

16-2 裏埋工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-----|--------------|----------------------|------------------------|
| 裏埋材 | 地盤高 (陸上部) | レベル等により測定 | 測線間隔20m以下 測点間隔20m以下 |
| | (水中部) | レベル、レッド及び音響測深機等により測定 | 測線間隔20m以下 測点間隔20m以下 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|----------------|
| | | | 1-4洗掘防止工を適用する。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|-----------|------|----|
| | 観察結果を報告 | | |
| | 観察結果を報告 | | |
| 10cm | 管理表を作成し提出 | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|--------------------|----------------|--|--|
| 陸上 1 cm 水中 10cm | 出来形図を作成し提出 | 特による。 | |
| 10cm | 出来形図を作成し提出 | 特による。 | |
| 10cm | 出来形図を作成し提出 | 特による。 | |
| 10cm | 出来形図を作成し提出 | 特による。 | |
| 陸上 1 cm 水中 10cm | 出来形図を作成し提出 | ±20cm | |
| 10cm | 出来形図を作成し提出 | ±20cm (法面に直角) | マット等を使用する場合を含む。 |
| 10cm | 出来形図を作成し提出 | +規定しない -10cm | |
| 10cm | 出来形図を作成し提出 | +規定しない -10cm | |
| 10cm | 測定表及び敷設図を作成し提出 | 特による。 | 様式・出来形1-4-1参照 アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット |
| 1 cm | 測定表及び敷設図を作成し提出 | 50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット) 30cm以上(合成樹脂系マット) | |
| 10cm | 測定表及び敷設図を作成し提出 | +規定しない -10cm | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------------|-------|-----------|
| 1 cm | 平面図に実測値を記入し提出 | 特による。 | 変化点は測定する。 |
| 10cm | 平面図に実測値を記入し提出 | 特による。 | 変化点は測定する。 |

17. 維持補修工

17-1 維持塗装工

| 工種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|----------|------|-----------------|----------|
| 1. 係船柱塗装 | 塗装箇所 | 目視（承諾された図面より確認） | 塗装完了後、全数 |
| 2. 車止塗装 | | | |
| イ) 鋼製 | 塗装箇所 | 目視（承諾された図面より確認） | 塗装完了後、全数 |
| ロ) その他 | 塗装箇所 | 目視（承諾された図面より確認） | 塗装完了後、全数 |
| 3. 縁金物塗装 | | | |

17-2 防食工

| 工種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-----|------|------|------|
| 防食工 | | | |

18. 構造物撤去工

18-1 取壊し工

| 工種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|--------------|---------|----------------------|-------|
| 1. コンクリート取壊し | 幅、高さ、延長 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 特による。 |
| | 外観 | 目視又は潜水士による観察 | 特による。 |

18-2 撤去工

| 工種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|------------------|---------|----------------------|-------|
| 1. 水中コンクリート撤去 | 幅、高さ、延長 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 特による。 |
| | 外観 | 潜水士による観察 | 特による。 |
| 2. 鋼矢板等切断撤去 | 幅、高さ、延長 | スチールテープ等により測定 | 特による。 |
| | 外観 | 目視又は潜水士による観察 | 特による。 |
| 3. 腹起・タイ材撤去 | 形状寸法 | スチールテープ等により測定 | 特による。 |
| | 外観 | 目視又は潜水士による観察 | 特による。 |
| 4. 舗装版撤去 | 幅、高さ、延長 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 特による。 |
| | 外観 | 目視による観察 | 特による。 |
| 5. 石材撤去 | 幅、高さ、延長 | トランシット、スチールテープ等により測定 | 特による。 |
| | 外観 | 目視又は潜水士による観察 | 特による。 |
| 6. ケーソン撤去 | 形状寸法 | スチールテープ等により測定 | 特による。 |
| | 外観 | 目視又は潜水士による観察 | 特による。 |
| 7. ブロック撤去 | 形状寸法 | スチールテープ等により測定 | 特による。 |
| | 外観 | 目視又は潜水士による観察 | 特による。 |
| 8. 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去 | 形状寸法 | スチールテープ等により測定 | 特による。 |
| | 外観 | 目視又は潜水士による観察 | 特による。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|-------|------------------|
| | 確認結果を提出 | 特による。 | |
| | | | |
| | 確認結果を提出 | 特による。 | |
| | 確認結果を提出 | 特による。 | |
| | | | 17-1-2車止塗装を適用する。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|---------------|
| | | | 1-12防食工を適用する。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|-------|-----------|-------|----|
| 特による。 | 管理表を作成し提出 | 特による。 | |
| | 観察結果を報告 | 特による。 | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|-------|-----------|-------|----|
| 特による。 | 管理表を作成し提出 | 特による。 | |
| | 観察結果を報告 | | |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | 特による。 | |
| | 観察結果を報告 | | |
| 特による。 | 測定表を作成し提出 | 特による。 | |
| | 観察結果を報告 | | |
| 特による。 | 管理表を作成し提出 | 特による。 | |
| | 観察結果を報告 | | |
| 特による。 | 管理表を作成し提出 | 特による。 | |
| | 観察結果を報告 | | |
| 特による。 | 測定表を作成し提出 | 特による。 | |
| | 観察結果を報告 | | |
| 特による。 | 測定表を作成し提出 | 特による。 | |
| | 観察結果を報告 | | |
| 1 cm | 測定表を作成し提出 | 特による。 | |
| | 観察結果を報告 | | |

19. 浚渫工

19-1 ポンプ浚渫工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|----------|------------|----------------------|-------|
| 1. ポンプ浚渫 | 水深 (底面) | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | ④による。 |
| | (法面) | 音響測深機、レッド又はレベル等により測定 | ④による。 |

19-2 グラブ浚渫工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|----------|------|------|------|
| 1. グラブ浚渫 | | | |

19-3 硬土盤浚渫工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|----------|------|------|------|
| 1. 硬土盤浚渫 | | | |

19-4 岩盤浚渫工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|---------|------|------|------|
| 1. 砕岩浚渫 | | | |

19-5 バックホウ浚渫工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|------------|------|------|------|
| 1. バックホウ浚渫 | | | |

20. 埋立工

20-1 固化工

| 工 種 | 管理項目 | 測定方法 | 測定密度 |
|-----|------|------|------|
| 固化工 | | | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|-------------------------|--|
| 10cm | | +0 -規定しない又はⓉ による。 | 様式・出来形19-1参照 +；設計値より浅いことをいう。 -；設計値より深いことをいう。 |
| 10cm | | +0 -規定しない又はⓉ による。 | |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|-------------------|
| | | | 19-1-1ポンプ浚渫を適用する。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|-------------------|
| | | | 19-1-1ポンプ浚渫を適用する。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|-------------------|
| | | | 19-1-1ポンプ浚渫を適用する。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|-------------------|
| | | | 19-1-1ポンプ浚渫を適用する。 |

| 測定単位 | 結果の整理方法 | 許容範囲 | 備考 |
|------|---------|------|--------------|
| | | | 1-3固化工を適用する。 |

工事名:

敷砂出来形管理図

様式・出来形 1-1-2(2)

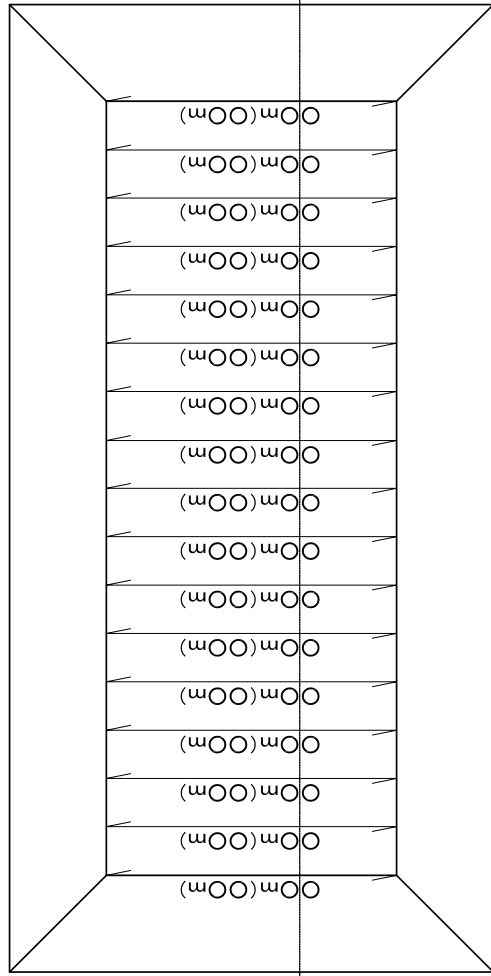
敷砂 平面図

- NO. 1
- NO. 2
- NO. 3
- NO. 4
- NO. 5
- NO. 6
- NO. 7
- NO. 8
- NO. 9
- NO. 10
- NO. 11
- NO. 12
- NO. 13
- NO. 14
- NO. 15
- NO. 16
- NO. 17
- NO. 18
- NO. 19
- NO. 20

港内側天端延長 ○○.○ (○○.○)

法線上天端延長 ○○.○ (○○.○)

港内側



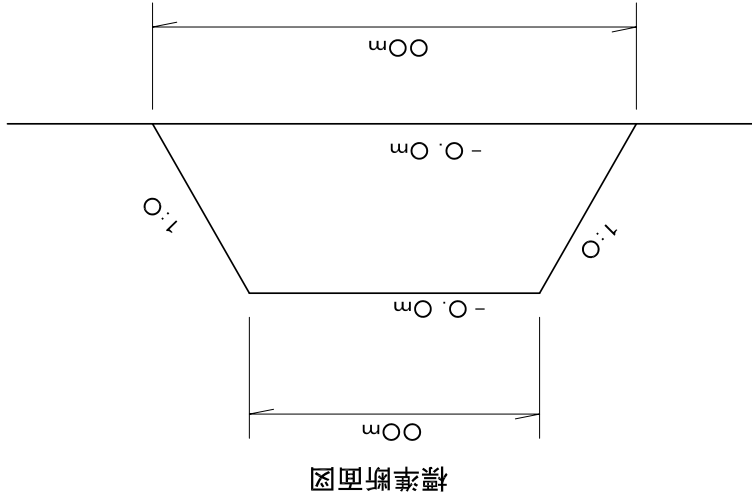
港外側

港外側天端延長 ○○.○ (○○.○)

- ○.○m

- ○.○m

○○m



断面図

凡例
 (): 設計値
 実数: 実測値

サンドコンパクションパイル出来形管理表

現場代理人

工事名:

| 杭列 | 1 | | | 2 | | | 3 | | | 4 | | | 5 | | | |
|-----|-----|------|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|
| | 杭番号 | 天端高 | 先端深度 | 杭長 | 天端高 | 先端深度 | 杭長 | 天端高 | 先端深度 | 杭長 | 天端高 | 先端深度 | 杭長 | 天端高 | 先端深度 | 杭長 |
| A列杭 | 設計値 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 測定値 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 差 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 設計値 | 変位量X | 変位量Y | 偏心量 | 変位量X | 変位量Y | 偏心量 | 変位量X | 変位量Y | 偏心量 | 変位量X | 変位量Y | 偏心量 | 変位量X | 変位量Y | 偏心量 |
| | 測定値 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 差 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 杭列 | 1 | | | 2 | | | 3 | | | 4 | | | 5 | | | |
|-----|-----|------|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|
| | 杭番号 | 天端高 | 先端深度 | 杭長 | 天端高 | 先端深度 | 杭長 | 天端高 | 先端深度 | 杭長 | 天端高 | 先端深度 | 杭長 | 天端高 | 先端深度 | 杭長 |
| B列杭 | 設計値 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 測定値 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 差 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 設計値 | 変位量X | 変位量Y | 偏心量 | 変位量X | 変位量Y | 偏心量 | 変位量X | 変位量Y | 偏心量 | 変位量X | 変位量Y | 偏心量 | 変位量X | 変位量Y | 偏心量 |
| | 測定値 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 差 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 杭列 | 1 | | | 2 | | | 3 | | | 4 | | | 5 | | | |
|-----|-----|------|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|
| | 杭番号 | 天端高 | 先端深度 | 杭長 | 天端高 | 先端深度 | 杭長 | 天端高 | 先端深度 | 杭長 | 天端高 | 先端深度 | 杭長 | 天端高 | 先端深度 | 杭長 |
| ○列杭 | 設計値 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 測定値 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 差 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 設計値 | 変位量X | 変位量Y | 偏心量 | 変位量X | 変位量Y | 偏心量 | 変位量X | 変位量Y | 偏心量 | 変位量X | 変位量Y | 偏心量 | 変位量X | 変位量Y | 偏心量 |
| | 測定値 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 差 | | | | | | | | | | | | | | | |

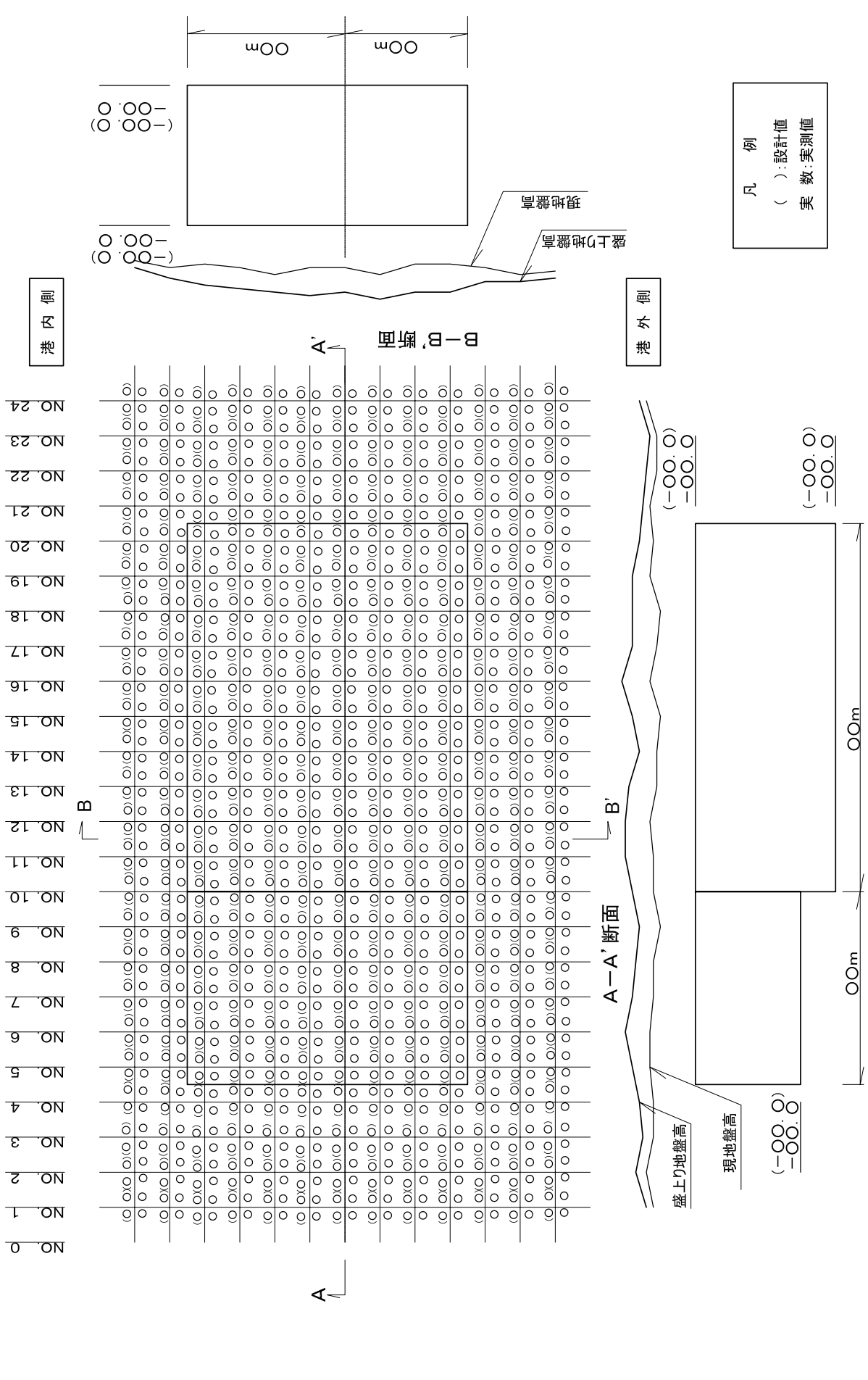
| 杭列 | 1 | | | 2 | | | 3 | | | 4 | | | 5 | | | |
|-----|-----|------|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|
| | 杭番号 | 天端高 | 先端深度 | 杭長 | 天端高 | 先端深度 | 杭長 | 天端高 | 先端深度 | 杭長 | 天端高 | 先端深度 | 杭長 | 天端高 | 先端深度 | 杭長 |
| ○列杭 | 設計値 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 測定値 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 差 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 設計値 | 変位量X | 変位量Y | 偏心量 | 変位量X | 変位量Y | 偏心量 | 変位量X | 変位量Y | 偏心量 | 変位量X | 変位量Y | 偏心量 | 変位量X | 変位量Y | 偏心量 |
| | 測定値 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 差 | | | | | | | | | | | | | | | |

工事名:

様式: 出来形 1-2-2(3)

締固工 深浅图

平面图

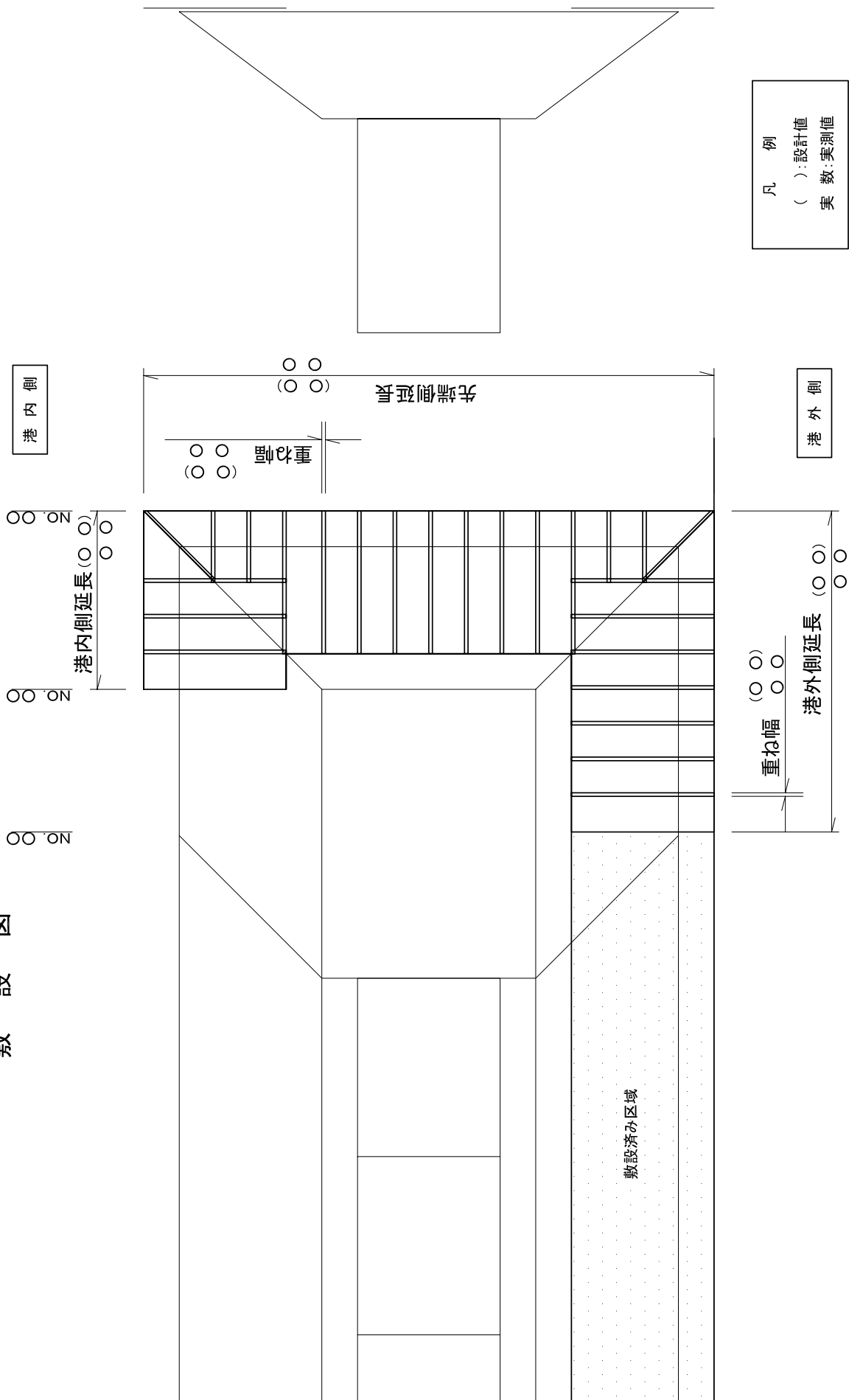


工事名:

様式・出来形 1-4-1(2)

洗掘防止マット出来形管理図

敷設図



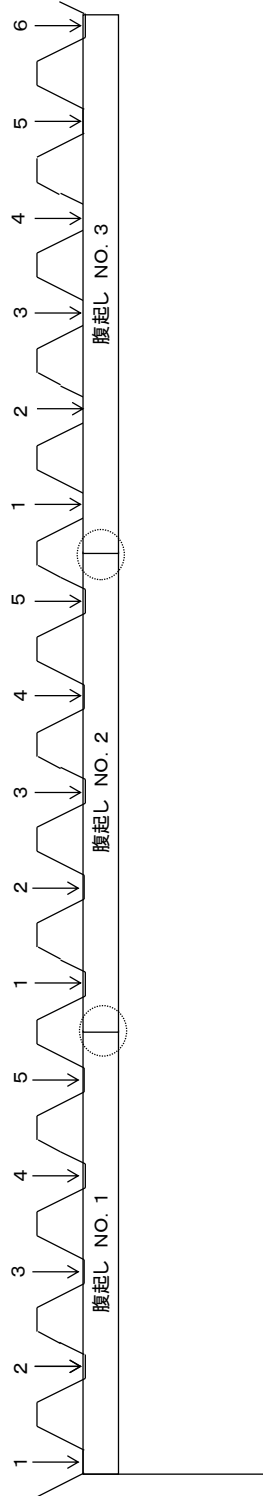
腹起出来形管理表

現場代理人

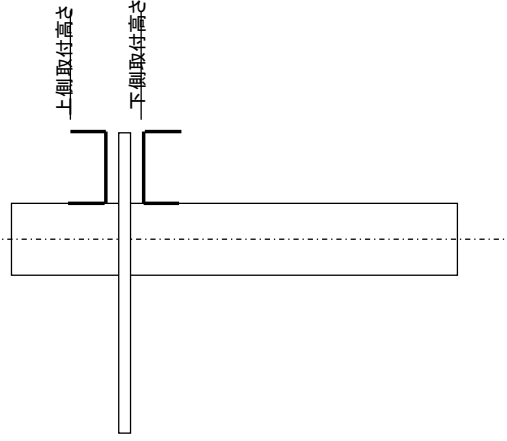
| 測点 | 種別 | 取付高さ | | 取付長さ | 継手の状況 |
|-------|-----|------|----|------|-------|
| | | 上側 | 下側 | | |
| NO. 1 | 始点側 | 設計値 | | | / |
| | 終点側 | 測定値 | | | |
| NO. 2 | 始点側 | 設計値 | | | |
| | 終点側 | 測定値 | | | |
| NO. 3 | 始点側 | 設計値 | | | |
| | 終点側 | 測定値 | | | |

| 位置 | 矢板との密着状況 | 備考 |
|-------|----------|----|
| | | |
| NO. 1 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| NO. 2 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| NO. 3 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

平面図



断面図

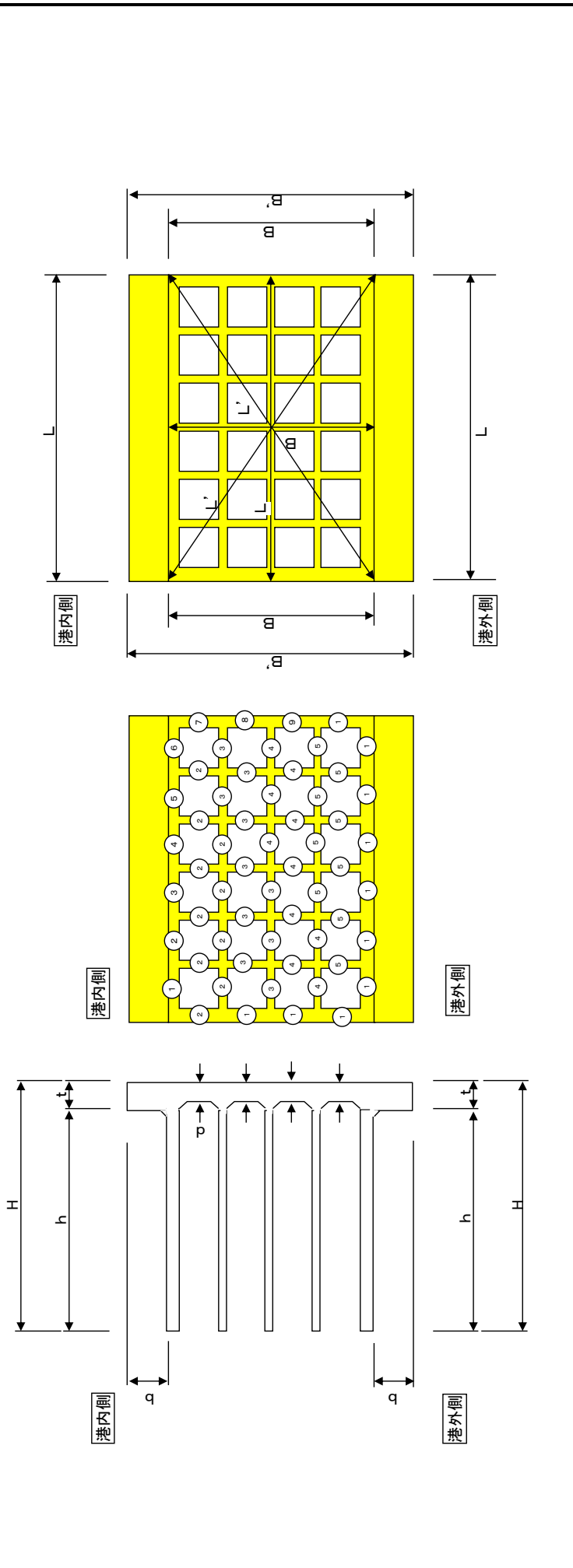


ケーソン製作出来形管理表

現場代理人

工事名:

| 測定項目 | 規格 | 測定値 | 箇所 | 検査値 | 差 | 箇所 | 測定値 | 検査値 | 差 |
|-------|-----|-----|----|-----|---|----|-----|-----|---|
| <壁厚> | ±00 | | | | | | | | |
| 側壁=00 | | | | | | | | | |
| 隔壁=00 | | | | | | | | | |
| <アキガ> | | | | | | | | | |
| B=00 | +00 | | | | | | | | |
| L=00 | -00 | | | | | | | | |
| b=00 | | | | | | | | | |
| t=00 | | | | | | | | | |
| <底板厚> | +00 | | | | | | | | |
| d=00 | -00 | | | | | | | | |
| <延長> | +00 | | | | | | | | |
| L=00 | -00 | | | | | | | | |
| <幅> | +00 | | | | | | | | |
| B=00 | -00 | | | | | | | | |
| <対角> | ±00 | | | | | | | | |
| L'=00 | | | | | | | | | |
| <高さ> | +00 | | | | | | | | |
| H=00 | -00 | | | | | | | | |



ブロック製作等 外見チェックリスト

現場代理人

工事名: _____

| チエック項目 | |
|---------------|---|
| 製作番号(ブロックNO) | |
| 製作日 | |
| 検査日 | |
| 大きな気泡はないか | |
| ひびわれはないか | |
| ジャンカはないか | |
| ワイヤー傷はないか | |
| ブロックのカケはないか | |
| 泥などの付着はないか | |
| ナンバリングに誤記はないか | |
| その他 | |
| 総 評 | |
| | 略 |
| | 図 |

工事名:

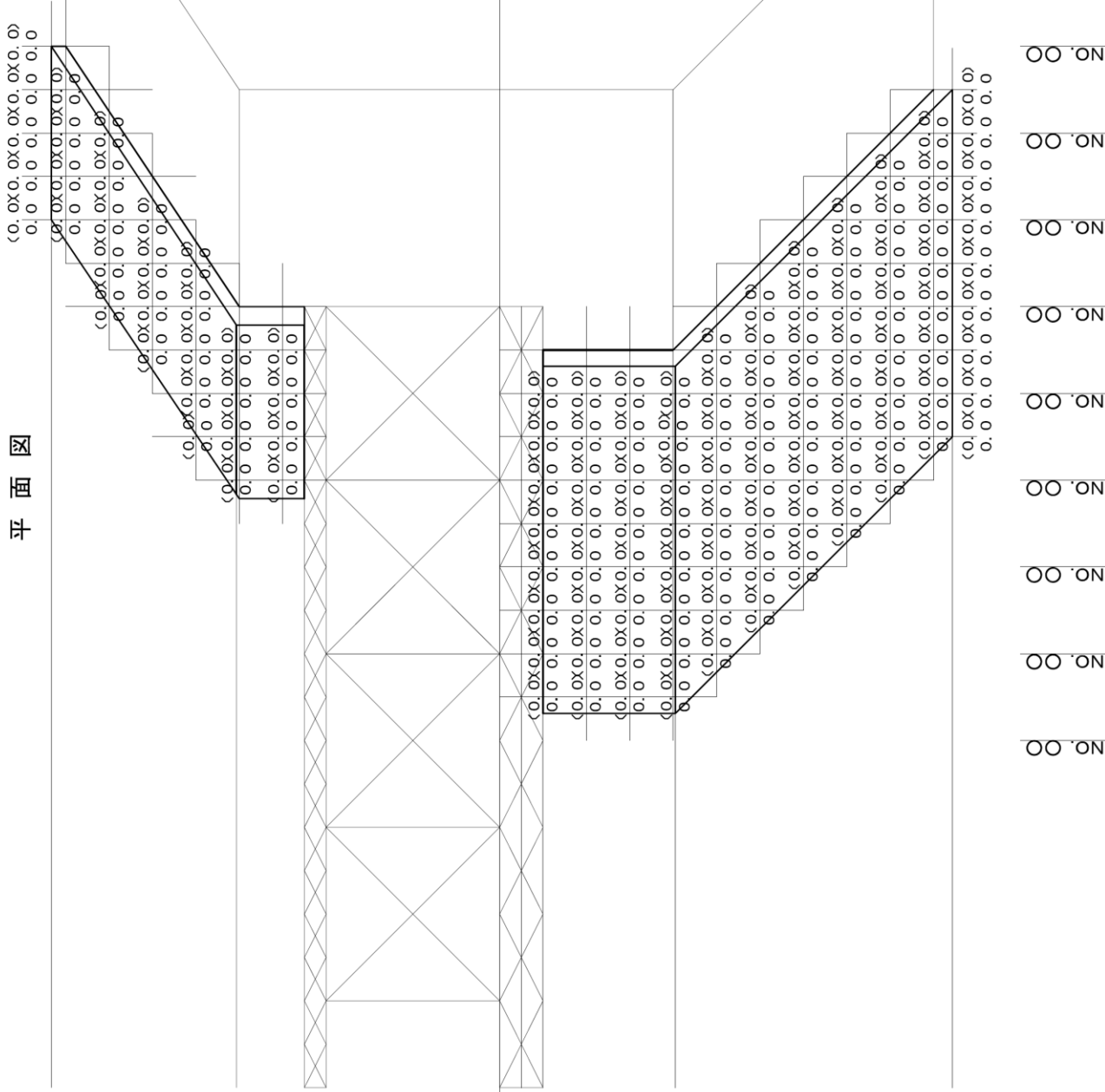
被覆石均し出来形管理図(1)

様式・出来形12-1-1(1)

平面図

港内側

港外側



凡例
 ():設計値
 実数:実測値

NO.00 NO.00 NO.00 NO.00 NO.00 NO.00 NO.00 NO.00 NO.00 NO.00

工事名:

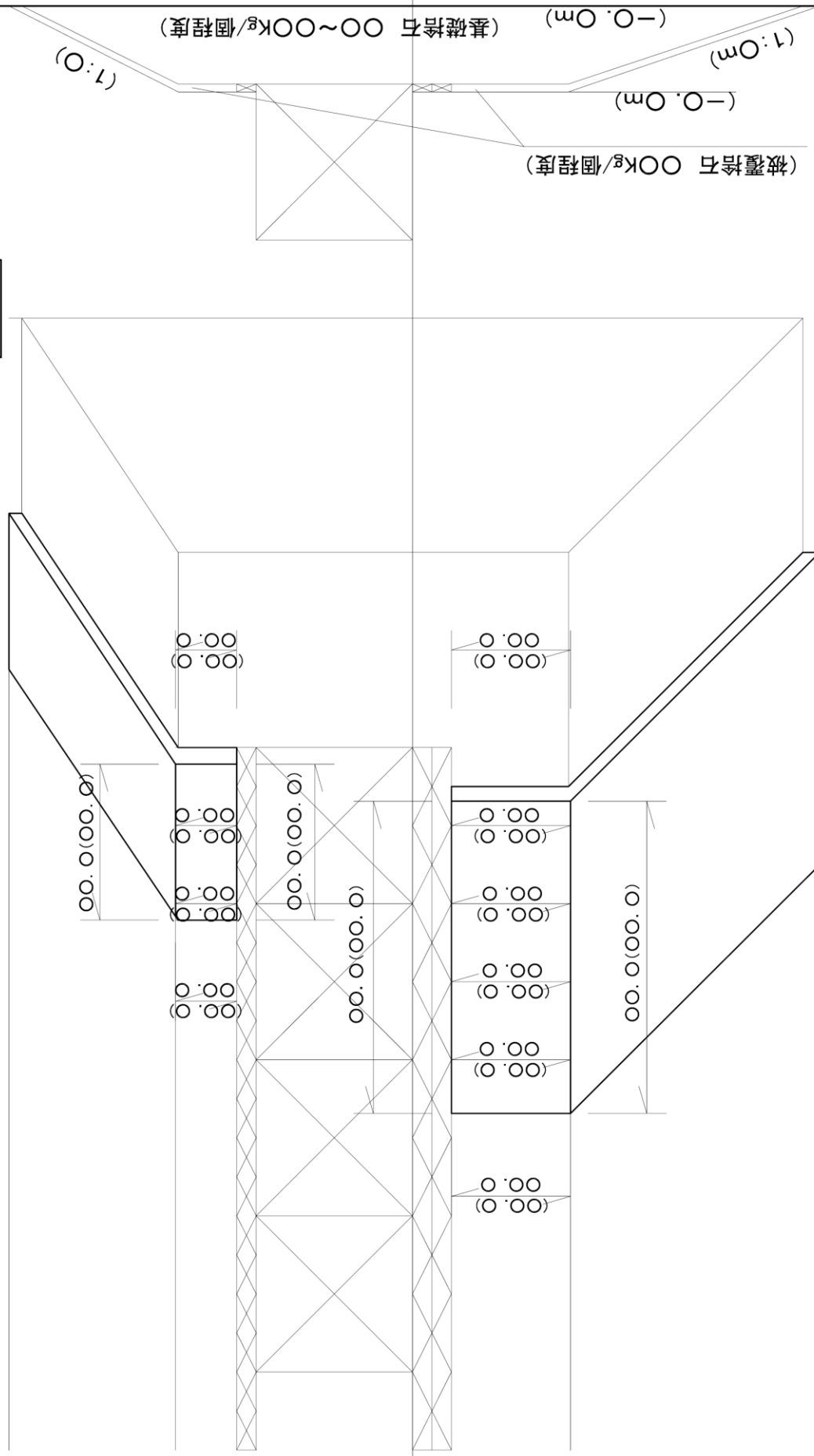
様式・出来形12-1-1-1(2)

被覆石均し出来形管理図(2)

平面図

港内側

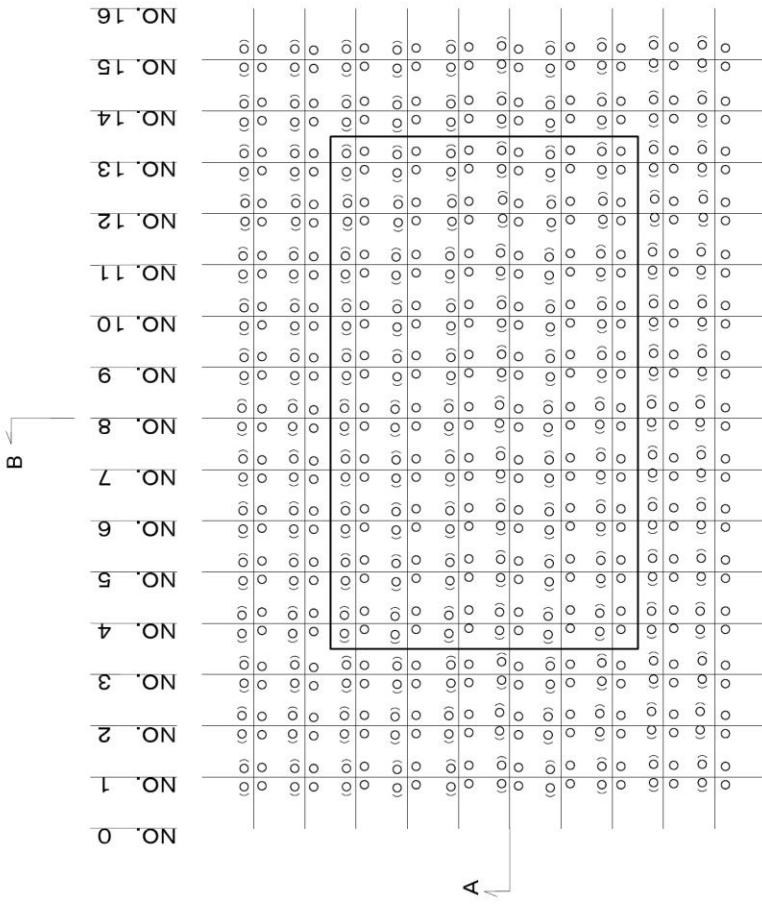
港外側



凡例
 ():設計値
 実数:実測値

浚渫出来形管理図

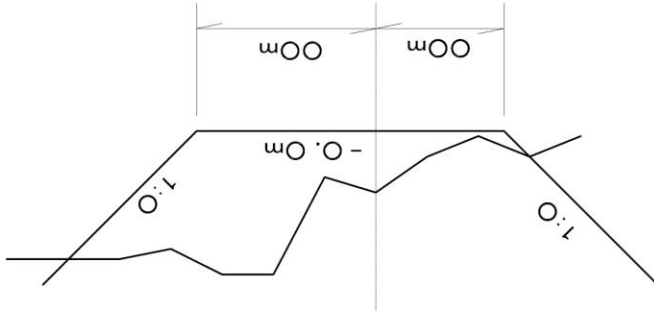
深 浅 図



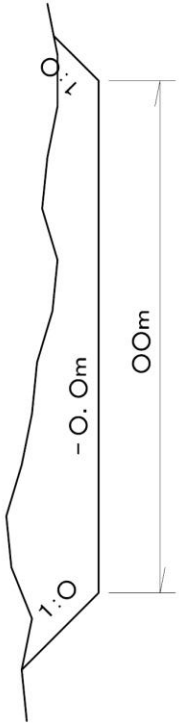
港内側

港外側

B-B'断面



A-A'断面



凡 例
 () : 設計値
 実 数 : 実測値

出来形測定参考図

| | 仕様書番号 | 工種 | 測定項目 | 規格値(mm) |
|-----------------------|-------|--|--------------|-----------------------------|
| 浚渫工 | 19 | グラブ浚渫 ポンプ浚渫 硬土盤浚渫 砕岩浚渫 バックホウ浚渫 | 水深 (底面) | + 0 - 規定しない 又は設計図書による |
| | | | (法面) | + 0 - 規定しない 又は設計図書による |
| 本 体 工 製 作 | 4-1 | ケーソン製作 | 摩擦増大用マット敷設位置 | 設計図書による |
| | | | 高さ H | +30 -10 |
| | | | 幅 W | +30 -10 |
| | | | 長さ L | +30 -10 |
| | | | 壁厚 t | ±10 |
| | | | 底版厚さ | +30 -10 |
| | | | フーチング高さ | +30 -10 |
| | | | 対角線 | ±50 |
| | | | バラスト | 砕石・砂 ±100 コンクリート ±50 |
| | 5-1 | L型ブロック製作 セルラーブロック製作 直立消波ブロック製作 方塊ブロック製作 | 幅 W | +20 -10 |
| | | | 高さ H | +20 -10 |
| | | | 長さ L | +20 -10 |
| | | | 壁厚 t | ±10 |
| | | | | |
| | 12-3 | 根固ブロック製作 | 幅 W | +20 -10 |
| | | | 高さ H | +20 -10 |
| | | | 長さ L | +20 -10 |
| | | | 壁厚 t | ±10 |
| | | | | |

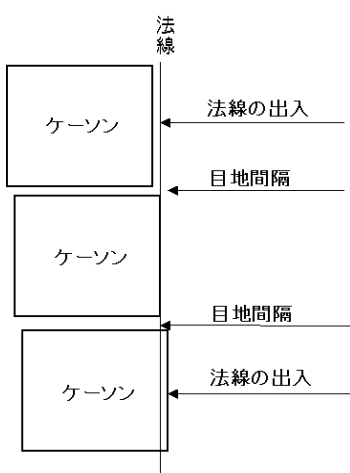
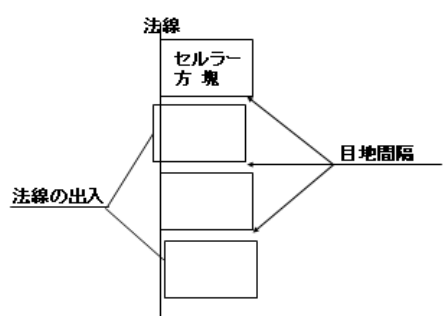
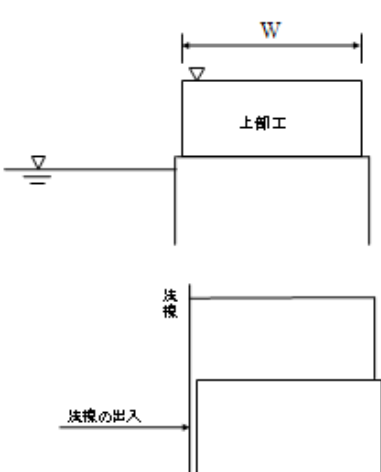
出来形測定参考図

| 測定基準 | 測定箇所 | 摘要 |
|---------------------|--|----|
| 設計図書による | 【備考】 + ; 設計値より浅いことをいう - ; 設計値より深いことをいう | |
| 始・終端及び変化する箇所毎 | <div style="text-align: center;"> <p>平面</p> <p>断面</p> <p>壁厚t</p> <p>w</p> <p>L</p> <p>H</p> </div> | |
| 完成時、四隅 | | |
| 各層完成時に中央部及び底版と天端は両端 | | |
| 各層完成時に中央部及び底版と天端は両端 | | |
| 各層完成時、各壁1箇所 | | |
| 底版完成時、各室中央部1箇所 | | |
| 底版完成時、四隅 | | |
| 底版完成時及び完成時 | | |
| 各室中央部1箇所 | | |
| 型枠取外し後全数 | <div style="text-align: center;"> <p>壁厚t</p> <p>L</p> <p>H</p> <p>w</p> </div> | |
| 10個に1箇所以上測定 | <div style="text-align: center;"> <p>H</p> <p>W</p> <p>L</p> </div> | |

出来形測定参考図

| | 仕様書番号 | 工種 | 測定項目 | 規格値 |
|-----------------------------|-------|--|----------|--|
| 本 体 工 据 付 | 4-2 | ケーソン据付 | 法線に対する出入 | 防波堤 ケーソン質量 2,000t未満；±20cm 2,000t以上；±30cm |
| | | | | 岸壁 ケーソン質量 2,000t未満；±10cm 2,000t以上；±15cm |
| | | | 据付目地間隔 | 防波堤 ケーソン質量 2,000t未満；20cm以下 2,000t以上；30cm以下 |
| | | | | 岸壁 ケーソン質量 2,000t未満；10cm以下 2,000t以上；20cm以下 |
| | 5-2 | L型ブロック据付 セルラーブロック据付 直立消波ブロック据付 方塊ブロック据付 | 法線に対する出入 | ±5cm |
| | | | 間 隔 | L型ブロック セルラーブロック 5cm以下 |
| 直立消波ブロック 方塊ブロック 3cm以下 | | | | |
| 上 部 工 | 13-1 | 上部コンクリート イ)防波堤 | 天端高又は厚さ | 天端幅10m以下の場合 ±2cm 天端幅10mを超える場合 +5cm -2cm |
| | | | 天端幅 W | 天端幅10m以下の場合 ±3cm 天端幅10mを超える場合 +5cm -3cm |
| | | | 延 長 L | + 規定しない - 0 |
| | | | 法線に対する出入 | ±5cm 又は設計図書による |

出来形測定参考図

| 測定基準 | 測定箇所 | 摘要 |
|------------------------------------|--|----|
| 据付完了後、両端2箇所 |  | |
| 据付完了後、天端2箇所 | | |
| 据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段) |  | |
| 据付後ブロック1個につき2箇所(最下段、最上段) | | |
| 天端面は1スパン4箇所以上 パラペット頂部は1スパン2箇所以上 |  | |
| 1スパン3箇所 | | |
| 法線上 | | |
| 1スパン2箇所 | | |

出来形測定参考図

| | 仕様書番号 | 工種 | 測定項目 | 規格値 | |
|---------|-------------------|------------------|----------|---|--------|
| 上部工 | 13-1 | 上部コンクリート ロ)岸壁 | 天端高又は厚さ | ±2cm | |
| | | | 天端幅 W | ±2cm | |
| | | | 延長 L | + 規定しない - 0 | |
| | | | 法線に対する出入 | ±3cm | |
| 洗掘防止工 | 1-4 | 洗掘防止 | 敷設位置 | 設計図書による | |
| | | | 重ね幅 | アスファルトマット | 50cm以上 |
| | | | | 繊維系マット | 50cm以上 |
| | | | | 合成樹脂系マット | 30cm以上 |
| 延長 | + 規定しない - 10cm | | | | |
| 裏込工 | 16-1 | 裏込均し | 天端面 | ±20cm | |
| | | | 法面 | ±20cm (法面に直角) | |
| | | | 天端幅 | + 規定しない - 10cm | |
| | | | 延長 | + 規定しない - 10cm | |
| 係船柱工 | 14-1 | 係船柱 | 天端高 | 曲柱±2cm、直柱±2cm | |
| | | | 法線に対する出入 | ±10cm | |
| | | | 中心間隔 | ±10cm | |
| 防舷材工 | 14-2 | 防舷材 | 取付高さ | ±5cm | |
| | | | 中心間隔 | ±5cm | |
| 車止・縁金物工 | 14-3 | 車止・縁金物 | 法線に対する出入 | ±3cm | |
| | | | 中心間隔 | ±5cm | |
| 防食工 | 14-4 | 電気防食 | 電位測定 | 飽和かんこう電極基準;-770mV 海水塩化銀基準;-780mV 飽和硫酸銅電極基準;-850mV | |

出来形測定参考図

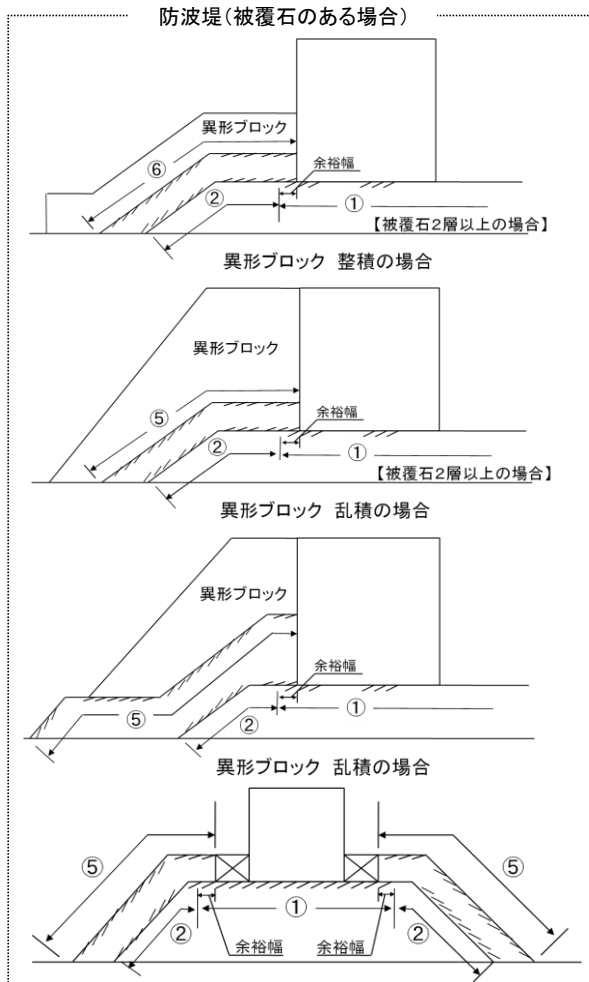
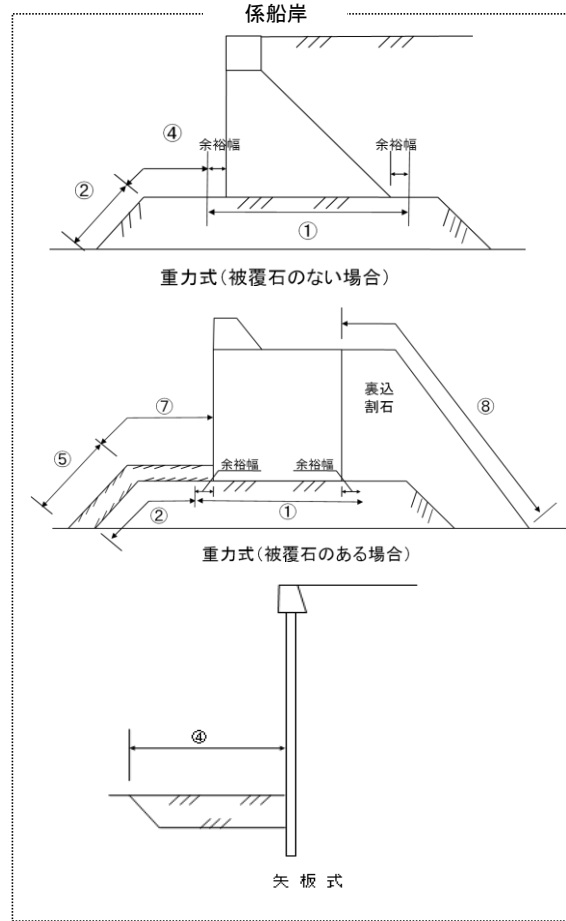
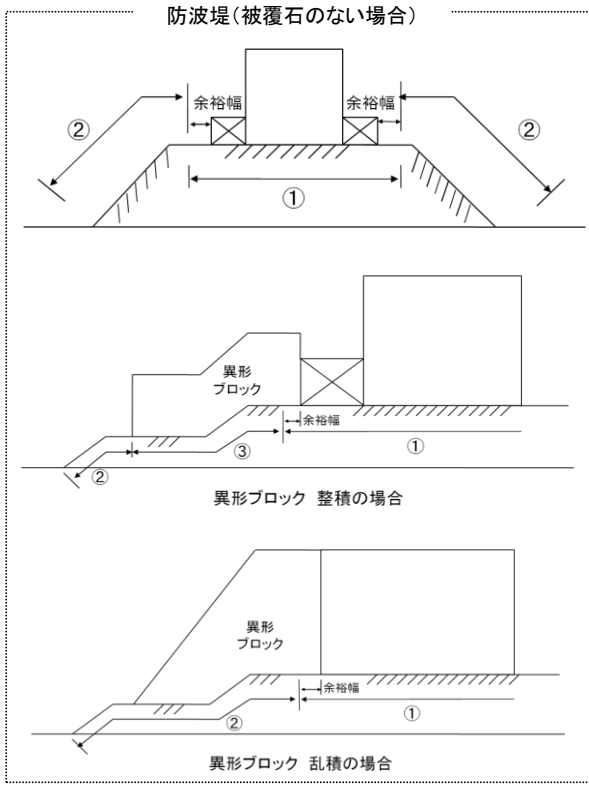
| 測定基準 | 測定箇所 | 摘要 |
|---------------------------|------|----|
| 1スパン3箇所 | | |
| 1スパン3箇所 | | |
| 法線上 | | |
| 1スパン2箇所 | | |
| 始・終端及び変化する箇所毎並びに20mに1箇所以上 | | |
| 1枚に2点 | | |
| マットの中心を区画毎及び全長 | | |
| 測線及び測点間隔は10m以下 | | |
| 測点は3点以上 | | |
| 測線間隔は10m以下 | | |
| 天端中心上 | | |
| 据付完了時、中心部、全数 | | |
| 据付完了時、全数 | | |
| 据付完了時、各スパン毎中心部、各基 | | |
| 取付完了時、中心部、全数 | | |
| 取付完了時、中心部、全数 | | |
| 取付完了後中心部を1点 | | |
| 上部工1スパンに2箇所 | | |
| 取付完了後、測定端子取付箇所毎 | | |

出来形測定参考図

| 仕様書番号 | 工種 | 測定項目 | 規格値 | 測定基準 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|-------------------|-----------------------------|-------------------|--|----------------|----------------|----|----|----|-------|------|------|--|-------|------|------|-----------------------------|------|
| 基礎工 | 3-3 | ① 捨石本均し | 天端高 | ±5cm | 測線及び測点間隔は10m以下 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 天端幅 | + 規定しない - 10cm | 測線間隔は10m以下 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 延長 | + 規定しない - 10cm | 法線上 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ② ③ ④ 捨石荒均し | 天端高 | ② | ±50cm | 測線及び測点間隔は10m以下 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | ③ | ±30cm | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | ④ | + 0 - 20cm | | | | | | | | | | | | | | |
| | 法面 | | ② | ±50cm (法面に直角) | 測線間隔は10m以下測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ③ | ±30cm (法面に直角) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 天端幅 | | + 規定しない - 10cm | 測線間隔は10m以下 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 延長 | + 規定しない - 10cm | 法線上 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 被覆・根固工 | 12-1 | ⑤ ⑥ ⑦ 被覆石均し | 天端面 | ⑤ | ±50cm | 測線及び測点間隔は10m以下 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | ⑦ | + 0 - 20cm | | | | | | | | | | | | | |
| 法面 | | | ⑤ | ±50cm (法面に直角) | 測線間隔は10m以下、測点3点以上、但し、マウンド厚2m以下の場合は2点以上 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ⑥ | ±30cm (法面に直角) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 天端幅 | | | + 規定しない - 20cm | 測線間隔は10m以下 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 延長 | | | + 規定しない - 20cm | 天端中心上 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 裏込・裏埋工 | 16-1 | ⑧ 裏込均し | 天端面 | ±20cm | 測線及び測点間隔は10m以下 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 法面 | ±20cm (法面に直角) | 測点は3点以上 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 天端幅 | + 規定しない - 10cm | 測線間隔は10m以下 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 延長 | + 規定しない - 10cm | 天端中心上 | | | | | | | | | | | | | | |
| 捨石本均しの余裕幅 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本体工の構造形式</th> <th colspan="2">余裕幅</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>片側</th> <th>両面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケーソン式</td> <td>1.0m</td> <td>2.0m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブロック式</td> <td rowspan="2">0.5m</td> <td rowspan="2">1.0m</td> <td rowspan="2">セルラーブロック、L型ブロック、方塊、直立消波ブロック</td> </tr> <tr> <td>場所打式</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 本体工の構造形式 | 余裕幅 | | 摘要 | 片側 | 両面 | ケーソン式 | 1.0m | 2.0m | | ブロック式 | 0.5m | 1.0m | セルラーブロック、L型ブロック、方塊、直立消波ブロック | 場所打式 |
| 本体工の構造形式 | 余裕幅 | | 摘要 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 片側 | 両面 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ケーソン式 | 1.0m | 2.0m | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ブロック式 | 0.5m | 1.0m | セルラーブロック、L型ブロック、方塊、直立消波ブロック | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 場所打式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

出来形測定参考図

参考例



3. 港湾・漁港工事品質管理基準

凡 例

Ⓣ：図面及び特記仕様書

3. 港湾・漁港工事品質管理基準

目 次

| | |
|----------------|------|
| 1. 防食材料 | |
| 1-1 アルミニウム合金陽極 | 3- 3 |
| 1-2 防食塗装 | 3- 3 |
| 1-3 被覆防食材料 | 3- 3 |
| 2. 防舷材 | |
| 2-1 ゴム防舷材 | 3- 5 |
| 3. 係船柱 | |
| 3-1 係船柱 | 3- 5 |
| 4. 車止め・縁金物 | |
| 4-1 車止め・縁金物 | 3- 7 |
| 5. マット | |
| 5-1 アスファルトマット | 3- 7 |
| 5-2 繊維系マット | 3- 9 |
| 5-3 合成樹脂系マット | 3- 9 |
| 5-4 ゴムマット | 3- 9 |
| 6. その他 | |
| 6-1 防砂目地板 | 3- 9 |
| 6-2 汚濁防止膜 | 3- 9 |

[参 考]

| | | |
|-----------|--------------------|------|
| 様式・品質 2-1 | ; 防舷材形状管理表(例) | 3-11 |
| | ; (別紙)防舷材形状測定箇所(例) | 3-12 |

1. 防食材料

1-1 アルミニウム合金陽極

| 区 分 | 管理項目 | 管理内容 | 管理方法 |
|-----------|----------------------|---------------------|-----------------------------|
| 1) 電気防食陽極 | 陽極の種類 | 承諾した品質に適合していること。 | 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認 |
| | 化学成分 | 承諾図等の形状寸法に適合していること。 | |
| | 形状寸法 | 承諾図等の形状寸法に適合していること。 | 製造工場の測定結果表により確認 |
| | 質 量 | 承諾した品質に適合していること。 | 製造工場の測定結果表により確認 計量器により測定 |
| | 陽極板の電流効率等(陽極電位、発生電流) | ㊦の値に適合していること。 | 製造工場の試験成績表により確認 |

1-2 防食塗装

| 区 分 | 管理項目 | 管理内容 | 管理方法 |
|--------|------|------|-------|
| 1) 塗装材 | 材 質 | 種 類 | 観 察 |
| | | 品 質 | ㊦による。 |

1-3 被覆防食材料

| 区 分 | 管理項目 | 管理内容 | 管理方法 |
|-----------|------|------|-------|
| 1) モルタル被覆 | 材 質 | 種 類 | 観 察 |
| | | 品 質 | ㊦による。 |
| 2) 保護カバー | 材 質 | 種 類 | 観 察 |
| | | 品 質 | ㊦による。 |

| 品質規格 | 測定頻度 | 結果の整理方法 | 備考 |
|--|---------------|-----------------|----|
| 監督員が承諾した図面 | 搬入前 | 試験成績表（検査証明書）を提出 | |
| 監督員が承諾した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲は± 5 %以内とする。 | 搬入前、全数 | 工場の測定表を提出 | |
| 各陽極の質量の許容範囲は± 2 %以内とし取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は± 4 %の範囲とする。 | 搬入前、全数 搬入時、適宜 | 工場の測定表を提出 | |
| 90%以上 | 搬入前 | 試験成績表を提出 | |

| 品質規格 | 測定頻度 | 結果の整理方法 | 備考 |
|-------|----------|-----------------|----|
| ㊦による。 | 施工中適宜 | | |
| ㊦による。 | 搬入時、ロット毎 | 試験成績表（検査証明書）を提出 | |

| 品質規格 | 測定頻度 | 結果の整理方法 | 備考 |
|-------|----------|-----------------|----|
| ㊦による。 | 施工中適宜 | | |
| ㊦による。 | 搬入時、ロット毎 | 試験成績表（検査証明書）を提出 | |
| ㊦による。 | 施工中適宜 | | |
| ㊦による。 | 搬入時、ロット毎 | 試験成績表（検査証明書）を提出 | |

2. 防舷材

2-1 ゴム防舷材

| 区 分 | 管理項目 | 管理内容 | 管理方法 |
|----------|------|--|--|
| 1) ゴム防舷材 | 材 質 | ゴムの物理試験（引張試験、硬さ試験、老化試験等）による材質が第1編 表2-1に適合、かつ第1編 2-2-1 4.の耐久性試験を行ってもクラックや欠陥がないこと。 | 製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認。耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書により確認 |
| | 性 能 | 反力及び吸収エネルギー | ㊦による。製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認 |
| | 外 観 | 有害な傷等がないこと。 | 観 察 |
| | 形状寸法 | 長さ、幅、高さ、ボルトの穴径及び中心間隔等 | 製造工場の測定結果表により確認 |
| 2) 取付金具 | 外 観 | 有害な傷等がないこと。 | 観 察 |
| | 形状寸法 | ㊦の形状寸法に適合していること。 | 観 察 |

3. 係船柱

3-1 係船柱

| 区 分 | 管理項目 | 管理内容 | 管理方法 |
|--------|-------------------|------------------|------------------------|
| 1) 係船柱 | 本体・付属品の化学成分、機械的性質 | JIS の規定による。 | 製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認 |
| | 外 観 | 有害な傷、変形等がないこと。 | 観 察 |
| | 形状寸法 | ㊦の形状寸法に適合していること。 | 製造工場の測定結果表により確認 |

| 品質規格 | 測定頻度 | 結果の整理方法 | 備考 |
|---|-------------------------------------|---|--------------------------------------|
| 第1編 表2-1 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253-3 JIS K 6257 JIS K 6259 第1編 2-2-1 4. による。 | 製造前 ロットに使用した 練りゴムより試料 1セット | 試験成績表（検査 証明書）を提出。 耐久性については、 ゴム防舷材耐久性 証明事業を実施する 機関の証明書を提出 | |
| ㊦による。 | 搬入前 10本に1本 | 試験成績表（検査 証明書）を提出 | |
| 異常が認められない こと。 | 搬入時、適宜 | | |
| ㊦及び監督員が承諾 した詳細図等 | 搬入前、全数 | 工場の測定表を提出 | 製造工場の測定結果 表により確認。様 式・品質2-1は参考。 |
| 異常が認められない こと。 | 搬入時、適宜 | | |
| ㊦及び監督員が承諾 した詳細図等 | 搬入時、適宜 | | |

| 品質規格 | 測定頻度 | 結果の整理方法 | 備考 |
|----------------------------|--------|---------------------|----|
| 第1編 表2-2 | 1溶解毎 | 試験成績表（検査 証明書）を提出 | |
| 異常が認められない こと。 | 搬入時、全数 | | |
| 第1編 図4-1～3 及 び 第1編 表4-1 | 搬入前、全数 | 工場の測定表を提出 | |

4. 車止め・縁金物

4-1 車止め・縁金物

| 区 分 | 管理項目 | 管理内容 | 管理方法 |
|--------------------|-----------------------|--------------------------|------------------------|
| 1) 鋼 製 (縁金物を含む) | 本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質 | JIS の規定による。 | 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認 |
| | 外 観 | 使用上有害な反り、溶接部の不良箇所等がないこと。 | 観 察 |
| | 形状寸法 | ㊦の形状寸法に適合していること。 | 製造工場の測定結果表により確認 |
| 2) その他 (縁金物を含む) | 材 質 | ㊦の形状寸法に適合していること。 | 製造工場の測定結果表により確認 |
| | 外 観 | 使用上有害な反り等がないこと。 | 観 察 |
| | 形状寸法 | ㊦の形状寸法に適合していること。 | 製造工場の測定結果表により確認 |

5. マット

5-1 アスファルトマット

| 区 分 | 管理項目 | 管理内容 | 管理方法 |
|-----------------------------|------|--|-----------------|
| 1) アスファルト マット (洗掘 防止) | 材 質 | 合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が㊦に適合していること。 | 製造工場の試験成績表により確認 |
| | 外 観 | 補強材の種類は㊦に適合していること。 | 観 察 |
| | 形状寸法 | 厚 さ | |
| 幅及び長さ | | | スチールテープ等で測定 |
| 2) 摩擦増大用 マット | 材 質 | 合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度が㊦に適合していること。 | 製造工場の試験成績表により確認 |
| | 外 観 | | |
| | 形状寸法 | | |

| 品質規格 | 測定頻度 | 結果の整理方法 | 備考 |
|--------------|--------|-----------------|----|
| 第1編 表2-3 | 搬入前 | 試験成績表（検査証明書）を提出 | |
| 異常が認められないこと。 | 搬入時適宜 | | |
| 特による。 | 搬入前、全数 | 工場の測定表を提出 | |
| 特による。 | 搬入前 | 試験成績表（検査証明書）を提出 | |
| 異常が認められないこと。 | 搬入時適宜 | | |
| 特による。 | 搬入前、全数 | 工場の測定表を提出 | |

| 品質規格 | 測定頻度 | 結果の整理方法 | 備考 |
|------------------|-------------------------|---------------|----------------------------|
| 第1編 2-5-1又は特による。 | 1,000m ² に1回 | 試験成績表及び配合表を提出 | |
| 特による。 | 搬入時、適宜 | | |
| 特による。 | 20枚に1枚を2箇所 | 管理表を作成し提出 | |
| 特による。 | 20枚に1枚を1箇所 | 管理表を作成し提出 | |
| 第1編 2-5-1又は特による。 | 1,000m ² に1回 | 試験成績表及び配合表を提出 | |
| | | | 5-1-1アスファルトマット（洗掘防止）を適用する。 |
| | | | 5-1-1アスファルトマット（洗掘防止）を適用する。 |

5-2 繊維系マット

| 区 分 | 管理項目 | 管理内容 | 管理方法 |
|-----------|--------|-------------------------|-----------------|
| 1) 繊維系マット | 材質及び規格 | 伸び、引裂、引張強度等が㊦に適合していること。 | 製造工場の試験成績表により確認 |

5-3 合成樹脂系マット

| 区 分 | 管理項目 | 管理内容 | 管理方法 |
|-------------|--------|------------------------------------|-----------------|
| 1) 合成樹脂系マット | 材質及び規格 | 伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等が㊦に適合していること。 | 製造工場の試験成績表により確認 |

5-4 ゴムマット

| 区 分 | 管理項目 | 管理内容 | 管理方法 |
|-------------|--------|----------------------------|-----------------|
| 1) ゴムマット | 材質及び規格 | 硬度、伸び、引裂、引張強度等が㊦に適合していること。 | 製造工場の試験成績表により確認 |
| 2) 摩擦増大用マット | 材 質 | ㊦による。 | 製造工場の試験成績表により確認 |
| | 形状寸法 | ㊦による。 | スチールテープ等で測定 |

6. その他

6-1 防砂目地板

| 区 分 | 管理項目 | 管理内容 | 管理方法 |
|----------|------|------|-------|
| 1) 防砂目地板 | 材 質 | 種 類 | 観 察 |
| | | 品 質 | ㊦による。 |

6-2 汚濁防止膜

| 区 分 | 管理項目 | 管理内容 | 管理方法 |
|----------|------|------|-------|
| 1) 汚濁防止膜 | 材 質 | 種 類 | 観 察 |
| | | 品 質 | ㊦による。 |

| 品質規格 | 測定頻度 | 結果の整理方法 | 備考 |
|-------|--------|----------|----------------------------------|
| ㊟による。 | 搬入前、適宜 | 試験成績表を提出 | 引張試験JIS L 1908 引裂試験JIS L 1096 |

| 品質規格 | 測定頻度 | 結果の整理方法 | 備考 |
|-------|--------|----------|---|
| ㊟による。 | 搬入前、適宜 | 試験成績表を提出 | 引張試験JIS K 6723 引裂試験JIS K 6252 比重試験JIS K 7112 耐海水試験 JIS K 6773 |

| 品質規格 | 測定頻度 | 結果の整理方法 | 備考 |
|-------|--------|-----------|----------------------------------|
| ㊟による。 | 搬入前、適宜 | 試験成績表を提出 | 引張試験JIS K 6251 引裂試験JIS K 6252 |
| ㊟による。 | ㊟による。 | 試験成績表を提出 | |
| ㊟による。 | ㊟による。 | 管理表を作成し提出 | |

| 品質規格 | 測定頻度 | 結果の整理方法 | 備考 |
|-------|--------|---------|----|
| ㊟による。 | 施工中適宜 | | |
| ㊟による。 | 搬入前に1回 | ㊟による。 | |

| 品質規格 | 測定頻度 | 結果の整理方法 | 備考 |
|-------|--------|---------|----|
| ㊟による。 | 施工中適宜 | | |
| ㊟による。 | 搬入前に1回 | ㊟による。 | |

防眩材形状管理表 (例)

工事名 _____ 型式 _____

年月日 _____ 現場代理人 _____

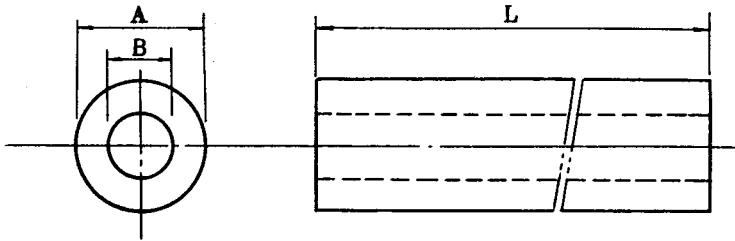
単位 mm

| 測定箇所 | | 標準寸法 | No. | No. | No. | 備考 |
|---------------|----------------|------|-----|-----|-----|----|
| 長さ | L ₁ | | | | | |
| | L ₂ | | | | | |
| 幅 | A | | | | | |
| | B | | | | | |
| 高さ | H | | | | | |
| ボルト穴径 | | | | | | |
| ボルト穴の 中心間隔 | C | | | | | |
| | l ₁ | | | | | |
| | l ₂ | | | | | |
| | | | | | | |
| その他 | | | | | | |

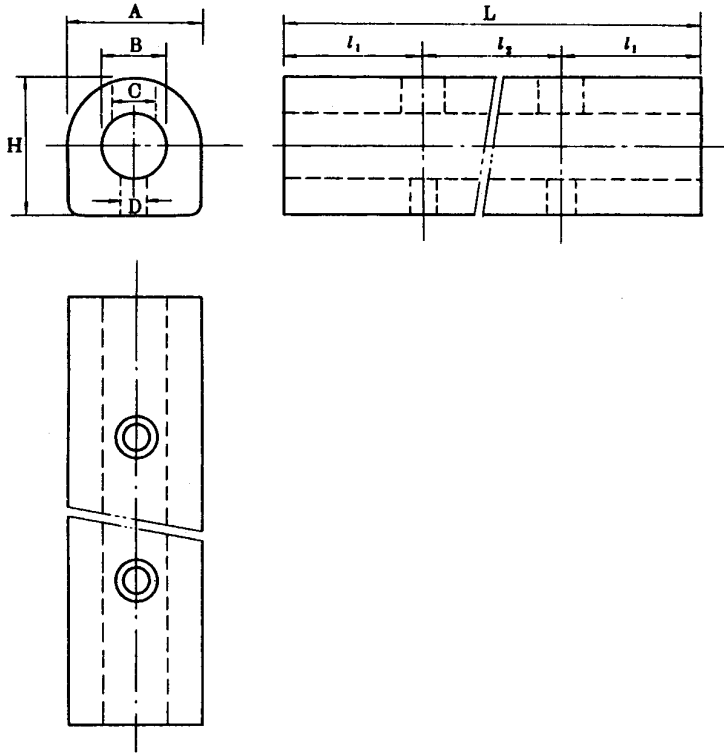
(別紙)

防舷材形状測定箇所 (例)

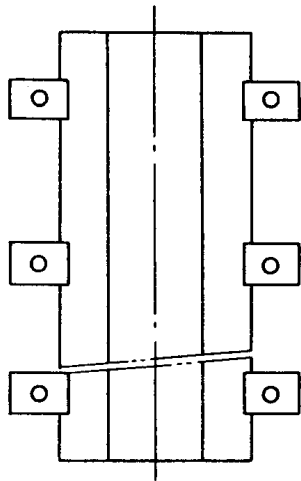
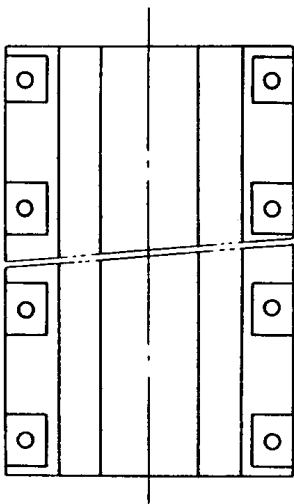
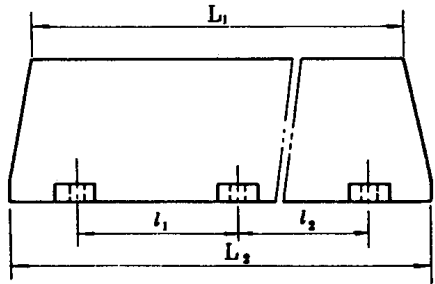
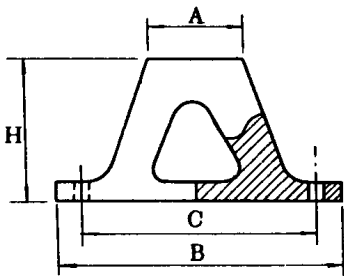
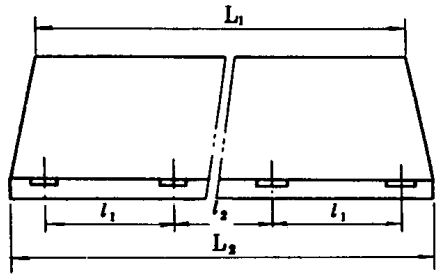
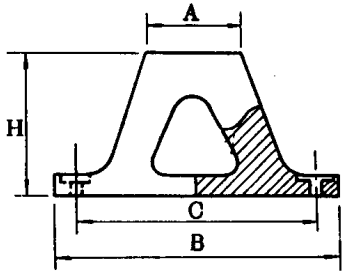
1. 中空円筒形



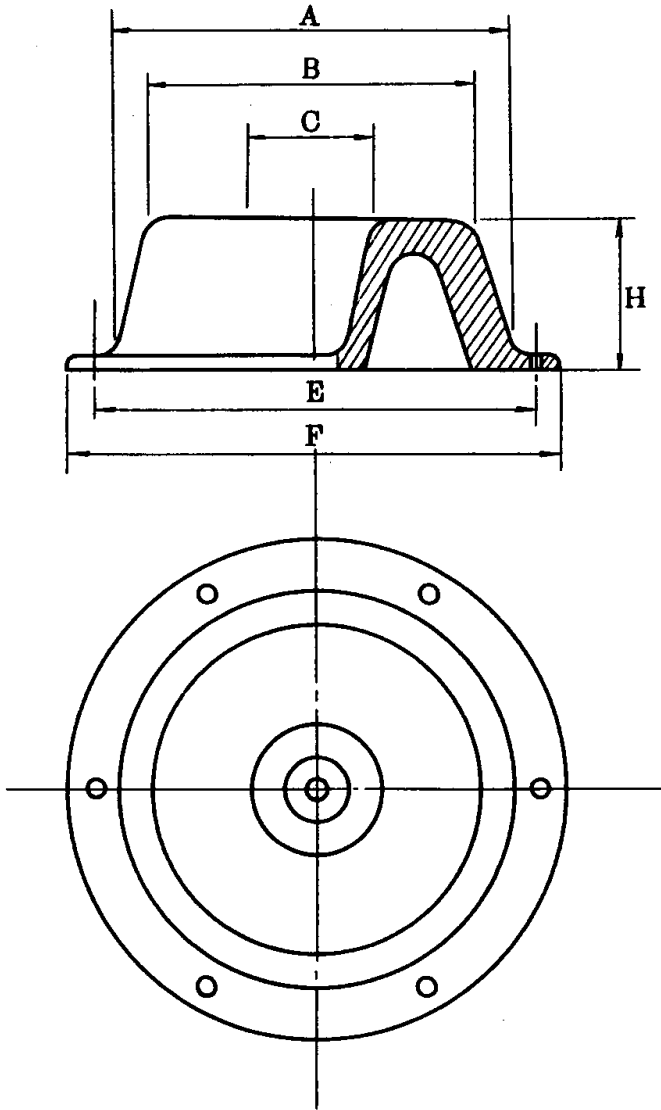
2. D 形



3. V 形



4. サークル形



4. 港湾・漁港工事写真管理基準

凡 例

Ⓣ： 函面及び特記仕様書

4. 港湾・漁港工事写真管理基準

目 次

| | |
|---------------------|------|
| 1. 共通仮設 | |
| 1-1 汚濁防止膜工 | 4-3 |
| 2. 無筋・鉄筋コンクリート | |
| 2-1 運搬打設工 | 4-3 |
| 2-2 コンクリートの品質管理 | 4-3 |
| 2-3 鉄筋工 | 4-3 |
| 2-4 型枠及び支保工 | 4-3 |
| 3. 一般施工 | |
| 3-1 共通的工種 | 4-5 |
| 3-2 土捨工 | 4-17 |
| 3-3 海上地盤改良工 | 4-17 |
| 3-4 基礎工 | 4-19 |
| 3-5 本体工（ケーソン式） | 4-21 |
| 3-6 本体工（ブロック式） | 4-25 |
| 3-7 本体工（場所打式） | 4-27 |
| 3-8 本体工（捨石・捨ブロック式） | 4-29 |
| 3-9 本体工（鋼矢板式） | 4-31 |
| 3-10 本体工（コンクリート矢板式） | 4-31 |
| 3-11 本体工（鋼杭式） | 4-31 |
| 3-12 本体工（コンクリート杭式） | 4-31 |
| 3-13 被覆・根固工 | 4-31 |
| 3-14 上部工 | 4-33 |
| 3-15 付属工 | 4-35 |
| 3-16 消波工 | 4-37 |
| 3-17 裏込・裏埋工 | 4-37 |
| 3-18 維持補修工 | 4-39 |
| 3-19 構造物撤去工 | 4-39 |
| 3-20 浚渫工 | 4-39 |
| 3-21 埋立工 | 4-41 |

1. 共通仮設

1-1 汚濁防止膜工

| 工種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影 |
|------------|------|------------|-----------------|
| | | | 撮影箇所 |
| 1. 水質汚濁防止膜 | 施工管理 | 取付け、組立て | 取付け、組立状況 |
| | | 設置 | 設置状況 |
| | | 撤去 | 撤去状況 |
| | 品質管理 | カーテンの種類、形状 | カーテン |
| | | 汚濁防止膜の構造 | アンカー、フロート、ワイヤー等 |
| 出来形管理 | 設置位置 | 設置状況 | |

2. 無筋・鉄筋コンクリート

2-1 運搬打設工

| 工種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影 |
|----|------|-------|-------------|
| | | | 撮影箇所 |
| | 施工管理 | 準備 | 打設準備 |
| | | 運搬 | コンクリートの運搬状況 |
| | | 打設 | コンクリート打設 |
| | | 打継目 | レイタンス除去状況 |
| | | 表面仕上げ | 仕上げ状況 |
| | | 養生 | 養生 |

2-2 コンクリートの品質管理

| 工種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影 |
|----|------|------|------------------|
| | | | 撮影箇所 |
| | 品質管理 | 試験練り | 試験状況、供試体作成及び養生状況 |
| | | 強度試験 | 試験状況 |
| | | 現場試験 | スランプ、空気量、温度測定状況 |

2-3 鉄筋工

| 工種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影 |
|----|------|------|---------|
| | | | 撮影箇所 |
| | 施工管理 | 棒鋼 | 保管状況 |
| | | 鉄筋 | 保管状況 |
| | | | 組立て及び結束 |
| | | | 吊筋 |

2-4 型枠及び支保工

| 工種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影 |
|----|------|------|-------------|
| | | | 撮影箇所 |
| | 施工管理 | 型枠 | 製作及び大組製作の状況 |
| | | | 組立状況 |
| | | | 取外し状況 |
| | | | 型枠清掃状況 |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|-------------|----------------------------------|
| 組立時、全体及び部分 | カーテンの接続、アンカー等の取付状況が判明できるように撮影 |
| 設置時 | 作業状況が判明できるよう使用船舶機械を配慮し撮影 |
| 撤去時 | |
| 組立時、種類及び形状毎 | カーテンの種類、規格、形状等が判明できるように撮影 |
| 組立時、種類及び形状毎 | アンカー、フロート、ワイヤー等の規格形状等が判明できるように撮影 |
| 設置完了後 | 正面、側面等全体の設置状況が判明できるように撮影 |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|------------|---|
| 打設前 | 打設面の不純物除去、散水状況等を撮影 |
| 運搬時 | 但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略 |
| 打設時 | ポンプ、スキップ、シュート、コンベア等の打設方法及び打込状態、締固状態等を撮影 |
| 施工時 | レイタンス除去状況を撮影 |
| 表面仕上げ時 | 天端均し仕上げ状況を撮影 |
| 養生時 | 打設後（底版、打継各層、天端）の養生状況を撮影 |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|------------|---------------------------------|
| 試験時、養生時 | 但し、JISマーク表示認証工場の場合は省略 |
| 試験時 | 設計基準強度の撮影は σ_{28} のみとする。 |
| 供試体作成時 | |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|------------|---------------------|
| 荷降し後 | まくら木の配置、覆いの状態等を撮影 |
| 加工後 | まくら木の配置、覆いの状態等を撮影 |
| 組立時 | 組立て、結束状態が確認できるように撮影 |
| 取付後 | |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|------------|-------------------|
| 製作時 | |
| 組立時 | |
| 取外し時 | 内枠、外枠、隔壁の取外し状況を撮影 |
| 清掃時 | |

3. 一般施工

3-1 共通の工種

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|--------------------|-------|-------------------|-----------------------------------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 1. 排砂管設備工 | | | |
| 1) 排砂管設備 | 施工管理 | 排砂管設備 | 排砂管、零号等設置撤去 |
| 2. 土運船運搬工 | | | |
| 1) 土運船運搬 | 施工管理 | 土砂の運搬状況 | 運搬時積載状況 |
| 3. 揚土土捨工 | | | |
| 1) バージアンローダ揚土 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 作業現場 |
| 2) 空気圧送揚土 | | バージアンローダ揚土、空気圧送揚土 | 排砂状況 |
| 3) リクレーマ揚土 | | | 海洋汚染防止対策 |
| 4) バックハウ揚土 | | リクレーマ揚土、バックハウ揚土 | 土砂の揚土状況 |
| 4. 圧密・排水工 | | | |
| 1) サンドドレーン 【海上】 | 施工管理 | 使用船舶機器等 | 杭打船舶機械 記録計器 測量槽等 砂運搬船舶機械 |
| | 品質管理 | 材料の確認 | 材 料 品質試験状況 |
| 【陸上】 | 施工管理 | 使用施工機械 | クローラクレーン |
| | | その他 | 発動発電機 |
| | | 施工状況 | 作業状況 |
| | 品質管理 | 材料の確認 | 品質試験状況 材料置場 |
| 2) 敷 砂 3) 敷砂均し | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 運搬船舶機械 均し船舶機械 |
| | | その他 | 海洋汚染防止対策 飛砂防止対策 |
| | 品質管理 | 材料の確認 | 材 料 品質試験状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |
| 4) 載荷土砂 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 砂運搬船、機械 排砂管設備 浚渫船（採取船） |
| | | その他 | 海洋汚染防止対策 |
| | | 品質管理 | 材料の確認 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |
| 5) ペーパードレーン | | | |

| 基 準 撮 影 時 期 | 注意事項及び説明 |
|-----------------------------|---|
| 布設撤去の作業時 | 設置状況が判明できるように撮影 |
| 土砂運搬時 | 運搬経路が判明できる背景を入れて撮影 |
| 現地搬入前又は現地搬入時 | 全景及び数量が判明できるように撮影 |
| 排砂時 | |
| 余水吐における濁り防止処 置、設置及び状態 | ㊦の内容に対応させる。 |
| 揚土作業時 | |
| 組立完了後船舶機械毎打設 | |
| 打設時 | |
| 測量中、橋等毎 | |
| 運搬中 | |
| 現場搬入時（種類、品質及 び形状寸法の異なる毎） | |
| 試験時 | |
| 現場搬入時、組立時、機械 毎 | 全 景 |
| 現場搬入時、組立時、機械 毎 | 全 景 |
| 施工時 | 全 景 |
| 試験時 | 全 景 |
| 現場搬入時 | 全 景 |
| 投入時 | 全景が判明できるように撮影 |
| 均し作業時 | 均し用具は、作業前に撮影 |
| 対策を講じた時 | |
| 対策を講じた時 | |
| 現場搬入時（種類、品質及 び形状寸法の異なる毎） | |
| 試験時 | |
| 測定時 | 全景については、位置が判明できる背景を入れる。 |
| 運搬時、船舶機械毎 | |
| 敷設時 | |
| 排砂中 | |
| 浚渫中 | |
| 対策を講じた時 | |
| 現場搬入時（種類、品質及 び形状寸法の異なる毎） | |
| 試験時 | |
| 測定時 | 全景については、位置が判明できる背景を入れる。 3-1-4圧密・排水工 1) サンドドレーンを適用する。 |

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|--------------------------|-------|---------|--|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 6) グラベルマット | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 運搬及び均し（船舶）機械 |
| | | 施工状況 | 砕石投入状況 砕石均し状況 |
| | | その他 | 海洋汚染防止対策 |
| | 品質管理 | 材料の確認 | 材 料 |
| | | | 品質試験状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |
| 7) グラベルドレーン | 施工管理 | 使用施工機械 | クローラクレーン |
| | | その他 | アースオーガマシン、リーダーオーガ、発動発電機、コンプレッサ、トラクターショベル |
| | | 施工状況 | 作業状況 |
| | 品質管理 | 材料の確認 | 品質試験状況 |
| | | | 材料置場 |
| 5. 締固工 | | | |
| 1) ロッドコンパクション | 施工管理 | 使用施工機械 | 振動体（バイブロ） |
| | | その他 | ロッド、リーダー、トラクターショベル、発動発電機、ショベルローダー |
| | | 施工状況 | 作業状況 |
| | 品質管理 | 材料の確認 | 品質試験状況 |
| | | | 材料置場 |
| 2) サンドコンパクションパイル 【海上】 | 施工管理 | 使用船舶機器等 | 杭打船舶機械 |
| | | | 記録計器 |
| | | | 測量檣等 |
| | 品質管理 | 材料の確認 | 砂運搬船舶機械 |
| | | | 材 料 |
| | | | 品質試験状況 |
| 【陸上】 | 施工管理 | 使用施工機械 | クローラクレーン |
| | | その他 | リーダー、発動発電機、コンプレッサ、トラクターショベル |
| | | 施工状況 | |
| | 品質管理 | 材料の確認 | 材料置場 |
| | | | 品質試験状況 |
| 3) 盛上土砂撤去 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 使用船舶、機械等 |
| | | 施工状況 | 撤去状況 |
| | | その他 | 海洋汚染防止対策 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |
| 4) 敷 砂 | | | |
| 5) 敷砂均し | | | |

| 基 準 撮 影 時 期 | 注意事項及び説明 |
|---|-------------------------------|
| 施工時 | 全景が判明できるように撮影 均し用具は、作業前に撮影 |
| 投入時、規格毎及び作業機 規格及び作業機械・船種毎 対策を講じた時 | |
| 現場搬入時（種類、品質及 び形状寸法の異なる毎） | |
| 試験時 | |
| 測定時 | 全景については、位置が判明できる背景を入れる。 |
| 現場搬入時、組立時、機械 毎 | 全 景 |
| 現場搬入時、組立時、機械 毎 | 全 景 |
| 施工時 | 全 景 |
| 試験時 | 全 景 |
| 現場搬入時 | 全 景 |
| 現場搬入時、組立時、機械 毎 | 全 景 |
| 現場搬入時、組立時、機械 毎 | 全 景 |
| 施工時 | 全 景 |
| 試験時 | 全 景 |
| 現場搬入時 | 全 景 |
| 組立完了後船舶機械毎打設 時 | |
| 打設時 | |
| 測量中、櫓等毎 | |
| 運搬中 | |
| 現場搬入時（種類、品質及 び形状寸法の異なる毎） | |
| 試験時 | |
| 現場搬入時、組立時、機械 毎 | 全 景 |
| 現場搬入時、組立時、機械 毎 | 全 景 |
| 施工時 | 全 景 |
| 現場搬入時 | 全 景 |
| 試験時 | 全 景 |
| 施工時 | 使用機械器具が判明できるように撮影 |
| 撤去中 | |
| 対策を講じた時 | |
| 測定時 | |
| | 3-1-4圧密・排水工 2)敷砂、3)敷砂均しを適用する。 |

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|------------|-----------|---------|-----------------------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 6. 固化工 | | | |
| 1) 深層混合処理杭 | 施工管理 | 使用船舶機器等 | 改良船、材料運搬船、潜水士船、引船、揚錨船 |
| | | 施工状況 | 測量樁設置、撤去状況 |
| | | | 障害物撤去状況 |
| | | | 改良杭打設状況 |
| | | | 海洋汚染防止対策 |
| | | | 改良船計器類 代表的計器 |
| | | 品質管理 | 材料の確認 |
| | 品質管理試験状況 | | |
| | | | |
| | 2) 盛上土砂撤去 | | |
| 3) 敷 砂 | | | |
| 4) 敷砂均し | | | |
| 5) 事前混合処理 | 施工管理 | 使用船舶機器等 | 主要船舶機械 |
| | | 材料の貯蔵 | 貯蔵状況 |
| | | プラントの設備 | 全景及び細部 |
| | | 施工状況 | 混合処理状況 |
| | | | 処理土運搬状況 |
| | | | 処理土投入状況 |
| | | 品質管理 | 材料の確認 |
| | 品質管理試験状況 | | |
| | | | |
| | 6) 表層固化処理 | 施工管理 | 使用船舶機器等 |
| 材料の貯蔵 | | | 貯蔵状況 |
| プラントの設備 | | | 全景及び細部 |
| 施工状況 | | | 配合状況 |
| | | | 固化処理状況 |
| | | | |
| 品質管理 | | | 材料の確認 |
| | | 配合試験状況 | |
| | | | |
| 7. 洗掘防止工 | | | |
| 1) 洗掘防止 | 施工管理 | マット類の確認 | 補強材セット状況 |
| | | | アスファルトコンクリート打設状況 |
| | | | 搬入仮置 |
| | | | アンカー取付け、加工 |
| | | | 運 搬 |
| | | 敷設状況 | 敷設状況と使用船舶機械 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 敷設位置、重ね幅、延長及びジョイントの確認 |

| 基 準 撮 影 時 期 | 注意事項及び説明 |
|-----------------|---------------------------------|
| 搬入時、船舶機械毎 | |
| 測量橋設置時、改良船位誘導時 | |
| 障害物調査、撤去時 | |
| 試験杭打時、作業時 | |
| 対策を講じた時 | |
| 計測時 | |
| 現場搬入時、材料毎 | |
| 試験時、試験種類毎 | |
| | 3-1-5締固工 3) 盛上土砂撤去を適用する。 |
| | 3-1-4圧密・排水工 2) 敷砂、3) 敷砂均しを適用する。 |
| 搬入時、船舶機械毎 | 使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影 |
| 貯蔵時 | |
| 施工時 | |
| 混合作業時 | |
| 運搬時 | |
| 投入時 | |
| 現場搬入時、材料毎 | |
| 試験時、試験種類毎 | |
| 搬入時、船舶機械毎 | 使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影 |
| 貯蔵時 | |
| 施工時 | |
| 施工時 | |
| 施工時 | |
| 現場搬入時、材料毎 | |
| 試験時 | |
| 試験時、試験種類毎 | |
| | |
| 施工時 | 作業状況が判明できるように撮影 |
| アスファルトコンクリート打設時 | |
| 搬入仮置時 | |
| 取付加工時 | |
| 運搬時 | |
| 敷設時 | |
| 敷設完了時 | 確認箇所が判る背景を入れる。 |

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|-------------------|--------|----------|------------------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 8. 中詰工 | | | |
| 1) 砂・石材中詰 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 運搬船等 |
| | | 投 入 | 投入状況 |
| | | 均 し | 均し状況 |
| | | 締固め | 締固め状況 |
| | 品質管理 | 品質試験 | 品質試験状況 |
| | | 材料の確認 | 材料及び作業船等 |
| 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 | |
| 2) コンクリート中詰 | | | |
| 3) プレパックドコンクリート中詰 | | | |
| 9. 蓋コンクリート工 | | | |
| 1) 蓋コンクリート | 施工管理 | 使用船舶機械等 | コンクリートミキサー船及び付属船 |
| | | ルーフィング敷設 | 中詰上面 |
| | 品質管理 | | |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |
| 10. 蓋ブロック工 | | | |
| 1) 蓋ブロック製作 | 施工管理 | ヤード等 | ヤード及び設備 |
| | | 使用船舶機械等 | クレーン等 |
| | | 函 台 | 製作函台 |
| | 品質管理 | | |
| | 出来形管理 | 鉄 筋 | 組立てかぶり |
| | | 型 枠 | 組立完了 |
| | | コンクリート | 形状寸法、外観 |
| | | 完 成 | 完成品 |
| | | 仮置状況 | |
| 2) 蓋ブロック据付 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 起重機船、台船等 |
| | | 据付作業 | 据付作業状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |
| 3) 間詰コンクリート | 施工管理 | 使用船舶機械等 | コンクリートミキサー船及び付属船 |
| | | ルーフィング敷設 | 中詰上面 |
| | 品質管理 | | |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|------------|---|
| 施工時 | 作業状況が判明できるように撮影 |
| 施工時 | |
| 施工時 | |
| 施工時 | |
| 試験項目毎 | |
| 搬入時に適宜 | テープ等を同時撮影 |
| 均し完了後 | 中詰材の天端とケーソン天端との高低差が判明できるようにテープ等を同時撮影 |
| | 3-1-8中詰工 1) 砂・石材中詰を適用する。 |
| | 3-1-8中詰工 1) 砂・石材中詰を適用する。 |
| | |
| コンクリート打設前 | ・コンクリートミキサー船及び付属船の形状が判るように前方、側面からそれぞれ撮影 ・作業状況が判明できるように撮影 |
| コンクリート打設前 | |
| | 2-2コンクリートの品質管理を適用する。 |
| 打設完了後 | 蓋コンクリートの施工天端とケーソン又はセルラーブロックの天端との差が判明できるようにテープ等を同時撮影 |
| | |
| 着工時全景 | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。 |
| 施工時 | |
| 着工時 | |
| | 2-2コンクリートの品質管理を適用する。 |
| 組立完了時 | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。 |
| 組立確認時 | |
| 打設後 | 番号等を入れて撮影 |
| 完成時 | 個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影） |
| 仮置時 | 積重ね段数が判明できるように撮影 |
| 施工時 | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影 |
| 据付時 | 据付作業が判明できるように撮影 |
| 測定時 | 据付の全体が判明できるように撮影 |
| コンクリート打設前 | 3-1-9蓋コンクリート工の関連事項を適用する。 |
| コンクリート打設前 | |
| | 2-2コンクリートの品質管理を適用する。 |

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|---------------------------------------|-----------|--|---------------------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 11. 鋼矢板工 | | | |
| 1) 先行掘削 | 施工管理 | 掘 削 | 掘削状況 |
| 2) 鋼矢板 | 施工管理 | 矢板の保管 | 保管状況 |
| | | 矢板の積込み | 吊上げ及び積込状況 |
| | | 矢板の運搬 | 運搬状況 |
| | | 導材の設置 | 導材の設置状況 |
| | | 矢板の建込み | 建込状況（位置出し、吊込み、建込み等） |
| | | 矢板の打込み | 打込状況 |
| | | | ハンマーの種類、型式等 |
| | | | 打込記録中 |
| 継ぎ手部の離脱 | 飛油、騒音防止対策 | | |
| | 品質管理 | 継ぎ手部の離脱 | 離脱箇所 |
| | 出来形管理 | 矢板の規格、外観、形状寸法 | 観察、測定状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定作業状況 |
| 12. 控 工 | | | |
| 1) 控鋼矢板 2) 控鋼管 3) 腹 起 4) タイ材 | 施工管理 | 腹起しの取付け | 取付け及び締付状況 |
| | | タイロッド受杭 | |
| | | タイロッド、タイワイヤーの組立て、取付け プレキャストコンクリート控壁 控杭、控矢板 控頂部コンクリート、場所打コンクリート控壁 | 組立て及び取付状況 |
| | | | |
| | 品質管理 | 腹起し材、タイロッド、タイワイヤーの規格、外観、形状寸法 | 観察、測定状況 |
| | | タイロッド、タイワイヤーの試験杭、矢板の品質、コンクリートの品質 | 引張試験の状況 |
| | | 出来形管理 | 出来形の確認 |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|--------------------|--|
| 施工時 | |
| 保管時 | 全景及びまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影 |
| 施工時 | 使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影 |
| 施工時 | 荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影 |
| 施工時 | 使用材料及び船舶機械、導枠の構造が判明できるように撮影 |
| 施工時 | 作業状況が判明できるように撮影 |
| 施工時 | 杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影 |
| 適宜 測定時 | |
| 対策を講じた時 離脱が有った時 | 飛油対策、騒音防止対策等を行った場合 離脱部の状況が判明できるように撮影すること。 |
| 観察、測定時 | 種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影 |
| 施工時及び打込完了時 | |
| 施工時及び完了時 | |
| 施工時 | 3-1-11鋼矢板工を適用する。 3-1-11鋼矢板工を適用する。 3-6本体工（ブロック式）を適用する。 3-14-1上部コンクリート工を適用する。 |
| 観察、測定時 | 種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影 |
| 試験時 | 3-1-11鋼矢板工を適用する。 3-14-1上部コンクリート工を適用する。 |
| 施工時及び取付完了時 | |

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|--------------|--------------------|----------------|---------------------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 13. 鋼杭工 | | | |
| 1) 先行掘削 | | | |
| 2) 鋼 杭 | 施工管理 | 杭の保管 | 保管状況 |
| | | 杭の積込み | 吊上げ及び積込状況 |
| | | 杭の運搬 | 運搬状況 |
| | | 導材の設置 | 導材の設置状況 |
| | | 杭の建込み | 建込状況（位置出し、吊込み、建込み等） |
| | | 杭の打込み | 打込状況 |
| | ハンマーの種類、型式等 | | |
| | 打込記録中 飛油、騒音防止対策 | | |
| | 品質管理 | 杭の規格、外観、形状寸法 | 観察、測定状況 |
| 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定作業状況 | |
| 14. コンクリート杭工 | | | |
| 1) コンクリート杭 | | | |
| 15. 防食工 | | | |
| 1) 電気防食 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 曳船、台船、潜水土船、溶接機等 |
| | | 製品（陽極） | 取付陽極 |
| | | 取付け（陽極） | 取付状況 |
| | | （電位測定装置） | 設置状況 |
| | 品質管理 | 形状寸法 | 測定状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 （陽極） | 取付完了状態 |
| （電位測定装置） | | 電位測定 | |
| 2) FRPモルタル被覆 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 曳船、台船、潜水土船、溶接機等 |
| | | 施工状況 | モルタル注入 |
| | | 製品（FRP） | |
| | | 施工状況 | 設置状況 |
| | 品質管理 | 形状寸法 | 測定状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 被覆防食完了状態 |
| （素地調整） | 施工管理 | 使用機械 | コンプレッサー、ケレン工具等 |
| | | 施工状況 | 作業状況 |
| | 出来形管理 | 完 成 | 完成全景 |
| （モルタル工） | 施工管理 | 使用機械 | モルタルポンプ、発電機等 |
| | | 施工状況 | 作業状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 完 成 | 測定状況 完成全景 |

| 基 準 撮 影 時 期 | 注意事項及び説明 |
|----------------|--------------------------------------|
| | |
| | 3-1-11鋼矢板工 1) 先行掘削を適用する。 |
| 保管時 | 全景及びまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影 |
| 施工時 | 使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影 |
| 施工時 | 荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影 |
| 施工時 | 使用材料及び船舶機械、導枠の構造が判明できるように撮影 |
| 施工時 | 作業状況が判明できるように撮影 |
| 施工時 | 杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影 |
| 適 宜 | |
| 測定時 | |
| 対策を講じた時 | 飛油対策、騒音防止対策等を行った場合 |
| 観察、測定時 | 種類、形状寸法が変る毎にテープ等を同時撮影 |
| 施工時及び打込完了時 | |
| | |
| | 3-1-13鋼杭工 2) 鋼杭を適用する。 |
| | |
| 取付時 | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影 |
| 取付前 | 取付陽極の部分（1組）及び取付陽極全体 |
| 取付時 | 取付状況（水中写真） |
| 取付時 | 測定用端子の設置状況 |
| 測定時 | |
| 取付完了時 | 潜水土船または潜水土による確認検査状況 |
| 測定時 | 電位差測定の状態 |
| 取付時 | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影 |
| 施工時 | |
| 取付前、取付後 | |
| 取付時 | F R P被覆材の設置状況 |
| 測定時 | |
| 取付完了時 | 完了の部分（1箇所）及び正面全体と延長方向を撮影 |
| 施工時 | 使用機械器具が判明できるように撮影 |
| 施工時 | |
| 完成時 | |
| 施工時 | 使用機械器具が判明できるように撮影 |
| 施工時 | |
| 測定時 | |
| 完成時 | |

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|-------------|-------|----------------------------|----------------------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 3) ペトラタム被覆 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 曳船、台船、潜水土船、溶接機等 |
| | | 製品 (FRP等) | |
| | | 施工状況 | 設置状況 |
| | 品質管理 | 形状寸法 | 測定状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 (陽極) (電位測定装置) | 被覆防食完了状態 電位測定 |
| (素地調整) | 施工管理 | 使用機械 | コンプレッサー、ケレン工具等 |
| | 出来形管理 | 施工状況 | 作業状況 |
| (防食工) | 施工管理 | 完 成 | 完成全景 |
| | | 使用機械 | 取付用工具 |
| | 出来形管理 | 施工状況 | 作業状況 |
| | | 出来形の確認 完 成 | 測定状況 完成全景 |
| 4) コンクリート被覆 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 曳船、台船、潜水土船、溶接機等 |
| | | 被覆防食の作業状況 | 施工状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 被覆防食完了状態 |
| 5) 防食塗装 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 曳船、台船、潜水土船、溶接機等 |
| | | 塗 装 | 施工状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 塗装完了状態 |

3-2 土捨工

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|-----------|------|------|---------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 1. 排砂管設備工 | | | |
| 2. 土運船運搬工 | | | |
| 3. 揚土土捨工 | | | |

3-3 海上地盤改良工

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 | |
|----------|-------|---------|----------------------|------------------------|
| | | | 撮 影 箇 所 | |
| 1. 床掘工 | | | | |
| 1) ポンプ床掘 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 作業現場 | |
| | | 床 掘 | 床掘位置測量状況 中継船設置、撤去 | |
| | | 障害物除去 | 床掘状況 | 床掘状況 |
| | | | 障害物積込状況 | 障害物積込状況 運搬船に積込まれた状態 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 障害物捨込状況 測定状況 | |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|------------|--------------------------|
| 取付時 | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影 |
| 取付前、取付後 | |
| 取付時 | F R P等保護材の設置状況 |
| 測定時 | |
| 取付完了時 | 完了の部分（1箇所）及び正面全体と延長方向を撮影 |
| 測定時 | 電位差測定の様況 |
| 施工時 | 使用機械器具が判明できるように撮影 |
| 施工時 | |
| 完成時 | |
| 施工時 | 使用機械器具が判明できるように撮影 |
| 施工時 | |
| 測定時 | |
| 完成時 | |
| 施工時 | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影 |
| 施工時 | |
| 完了時 | 完了の部分（1箇所）及び正面全体と延長方向を撮影 |
| 施工時 | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影 |
| 施工時、各層毎 | |
| 完了時 | 完了の部分（1箇所）及び正面全体と延長方向を撮影 |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|------------|-------------------|
| | 3-1-1排砂管設備工を適用する。 |
| | 3-1-2土運船運搬工を適用する。 |
| | 3-1-3揚土土捨工を適用する。 |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|--------------|---|
| 現地搬入前又は現地搬入時 | 全景及び数量が判明できるように撮影 |
| 測量時 | 法線又は区域標識を入れる。 |
| 設置撤去の作業時 | |
| 浚渫作業時、作業船毎 | 床掘位置が判明できる背景を入れる。 |
| 積込時 | |
| 積込完了時、運搬毎適宜 | 運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影 |
| 捨込時 | |
| 測量作業時 | 全景については、位置が判明できる背景を入れる。 |

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|---|-------|---------|--------------------------------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 2) グラブ床掘 3) 硬土盤床掘 4) 砕岩床掘 5) バックハウ床掘 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 作業現場 |
| | | 床 掘 | 床掘位置測量状況 |
| | | 障害物除去 | 床掘状況 |
| | | | 土質状況 障害物積込状況 運搬船に積込まれた状態 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 障害物捨込状況 測定状況 |
| 2. 排砂管設備工 | | | |
| 3. 土運船運搬工 | | | |
| 4. 揚土土捨工 | | | |
| 5. 置換工 | | | |
| 1) 置換材 2) 置換材均し | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 運搬船舶機械 均し船舶機械 |
| | | その他 | 海洋汚染防止対策 飛砂防止対策 |
| | 品質管理 | 材料の確認 | 材 料 品質試験状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |
| 6. 圧密・排水工 | | | |
| 7. 締固工 | | | |
| 8. 固化工 | | | |

3-4 基礎工

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|-------------------|-------|---------|------------------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 1. 基礎盛砂工 | | | |
| 1) 盛 砂 2) 盛砂均し | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 運搬船舶機械 均し船舶機械 |
| | | その他 | 海洋汚染防止対策 |
| | 品質管理 | 材料の確認 | 材 料 品質試験状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |
| 2. 洗掘防止工 | | | |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|-------------------------|---|
| 現地搬入前又は現地搬入時 | 全景及び数量が判明できるように撮影。 |
| 測量時 | 法線又は区域標識を入れる。 |
| 床掘作業時、作業船毎 | 船団の配置及び床掘位置が判明できる背景を入れる。 |
| 床掘作業時 | 位置、深度又は層を明記する。 |
| 積込時 | |
| 積込完了時、運搬毎適宜 | 運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影 |
| 捨込時 | |
| 測量作業時 | 全景については、位置が判明できる背景を入れる。 |
| | 3-1-1排砂管設備工を適用する。 |
| | 3-1-2土運船運搬工を適用する。 |
| | 3-1-3揚土土捨工を適用する。 |
| | |
| 投入時 | 全景が判明できるように撮影 |
| 均し作業時 | 均し用具は、作業前に撮影 |
| 対策を講じた時 | |
| 対策を講じた時 | |
| 現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎） | |
| 試験時 | |
| 測定時 | 全景については、位置が判明できる背景を入れる。 |
| | 3-1-4圧密・排水工 1)サトドレン、2)敷砂、3)敷砂均し、4)載荷土砂、5)ペーパードレンを適用する。 |
| | 3-1-5締固工 2)サトコンパクションバル、3)盛上土砂撤去、4)敷砂、5)敷砂均しを適用する。 |
| | 3-1-6固化工 1)深層混合処理杭、3)敷砂、4)敷砂均しを適用する。 |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|-------------------------|-------------------------|
| 投入時 | 全景が判明できるように撮影 |
| 均し作業時 | 均し用具は、作業前に撮影 |
| 対策を講じた時 | |
| 現場搬入時（種類、品質及び形状寸法の異なる毎） | |
| 試験時 | |
| 測定時 | 全景については、位置が判明できる背景を入れる。 |
| | 3-1-7洗掘防止工を適用する。 |

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|---------------------------------|-------|---------|---------------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 3. 基礎捨石工 | | | |
| 1) 基礎捨石 2) 捨石本均し 3) 捨石荒均し | 施工管理 | 準備、仮設 | ストックヤード、仮設道路等 |
| | | 陸上運搬 | ストック、積込み、運搬状況 |
| | | 捨石投入 | 投入状況 |
| | | 捨石均し | 均し状況 |
| | 品質管理 | 材料試験 | 試験状況 |
| | | 材料の確認 | 産地・規格毎 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測量状況 |
| 4. 基礎ブロック工 | | | |
| 1) 基礎ブロック製作 | 施工管理 | ヤード等 | ヤード及び設備 |
| | | 使用船舶機械等 | クレーン等 |
| | | 函 台 | 製作函台 |
| | 品質管理 | | |
| | 出来形管理 | 鉄 筋 | 組立てかぶり |
| | | 型 枠 | 組立完了 |
| | | コンクリート | 形状寸法、外観 |
| 完 成 | | 完成品 | |
| | | 仮置状況 | |
| 2) 基礎ブロック据付 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 起重機船、台船等 |
| | | 据付作業 | 据付作業状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |

3-5 本体工（ケーソン式）

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|--------------|-------|----------------|----------------------------------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 1. ケーソン製作工 | | | |
| 1) ケーソン製作用台船 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | フローティングドック、引船、起重機船、運搬船、クレーン運搬機械等 |
| | | ヤード等 | ヤード及び設備 |
| 2) 底 面 | 施工管理 | 函 台 | 製作函台 |
| 3) マット | 施工管理 | 摩擦増大用マット類の確認 | 補強材セット状況 |
| | | | アスファルトコンクリート打設状況 |
| | | | 搬入仮置 |
| | | | アンカー取付け、加工 |
| | 運 搬 | | |
| | | 摩擦増大用マット敷設状況 | 敷設状況と使用船舶機械 |
| | 出来形管理 | 摩擦増大用マット出来形の確認 | 敷設位置、重ね幅、延長及びジョイントの確認 |
| 4) 支 保 | | | |

| 基 準 撮 影 時 期 | 注意事項及び説明 |
|----------------------|---|
| 仮設道路、ストックヤード 使用前後 | |
| 運搬時 | 使用機械作業状況等が判明できるように撮影 |
| 投入時、捨石規格毎及び作 業船種毎 | |
| 規格及び作業船毎 | |
| 試験時 | 公的機関が実施する場合は省略できる。 |
| 搬入時 | スタッフ、テープ等を同時撮影 |
| 測量作業時 | |
| 着工時全景 | ヤード全景及び設備が判明出来るように撮影 |
| 施工時 | 使用する機械等の種類が判明できるように撮影 |
| 着工時 | |
| | 2-2コンクリートの品質管理を適用する。 |
| 組立完了時 | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。 |
| 組立確認時 | 函台、函台の平坦性（敷砂等）及び剥離材（ルーフィ ング等）敷設状況の撮影 |
| 打設後 | 番号等を入れて撮影 |
| 完成時 | 個数が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影（全個数 確認必要枚数撮影） |
| 仮置時 | 積重ね段数が判明できるように撮影 |
| 施工時 | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影 |
| 据付時 | 据付作業が判明できるように撮影 |
| 目地測定時及び法線出入の 測定時 | 据付の全体が判明できるように撮影 |

| 基 準 撮 影 時 期 | 注意事項及び説明 |
|---------------------|--|
| 施工時 | 使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影 |
| 着工時全景 | ヤード全景及び設備が判明できるように撮影 |
| 着工時及び施工時 | 函台、函台の平坦性（敷砂等）及び剥離材（ルーフィ ング等）の敷設状況の撮影 |
| 作業中、完了時 | 作業状況が判明できるように撮影 |
| アスファルトコンクリート 打設時 | |
| 搬入仮置時 | |
| 取付加工時 | |
| 運搬時 | |
| 敷設時 | |
| 敷設完了時 | 確認箇所が判る背景を入れる。 |
| | 2-4型枠及び支保工を適用する。 |

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|--------------|--------------------|---------------|---------------------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 5) 足 場 | 施工管理 | 足 場 | 組立状況 |
| | | | 昇り足場設置状況 |
| | | | 壁継ぎ設置状況 |
| | | | 足場スペースの確保状況 解体状況 |
| 6) 鉄 筋 | 施工管理 | 鉄 筋 | 組立て |
| | 出来形管理 | | 底版 |
| | | | フーチング |
| | | | 外壁（側壁） |
| | | | 隔 壁 |
| | | | ハンチ部 |
| 吊筋等 かぶり | | | |
| 7) 型 枠 | 施工管理 | 型 枠 | 組立て |
| | 出来形管理 | | 底版 |
| | | | フーチング |
| | | | 外壁（側壁） |
| | 隔 壁 | | |
| | ハンチ部 | | |
| 8) コンクリート | 施工管理 | | |
| | 品質管理 | | |
| | 出来形管理 | コンクリート 完 成 | 形状寸法、外観 完成品全景 |
| 2. ケーソン進水据付工 | | | |
| 1) バラスト | 施工管理 | バラスト投入 | バラスト材投入状況 |
| 2) 止水板 | 施工管理 | 止水板 | 止水板の設置状況 |
| 3) 上 蓋 | 施工管理 | 蓋(ネットを含む。) | 蓋の設置状況 |
| 4) 進 水 | 施工管理 | 進 水 | 進水方法 |
| | | | 進水設備 |
| | | 進水状況 | |
| | | 浮 上 | 浮上又は吊上げ完了状況 |
| 5) 仮 置 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 起重機船、発電機、ポンプ等設置状況 |
| | (沈設の場合) (係留の場合) | 仮置作業 | 沈設状況 |
| | | 仮置作業 | 係留状況 |
| | 出来形管理 (係留の場合) | 仮置完了 | 沈設完了状況 |
| 仮置完了 | | 係留完了状況 | |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|------------|-----------------------------------|
| 組立時 | 内足場及び外足場の組立状況を撮影 |
| 同上 | 足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影 |
| 同上 | |
| 同上 | |
| 解体時 | |
| | 2-3鉄筋工を適用する。 |
| 組立段階確認時 | 組立完了状況が判明できるように撮影 |
| 組立段階確認時 | |
| 各層 組立段階確認時 | |
| 各層 組立段階確認時 | |
| 上段 組立段階確認時 | |
| 上段 組立段階確認時 | |
| 各層 組立段階確認時 | 鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影 |
| | 2-4型枠及び支保工を適用する。 |
| 組立段階確認時 | 組立完了状況が判明できるように撮影 |
| 組立段階確認時 | |
| 各層 組立段階確認時 | |
| 各層 組立段階確認時 | |
| 上段 組立段階確認時 | |
| | 2-1運搬打設工を適用する。 |
| | 2-2コンクリートの品質管理を適用する。 |
| 打設後、各層 | 打設完了状況が判明できるように撮影 |
| 完成時、各函毎 | ケーソン番号、吃水マーク等を入れて撮影 |
| | |
| 投入時 | バラスト投入方法及び材料が判明できるように撮影 |
| 進水時 | 曳航の場合で蓋の取付状況又は取付完了状態を撮影 |
| 進水時 | 曳航の場合で蓋の取付状況又は取付完了状態を撮影 |
| 進水時 | 斜路式、ドライドック、FD、吊降し等の方法が判明できるように撮影 |
| 進水時 | 設備（吊降しの場合、起重機船、吊具を含む。）が判明できるように撮影 |
| 進水時 | 漏水がある場合は漏水状況及び処置状況を撮影 |
| 進水（吊上げ）完了時 | 計画吃水であることが確認できるように撮影 |
| 設置時 | 使用する船舶機械等の種類が判明できるように撮影 |
| 仮置時 | 沈設作業（注水を含む。）が判明できるように撮影 |
| 仮置時 | 係留作業（係留アンカーを含む。）が判明できるように撮影 |
| 完了時、各函毎 | 沈設仮置完了状態が判明できるように撮影 |
| 完了時、各函毎 | 係留完了状態（係留ロープを含む。）が判明できるように撮影 |

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|-------------|-------|-----------------|-----------------------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 6) 回航・えい航 | 施工管理 | 蓋の設置状況 | 完了状況 |
| | | 使用船舶 | 引船全景 |
| | | えい航・回航用ロープ | 取付状況及び、吊具取付状況 |
| | | えい航・回航 寄港避難 | えい航・回航姿勢 寄港及び避難の状況 |
| | 出来形管理 | えい航・回航完了 | 完了（目的地着）状況 |
| 7) 据 付 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 起重機船、発電機、ポンプ等配置状況 |
| | | 据付作業 | 据付作業状況 |
| | | 据付位置 | 前面又は背面の確認 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 据付完了状況 |
| | | 据付目地 据付法線の出入 | 据付完了状況 据付完了状況 |
| 3. 中詰工 | | | |
| 4. 蓋コンクリート工 | | | |
| 5. 蓋ブロック工 | | | |

3-6 本体工（ブロック式）

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|--------------|-------|---------------|----------------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 1. 本体ブロック製作工 | | | |
| 1) 底 面 | 施工管理 | ヤード等 | ヤード及び設備 |
| | | 使用船舶機械等 | クレーン等 |
| | | 函 台 | 製作函台 |
| 2) 足 場 | 施工管理 | 足 場 | 組立て 解体 |
| 3) 鉄 筋 | 施工管理 | | |
| | 出来形管理 | 鉄 筋 | 組立て 底 盤 |
| | | | フーチング |
| | | | 壁 |
| | | | ハンチ部 |
| | | | 吊筋等 かぶり |
| 4) 型 枠 | 施工管理 | | |
| | 出来形管理 | 型 枠 | 組立完了 |
| 5) コンクリート | 施工管理 | | |
| | 品質管理 | | |
| | 出来形管理 | コンクリート 完 成 | 形状寸法、外観 完成品 |
| | | 仮置状況 | |

| 基 準 撮 影 時 期 | 注意事項及び説明 |
|----------------|--------------------------------------|
| 完了時、各函毎 | |
| えい航開始時 | 形象物等が判明できるように撮影 |
| えい航開始時 | えい航・回航用ロープの取付位置及び状況について撮影 |
| えい航・回航時 | えい航・回航の姿勢が判明できるように撮影 |
| 寄港時及び避難時、各函毎 | 途中寄港した場合には、その係留等の状態が判明できるように撮影 |
| えい航・回航完了時 | えい航・回航が完了したことが判明できるように撮影（付近の背景を同時撮影） |
| 施工時 | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影 |
| 据付時、各函毎 | 据付作業が判明できるように撮影 |
| 据付時、各函毎 | 配筋が非対象の場合に適用する。 |
| 完了時 | 据付完了が判明できるように撮影 |
| 完了時 | 代表的な部分を撮影 |
| 完了時 | 完成法線が判明できるように撮影（延長方向へ撮影） |
| | 3-1-8中詰工を適用する。 |
| | 3-1-9蓋コンクリート工を適用する。 |
| | 3-1-10蓋ブロック工を適用する。 |

| 基 準 撮 影 時 期 | 注意事項及び説明 |
|----------------|-----------------------------------|
| 着工時全景 | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。 |
| 施工時 | |
| 着工時 | |
| 組立時 | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する |
| 解体時 | |
| | 2-3鉄筋工を適用する。 |
| 組立完了時 | 組立完了状況が判明できるように撮影 |
| 組立完了時 | |
| 組立完了時 | |
| 組立完了時 | |
| 組立完了時 | 鉄筋と型枠の間隔が判明できるように撮影 |
| | 2-4型枠及び支保工を適用する。 |
| 組立確認時 | 組立完了状況が判明できるように撮影 |
| | 2-1運搬打設工を適用する。 |
| | 2-2コンクリートの品質管理を適用する。 |
| 打設後 | 番号等を入れて撮影 |
| 完成時 | 個数が確認できれば1枚に複個数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影） |
| 仮置時 | 積重ね段数が判明できるように撮影 |

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|--------------|-------|-------------|----------------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 2. 本体ブロック据付工 | | | |
| 1) 本体ブロック据付 | 施工管理 | 使用船舶機械等据付作業 | 起重機船、台船等据付作業状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |
| 3. 中詰工 | | | |
| 4. 蓋コンクリート工 | | | |
| 5. 蓋ブロック工 | | | |

3-7 本体内（場所打式）

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|---------------|-------|-----------------|--------------------------------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 1. 場所打コンクリート工 | | | |
| 1) 足 場 | 施工管理 | 足 場 | 組立て 解体 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |
| 2) 鉄 筋 | 施工管理 | 鉄 筋 | 鉄筋の仮置、溶接、組立作業 組立て、結束及び溶接 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |
| 3) 型 枠 | 施工管理 | 型 枠 | 型枠の構造 目地材等の取付状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |
| 4) 伸縮目地 | 施工管理 | 伸縮目地 | 伸縮目地の設置状況 |
| 5) コンクリート | 施工管理 | 準備仮設 | プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等 |
| | | | コンクリートミキサー船回航 |
| | | | 仮設道路、登坂路等 |
| | | 打継ぎ処理 コンクリート | 処理作業 仕上状況 |
| | その他 | 灯台基礎、電柱穴、階段等 | |
| | 品質管理 | | |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |
| 6) 補助ヤード施設 | 施工管理 | 補助ヤード | 補助ヤード |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|-----------------|----------------------|
| 施工時 | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影 |
| 据付時 | 据付作業が判明できるように撮影 |
| 目地測定時及び法線出入の測定時 | 据付の全体が判明できるように撮影 |
| | 3-1-8中詰工を適用する。 |
| | 3-1-9蓋コンクリート工を適用する。 |
| | 3-1-10蓋ブロック工を適用する。 |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|-------------------|-------------------------|
| 組立時 解体時 施工時 | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する |
| 組立時 | |
| 測定時 | 測定作業が判明できるように撮影 |
| 施工時 | 作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影 |
| 施工時 | |
| 測定時 | 測定作業が判明できるように撮影 |
| 施工時 | |
| 着手前後作業中及び跡片付後 | |
| 回航開始時、終了時及び施工時 | 使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影 |
| 仮設作業時、設置後及び撤去時 | 路線状況が判明できるように撮影 |
| 施工時 | 作業方法が判明できるように撮影 |
| 表面仕上時 | 天端均し仕上状況を撮影 |
| 穴埋時 | 型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影 |
| 施工時 | |
| | 2-2コンクリートの品質管理を適用する。 |
| 測定時 | 測定作業が判明できるように撮影 |
| 着工時全景 | ヤード全景及び設備が判明できるように撮影 |

3-8 本体工（捨石・捨ブロック式）

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|----------------------|--------|-----------------|--------------------------------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 1. 洗掘防止工 | | | |
| 2. 本体捨石工 | | | |
| 1) 本体捨石 2) 本体捨石均し | 施工管理 | 準備、仮設 | ストックヤード、仮設道路等 |
| | | 陸上運搬 | ストック、積込み、運搬状況 |
| | | 捨石投入 | 投入状況 |
| | | 捨石均し | 均し状況 |
| | 品質管理 | 材料試験 | 試験状況 |
| | 出来形管理 | 材料の確認 | 産地・規格毎 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測量状況 |
| 3. 捨ブロック工 | | | |
| 1) 捨ブロック製作 | 施工管理 | ヤード等 | ヤード及び設備 |
| | | 使用船舶機械等 | クレーン等 |
| | | 函 台 | 製作函台 |
| | 品質管理 | | |
| | 出来形管理 | 鉄 筋 | 組立てかぶり |
| | | 型 枠 | 組立完了 |
| コンクリート | | 形状寸法、外観 | |
| 完 成 | | 完成品 | |
| | | | 仮置状況 |
| 2) 捨ブロック据付 | 施工管理 | 使用船舶機械等 据付作業 | 起重機船、台船等 据付作業状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |
| 4. 場所打コンクリート工 | | | |
| 1) 基礎砕石 | 品質管理 | 材料の確認 | 材 料 |
| | | | 品質試験状況 |
| 2) 型 枠 | 施工管理 | 型 枠 | 型枠の構造 目地材等の取付状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |
| 3) 伸縮目地 | 施工管理 | 伸縮目地 | 伸縮目地の設置状況 |
| 4) コンクリート | 施工管理 | 準備仮設 | プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等 |
| | | | コンクリートミキサー船回航 |
| | | | 仮設道路、登坂路等 |
| | | 打継ぎ処理 | 処理作業 |
| | | コンクリート | 仕上状況 |
| | | その他 | 灯台基礎、電柱穴、階段等 |
| 品質管理 | | | |
| 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 | |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|-----------------------------|--------------------------------------|
| | 3-1-7洗掘防止工を適用する。 |
| 仮設道路、ストックヤード 使用前後 | |
| 運搬時 | 作業機械作業状況等が判明できるように撮影 |
| 投入時、捨石規格毎及び作 業船種毎 | |
| 規格及び作業船毎 | |
| 試験時 | 公的機関が実施する場合は省略できる。 |
| 搬入時 | スタッフ、テープ等を同時撮影 |
| 測量作業時 | |
| 着工時全景 | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。 |
| 施工時 | |
| 着工時 | |
| | 2-2コンクリートの品質管理を適用する。 |
| 組立完了時 | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。 |
| 組立確認時 | |
| 打設後 | 番号等を入れて撮影 |
| 完成時 | 個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影（全個数 確認必要枚数撮影） |
| 仮置時 | 積重ね段数が判明できるように撮影 |
| 施工時 | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影 |
| 据付時 | 据付作業が判明できるように撮影 |
| 測定時 | 据付の全体が判明できるように撮影 |
| 現場搬入時（種類、品質及 び形状寸法の異なる毎） | |
| 試験時 | |
| 施工時 | 作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影 |
| 施工時 | |
| 測定時 | 測定作業が判明できるように撮影 |
| 施工時 | |
| 着手前後作業中及び跡片付 後 | |
| 回航開始時、終了時及び施 工時 | 使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影 |
| 仮設作業時、設置後及び撤 去時 | 路線状況が判明できるように撮影 |
| 施工時 | 作業方法が判明できるように撮影 |
| 表面仕上時 | 天端均し仕上状況を撮影 |
| 穴埋時 | 型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影 |
| 施工時 | |
| | 2-2コンクリートの品質管理を適用する。 |
| 測定時 | 測定作業が判明できるように撮影 |

3-9 本體工（鋼矢板式）

| 工種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影 |
|---------|------|------|------|
| | | | 撮影箇所 |
| 1. 鋼矢板工 | | | |
| 2. 控工 | | | |

3-10 本體工（コンクリート矢板式）

| 工種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影 |
|--------------|------|------|------|
| | | | 撮影箇所 |
| 1. コンクリート矢板工 | | | |
| 1) コンクリート矢板 | | | |
| 2. 控工 | | | |

3-11 本體工（鋼杭式）

| 工種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影 |
|--------|------|------|------|
| | | | 撮影箇所 |
| 1. 鋼杭工 | | | |

3-12 本體工（コンクリート杭式）

| 工種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影 |
|-------------|------|------|------|
| | | | 撮影箇所 |
| 1. コンクリート杭工 | | | |

3-13 被覆・根固工

| 工種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影 |
|-------------|-------|---------|----------|
| | | | 撮影箇所 |
| 1. 被覆石工 | | | |
| 1) 被覆石 | | | |
| 2) 被覆石均し | | | |
| 2. 被覆ブロック工 | | | |
| 1) 被覆ブロック製作 | 施工管理 | ヤード等 | ヤード及び設備 |
| | | 使用船舶機械等 | クレーン等 |
| | | 函台 | 製作函台 |
| | 品質管理 | | |
| 出来形管理 | | 鉄筋 | 組立てかぶり |
| | | 型枠 | 組立完了 |
| | | コンクリート | 形状寸法、外観 |
| | | 完成 | 完成品 |
| | | | 仮置状況 |
| 2) 被覆ブロック据付 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 起重機船、台船等 |
| | | 据付作業 | 据付作業状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|------------|------------------|
| | 3-1-11鋼矢板工を適用する。 |
| | 3-1-12控工を適用する。 |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|------------|-------------------------|
| | 3-1-11鋼矢板工 2) 鋼矢板を適用する。 |
| | 3-1-12控工を適用する。 |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|------------|-----------------|
| | 3-1-13鋼杭工を適用する。 |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|------------|-----------------|
| | 3-1-13鋼杭工を適用する。 |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|---------------------|---|
| | 3-4-3基礎捨石工 1) 基礎捨石を適用する。 |
| | 3-4-3基礎捨石工 2) 捨石本均し、3) 捨石荒均しを適用する。 |
| 着工時全景 施工時 着工時 | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。 |
| | 2-2コンクリートの品質管理を適用する。 |
| 組立完了時 組立確認時 | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。 |
| 打設後 完成時 | 番号等を入れて撮影 個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影） |
| 仮置時 施工時 | 積重ね段数が判明できるように撮影 使用する船舶機械等が判明できるように撮影 |
| 据付時 測定時 | 据付作業が判明できるように撮影 据付の全体が判明できるように撮影 |

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|-------------|-------|---------|----------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 3. 根固ブロック工 | | | |
| 1) 根固ブロック製作 | 施工管理 | ヤード等 | ヤード及び設備 |
| | | 使用船舶機械等 | クレーン等 |
| | | 函 台 | 製作函台 |
| | 品質管理 | | |
| | 出来形管理 | 鉄 筋 | 組立てかぶり |
| | | 型 枠 | 組立完了 |
| | | コンクリート | 形状寸法、外観 |
| 完 成 | | 完成品 | |
| | | 仮置状況 | |
| 2) 根固ブロック据付 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 起重機船、台船等 |
| | | 据付作業 | 据付作業状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |

3-14 上部工

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|--------------|--------|------------------|--|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 1. 上部コンクリート工 | | | |
| 1) 支 保 | | | |
| 2) 足 場 | 施工管理 | 足 場 | 組立て 解体 |
| 3) 鉄 筋 | 施工管理 | 鉄 筋 | 鉄筋の仮置、溶接、組立 作業 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 組立て、結束及び溶接 測定状況 |
| 4) 型 枠 | 施工管理 | 型 枠 | 型枠の構造 目地材等の取付状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |
| 5) 伸縮目地 | 施工管理 | 伸縮目地 | 伸縮目地の設置状況 |
| 6) コンクリート | 施工管理 | 準備仮設 | プラント仮設、コンク リートミキサー船回航、 仮設道路、登坂路等 |
| | | | コンクリートミキサー船 回航 |
| | | | 仮設道路、登坂路等 |
| | | 打継ぎ処理 | 処理作業 |
| | コンクリート | 仕上状況 | |
| | その他 | 灯台基礎、電柱穴、階段 等 | |
| | 品質管理 | | |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |
| 7) 補助ヤード施設 | 施工管理 | 補助ヤード | 補助ヤード |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|------------|-------------------------------------|
| 着工時全景 | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。 |
| 施工時 | |
| 着工時 | |
| | 2-2コンクリートの品質管理を適用する。 |
| 組立完了時 | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。 |
| 組立確認時 | |
| 打設後 | 番号等を入れて撮影 |
| 完成時 | 個数が確認できれば1枚に複数枚入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影） |
| 仮置時 | 積重ね段数が判明できるように撮影 |
| 施工時 | 3-13-2被覆ブロック工 2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。 |
| 据付時 | |
| 測定時 | |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|----------------|-------------------------|
| | |
| | 2-4型枠及び支保工を適用する。 |
| 組立時 | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する |
| 解体時 | |
| 施工時 | |
| 組立時 | |
| 測定時 | 測定作業が判明できるように撮影 |
| 施工時 | 作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影 |
| 施工時 | |
| 測定時 | 測定作業が判明できるように撮影 |
| 施工時 | |
| 着手前後作業中及び跡片付後 | |
| 回航開始時、終了時及び施工時 | 使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影 |
| 仮設作業時、設置後及び撤去時 | 路線状況が判明できるように撮影 |
| 施工時 | 作業方法が判明できるように撮影 |
| 表面仕上時 | 天端均し仕上状況を撮影 |
| 穴埋時 | 型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮影 |
| 施工時 | |
| | 2-2コンクリートの品質管理を適用する。 |
| 測定時 | 測定作業が判明できるように撮影 |
| 着工時全景 | ヤード全景及び設備が判明できるように撮影 |

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|-------------|---------------|---------|----------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 2. 上部ブロック工 | | | |
| 1) 上部ブロック製作 | 施工管理 | ヤード等 | ヤード及び設備 |
| | | 使用船舶機械等 | クレーン等 |
| | | 函 台 | 製作函台 |
| | 品質管理 出来形管理 | 鉄 筋 | 組立てかぶり |
| | | 型 枠 | 組立完了 |
| | | コンクリート | 形状寸法、外観 |
| | | 完 成 | 完成品 |
| | | 仮置状況 | |
| 2) 上部ブロック据付 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 起重機船、台船等 |
| | | 据付作業 | 据付作業状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |

3-15 付属工

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|------------|---------------|-------------------|--------------------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 1. 係船柱工 | | | |
| 1) 係船柱 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 杭打機、クレーン車(船)、トラック等 |
| | | 施 工 | 基礎工施工状況 |
| | | 据 付 | 本体据付状況 |
| | 品質管理 出来形管理 | 搬入数量の確認 | 係船柱 |
| | | 杭 | 基礎杭 |
| | | 石材投入、均し | 基礎石投入均し完了状況 |
| | | 型 枠 | 型枠組立完了状況 |
| | 基礎完成 | 基礎完成状況 | |
| | 据付完成 | 本体据付確認状況 | |
| 2. 防舷材工 | | | |
| 1) 防舷材 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 台船、クレーン車(船) |
| | | 取付け | 取付位置の状況 取付状況 |
| | 品質管理 出来形管理 | 搬入数量の確認 出来形の確認 | 防舷材 取付完了状態 |
| 3. 車止・縁金物工 | | | |
| 1) 車止・縁金物 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 台船、溶接機、クレーン |
| | | 取付け | 取付状況 塗装状況 |
| | 品質管理 出来形管理 | 形状寸法 塗 料 | 測定状況 塗料の種類毎 |
| | | 取付け | 取付完了状態 |
| 4. 防食工 | | | |
| 5. 付属設備工 | | | |
| 1) 係船環 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | クレーン車(船)、トラック等 |
| | | 取 付 | 本体取付状況 |
| | 品質管理 出来形管理 | 搬入数量の確認 | 係船環 |
| | | 取付完了 | 本体取付確認状況 |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|------------|-------------------------------------|
| 着工時全景 | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。 |
| 施工時 | |
| 着工時 | |
| 組立完了時 | 2-2コンクリートの品質管理を適用する。 |
| 組立確認時 | 3-5-1ケーソン製作工の関連事項を適用する。 |
| 打設後 | 番号等を入れて撮影 |
| 完成時 | 個数が確認できれば1枚に複数入れて撮影（全個数確認必要枚数撮影） |
| 仮置時 | 積重ね段数が判明できるように撮影 |
| 施工時 | 3-13-2被覆ブロック工 2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。 |
| 据付時 | |
| 測定時 | |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|------------|---|
| 設置時 | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影 |
| 施工時 | 基礎施工状況（杭打ち、基礎石投入、均し及びコンクリート打設等）を撮影（押込ボルトを含む。） |
| 据付時 | 据付状況が判明できるように撮影 |
| 搬入時 | 搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影 |
| 杭打完了時 | 基礎杭打込完了状況が判明できるように撮影 |
| 均し完了時 | 基礎石均しが判明できるように撮影 |
| 組立完了時 | 打設前の型枠、埋込ボルト検査状態 |
| 完成時 | 完成が判明できるように撮影 |
| 完成時 | 据付完了状態が判明できるように撮影 |
| 取付時 | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影 |
| 取付前 | 埋込（取付）ボルトの部分及び全景取付状況の撮影 |
| 取付時 | |
| 搬入時 | 搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影 |
| 取付完了時 | 取付完了状態の部分（1基）及び正面全体と延長方向全景 |
| 取付時 | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影 |
| 取付時 | 取付状況（取付け、溶接、コンクリート打設） |
| 塗装時、各層毎 | 各層毎の塗装状況（警戒色塗装を含む。） |
| 測定時 | |
| 搬入時 | 塗料の種類別に内容が判明できるもの |
| 取付完了時 | 取付完了状態の部分（1基）及び正面全体と法線方向全景 |
| | 3-1-15防食工を適用する。 |
| 設置時 | 使用する船舶機械等が判明できるように撮影 |
| 取付時 | 取付状況が判明できるように撮影 |
| 搬入時 | 搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影 |
| 完了時 | 取付完了状態が判明できるように撮影 |

3-16 消波工

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|-------------|-------|-------------|----------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 1. 洗掘防止工 | | | |
| 2. 消波ブロック工 | | | |
| 1) 消波ブロック製作 | 施工管理 | ヤード等 | ヤード及び設備 |
| | | 使用船舶機械等 | クレーン等 |
| | | 函 台 | 製作函台 |
| | 品質管理 | | |
| | 出来形管理 | 鉄 筋 | 組立てかぶり |
| | | 型 枠 | 組立完了 |
| | | コンクリート | 形状寸法、外観 |
| 完 成 | | 完成品 仮置状況 | |
| 2) 消波ブロック据付 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 起重機船、台船等 |
| | | 据付作業 | 据付作業状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |

3-17 裏込・裏埋工

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 | |
|-----------------------------|------------|--------------|----------------------|-------------|
| | | | 撮 影 箇 所 | |
| 1. 裏込工 | | | | |
| 1) 目地板 | 施工管理 | 目地板の確認 | 搬入 | |
| | | 敷設状況 | 敷設状況と使用船舶機械 | |
| | 品質管理 | 材料試験 | 試験状況 | |
| | | 目地板の形状寸法 | 測定状況 | |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 敷設完了状態 | |
| 2) 裏込材 3) 瀨取り 4) 裏込均し | 施工管理 | 準備、仮設 | ストックヤード、仮設道路等 | |
| | | 陸上運搬 | ストック、積込み、運搬状況 | |
| | | 瀨取り | 瀨取り状況 | |
| | | 裏込材投入 | 投入状況 | |
| | | 裏込均し | 均し状況 | |
| | 品質管理 | 材料試験 | 試験状況 | |
| | | 材料の確認 | 産地・規格毎 | |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測量状況 | |
| | 5) 吸い出し防止材 | 施工管理 | 吸い出し防止材の確認 | 搬入 |
| | | | 敷設状況 | 敷設状況と使用船舶機械 |
| 品質管理 | | 材料試験 | 試験状況 | |
| | | 吸い出し防止材の形状寸法 | 測定状況 | |
| 出来形管理 | | 出来形の確認 | 敷設完了状態 | |
| 2. 裏埋工 | | | | |
| 1) 裏埋材 | 施工管理 | 使用船舶機械 | 主要船舶機械 | |
| | | 施工状況一般 | 埋立材の採取状況 | |
| | | | 埋立材運搬の状況 | |
| | | | 埋立材整地状況 | |
| | | | 余水吐の設置及び撤去 公害防止対策 | |
| | 品質管理 | 材料の品質管理状況 | 特(特)に定められた品質管理の作業状況 | |
| 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 | | |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|------------|-------------------------------------|
| | 3-1-7洗掘防止工を適用する。 |
| 着工時全景 | 3-13-2被覆ブロック工 1)被覆ブロック製作の関連事項を適用する。 |
| 施工時 | |
| 着工時 | |
| | 2-2コンクリートの品質管理を適用する。 |
| 組立完了時 | 3-13-2被覆ブロック工 1)被覆ブロック製作の関連事項を適用する。 |
| 組立確認時 | |
| 打設後 | |
| 完成時 | |
| 仮置時 | |
| 施工時 | 3-13-2被覆ブロック工 2)被覆ブロック据付の関連事項を適用する。 |
| 据付時 | |
| 測定時 | |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|----------------------|------------------------|
| | |
| 搬入時 | |
| 敷設時 | |
| 試験時 | |
| 測定時 | |
| 敷設完了時 | |
| 仮設道路、ストックヤード 使用前後 | |
| 運搬時 | 作業機械及び作業状況等が判明できるように撮影 |
| 施工時 | |
| 施工時 | |
| 投入時、捨石規格毎及び作 業船種毎 | |
| 規格及び作業船毎 | |
| 試験時 | 公的機関が実施する場合は省略できる。 |
| 搬入時 | スタッフ、テープ等を同時撮影 |
| 測量作業時 | |
| 搬入時 | |
| 敷設時 | |
| 試験時 | |
| 測定時 | |
| 敷設完了時 | |
| | |
| 施工時、船舶機械毎 | 使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影 |
| 採取作業時 | |
| 運搬作業時 | |
| 整地作業時 | |
| 設置作業時及び撤去時 | 余水吐が判明できるように撮影 |
| 防止処置作業時 | |
| 品質管理作業時、品質管理 内容毎 | |
| 測定時 | |

3-18 維持補修工

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|---------------------------------|-------|---------|----------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 1. 維持塗装工 | | | |
| 1) 係船柱塗装 2) 車止塗装 3) 縁金物塗装 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 使用船舶、機械類 |
| | 出来形管理 | 塗 装 | 施工状況 |
| | | 出来形の確認 | 塗装完了状態 |
| 2. 防食工 | | | |

3-19 構造物撤去工

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|--|-------|---------------|--------------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 1. 取壊し工 | | | |
| 1) コンクリート取壊し | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 使用船舶、機械等 |
| | 出来形管理 | 施工状況 | 作業状況 |
| | | 出来形の確認 完 成 | 測定状況 完成全景 |
| 2. 撤去工 | | | |
| 1) 水中コンクリート撤去 2) 鋼矢板等切断撤去 3) 腹起・タイ材撤去 4) 舗装版撤去 5) 石材撤去 6) ケーソン撤去 7) ブロック撤去 8) 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 使用船舶、機械等 |
| | 出来形管理 | 施工状況 | 作業状況 |
| | | 出来形の確認 | 測定状況 |
| | 完 成 | 完成全景 | |

3-20 浚渫工

| 工 種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮 影 |
|-----------|-------|---------|------------------------|
| | | | 撮 影 箇 所 |
| 1. ポンプ浚渫工 | | | |
| 1) ポンプ浚渫 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 作業現場 |
| | | 位置測量 | 浚渫位置測量状況 |
| | | 施工状況 | 浚渫状況 中継船設置、撤去 |
| | | 障害物除去 | 障害物積込状況 運搬船に積込まれた状態 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 障害物捨込状況 |
| 2) 排砂管設備 | | | |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|----------------|---|
| 施工時 | 曳船、台船、コンプレッサー等が判明できるように撮影 |
| 施工時、各層毎 完了時 | 完了の部分（1箇所）及び正面全体と延長方向を撮影 3-1-15防食工を適用する。 |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|------------|-------------------|
| 施工時 | 使用機械器具が判明できるように撮影 |
| 施工時 | |
| 測定時 | |
| 完成時 | |
| 施工時 | 使用機械器具が判明できるように撮影 |
| 施工時 | |
| 測定時 | |
| 完成時 | |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|--------------|---|
| 現地搬入前又は現地搬入時 | 全景及び数量が判明できるように撮影。 |
| 測量時 | 法線又は区域標識を入れる。 |
| 浚渫作業時、作業船毎 | 浚渫位置が判明できる背景を入れる。 |
| 設置撤去の作業時 | |
| 積込時 | |
| 積込完了時、運搬毎適宜 | 運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影 |
| 捨込時 | |
| 測量作業時 | 全景については、位置が判明できる背景を入れる。 3-1-1排砂管設備工を適用する。 |

| 工種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影 |
|-------------|-------|---------|-----------------------------------|
| | | | 撮影箇所 |
| 2. グラブ浚渫工 | | | |
| 1) グラブ浚渫 | 施工管理 | 使用船舶機械等 | 作業現場 |
| | | 位置測量 | 浚渫位置測量状況 |
| | | 施工状況 | 浚渫状況 土質状況 |
| | | 障害物除去 | 障害物積込状況 運搬船に積込まれた状態 障害物捨込状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |
| 2) 土運船運搬 | | | |
| 3. 硬土盤浚渫工 | | | |
| 1) 硬土盤浚渫 | | | |
| 2) 土運船運搬 | | | |
| 4. 岩盤浚渫工 | | | |
| 1) 砕岩浚渫 | | | |
| 2) 土運船運搬 | | | |
| 5. バックホウ浚渫工 | | | |
| 1) バックホウ浚渫 | | | |
| 2) 土運船運搬 | | | |

3-21 埋立工

| 工種 | 撮影区分 | 撮影項目 | 撮影 |
|----------------------------------|-------|-----------|---------------------------------|
| | | | 撮影箇所 |
| 1. 余水吐工 | | | |
| 1) 余水吐 | 施工管理 | 施工状況一般 | 余水吐の設置及び撤去 公害防止対策 |
| 2. 固化工 | | | |
| 3. 埋立工 | | | |
| 1) ポンプ土取 2) グラブ土取 3) ガット土取 | 施工管理 | 使用船舶機械 | 主要船舶機械 |
| | | 施工状況一般 | 埋立材の採取状況 埋立材運搬の状況 埋立材整地状況 |
| | 品質管理 | 材料の品質管理状況 | ㊦に定められた品質管理 の作業状況 |
| | 出来形管理 | 出来形の確認 | 測定状況 |
| 4. 排砂管設備工 | | | |
| 5. 土運船運搬工 | | | |
| 6. 揚土埋立工 | | | |
| 1) バージアンロー ダ揚土 | | | |
| 2) 空気圧送揚土 | | | |
| 3) リクレーマ揚土 | | | |
| 4) バックホウ揚土 | | | |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|--------------|---|
| 現地搬入前又は現地搬入時 | 全景及び数量が判明できるように撮影。 |
| 測量時 | 法線又は区域標識を入れる。 |
| 浚渫作業時、作業船毎 | 船団の配置及び浚渫位置が判明できる背景を入れる。 |
| 浚渫作業時 | 位置、深度又は層を明記する。 |
| 積込時 | |
| 積込完了時、運搬毎適宜 | 運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影、など障害物の状況に応じ撮影 |
| 捨込時 | |
| 測量作業時 | 全景については、位置が判明できる背景を入れる。 |
| | 3-1-2土運船運搬工を適用する。 |
| | |
| | 3-20-2グラブ浚渫工 1) グラブ浚渫を適用する。 |
| | 3-1-2土運船運搬工を適用する。 |
| | |
| | 3-20-2グラブ浚渫工 1) グラブ浚渫を適用する。 |
| | 3-1-2土運船運搬工を適用する。 |
| | |
| | 3-20-2グラブ浚渫工 1) グラブ浚渫を適用する。 |
| | 3-1-2土運船運搬工を適用する。 |

| 基準 撮影時期 | 注意事項及び説明 |
|---------------------|--------------------------------|
| 設置作業時及び撤去時 | 余水吐が判明できるように撮影 |
| 防止処置作業時 | |
| | 3-1-6固化工 5) 事前混合処理を適用する。 |
| 施工時、船舶機械毎 | 使用する船舶機械の種類が判明できるように撮影 |
| 採取作業時 | |
| 運搬作業時 | |
| 整地作業時 | |
| 品質管理作業時、品質管理 内容毎 | |
| 測定時 | |
| | 3-1-1排砂管設備工を適用する。 |
| | 3-1-2土運船運搬工を適用する。 |
| | |
| | 3-1-3揚土土捨工 1) バージアンローダ揚土を適用する。 |
| | 3-1-3揚土土捨工 2) 空気圧送揚土を適用する。 |
| | 3-1-3揚土土捨工 3) リクレーマ揚土を適用する。 |
| | 3-1-3揚土土捨工 4) バックホウ揚土を適用する。 |

添 付 資 料

添付資料目次

| | |
|------------------------------------|------|
| 1. 段階確認一覧 | 5- 2 |
| 2. レーミクストコンクリート標準使用基準(港湾・漁港) | 5- 7 |

1. 段階確認一覧

| 工 種 | 種 別〔項 目〕 | 検 査 時 期 |
|---------|---------------|--|
| 浚渫工 | ポンプ浚渫工〔出来形〕 | 浚渫完了時 |
| | グラブ浚渫工〔出来形〕 | 浚渫完了時 |
| | 硬土盤浚渫工〔出来形〕 | 浚渫完了時 |
| | 岩盤浚渫工〔出来形〕 | 浚渫完了時 |
| | バックホウ浚渫工〔出来形〕 | 浚渫完了時 |
| 埋立工 | 固化工〔出来形〕 | 事前混合処理完了時 表層固化処理完了時 |
| | 埋立工〔出来型〕 | ポンプ土取埋立完了時 グラブ土取埋立完了時 ガット土取埋立完了時 土砂掘削完了時 土砂盛土完了時 |
| 海上地盤改良工 | 床掘工〔出来形〕 | ポンプ床掘完了時 グラブ床掘完了時 硬土盤床掘完了時 砕岩床掘完了時 バックホウ床掘完了時 |
| | 置換工〔出来形〕 | 置換完了時 |
| | 圧密・排水工〔出来形〕 | サンドドレーン杭打設完了時 敷砂完了時 載荷完了時 ペーパードレーン杭打設完了時 |
| | 締固工〔出来形〕 | サンドコンパクションパイル完了時 敷砂完了時 |
| | 固化工〔出来形〕 | 深層混合固化処理杭完了時 敷砂完了時 |

| 工 種 | 種 別〔項 目〕 | 検 査 時 期 |
|------------|----------------|---|
| 基礎工 | 基礎盛砂工〔出来形〕 | 盛砂完了時 |
| | 洗掘防止工〔出来形〕 | マット敷設完了時 |
| | 基礎捨石工〔出来形〕 | 石投入完了時（均しを行わない面） 本均し完了時 荒均し完了時 |
| | 基礎ブロック工〔出来形〕 | 製作完了時 据付完了時 |
| 本体工（ケーソン式） | ケーソン製作工〔出来形〕 | マット敷設完了時 鉄筋組立完了時（各ロット毎） 製作完了時（各ロット毎及び完了時） |
| | ケーソン進水据付工〔出来形〕 | 据付完了時 |
| | 中詰工〔出来形〕 | 砂・石材中詰完了時 コンクリート中詰完了時 プレパックドコンクリート中詰完了時 |
| | 蓋コンクリート工〔出来形〕 | 製作完了時 |
| | 蓋ブロック工〔出来形〕 | 製作完了時 据付完了時 |
| | 本体工（ブロック式） | 本体ブロック製作工〔出来形〕 |
| 本体工（ブロック式） | 本体ブロック据付工〔出来形〕 | 据付完了時 |
| | 中詰工〔出来形〕 | 砂・石材中詰完了時 コンクリート中詰完了時 プレパックドコンクリート中詰完了時 |
| | 蓋コンクリート工〔出来形〕 | 製作完了時 |
| | 蓋ブロック工〔出来形〕 | 製作完了時 据付完了時 |
| | | |

| 工 種 | 種 別〔項 目〕 | 検 査 時 期 |
|----------------|-----------------|--|
| 本体工（場所打式） | 場所打コンクリート工〔出来形〕 | 鉄筋組立完了時 製作完了時 |
| 本体工（捨石・捨ブロック式） | 洗掘防止工〔出来形〕 | マット敷設完了時 |
| | 本体捨石工〔出来形〕 | 石投入完了時（均しを行わない面） 均し完了時 |
| | 捨ブロック工〔出来形〕 | 製作完了時 据付完了時 |
| | 場所打コンクリート工〔出来形〕 | 基礎碎石施工完了時 製作完了時 |
| 本体工（鋼矢板式） | 鋼矢板工〔出来形〕 | 打込完了時 |
| | 控工〔出来形〕 | 控鋼矢板打込完了時 控鋼杭打込完了時 腹起取付完了時 タイ材取付完了時 |
| 本体工（コンクリート矢板式） | コンクリート矢板工〔出来形〕 | 打込完了時 |
| | 控工〔出来形〕 | 控鋼矢板打込完了時 控鋼杭打込完了時 腹起取付完了時 タイ材取付完了時 |
| 本体工（鋼杭式） | 鋼杭工〔出来形〕 | 打込完了時 |
| 本体工（コンクリート杭式） | コンクリート杭工〔出来形〕 | 打込完了時 |

| 工 種 | 種 別〔項 目〕 | 検 査 時 期 |
|--------|----------------|--|
| 被覆・根固工 | 被覆石工〔出来形〕 | 石投入完了時（均しを行わない面） 均し完了時 |
| | 被覆ブロック工〔出来形〕 | 製作完了時 据付完了時 |
| | 根固ブロック工〔出来形〕 | 製作完了時 据付完了時 |
| 上部工 | 上部コンクリート工〔出来形〕 | 鉄筋組立完了時 製作完了時 |
| 上部工 | 上部ブロック工〔出来形〕 | 製作完了時 据付完了時 |
| 付属工 | 係船柱工〔出来形〕 | 施工完了時 |
| | 防舷材工〔出来形〕 | 設置完了時 |
| | 車止・縁金物工〔出来形〕 | 施工完了時 |
| | 防食工〔出来形〕 | 電気防食完了時 FRPモルタル被覆完了時 ペトロラタム被覆完了時 コンクリート被覆完了時 防食塗装完了時 |
| | 付属設備工〔出来形〕 | 係船環設置完了時 |
| 消波工 | 洗掘防止工〔出来形〕 | マット敷設完了時 |
| | 消波ブロック工〔出来形〕 | 製作完了時 据付完了時 |
| 裏込・裏埋工 | 裏込工〔出来形〕 | 材料投入完了時（均しを行わない面） 均し完了時 マット敷設完了時 |
| | 裏埋工〔出来形〕 | 材料投入完了時 |

| 工 種 | 種 別〔項 目〕 | 検 査 時 期 |
|--------|------------|--|
| 維持補修工 | 維持塗装工〔出来形〕 | 係船柱塗装完了時 車止塗装完了時 縁金物塗装完了時 |
| | 防食工〔出来形〕 | 電気防食完了時 FRPモルタル被覆完了時 ペトロラタム被覆完了時 コンクリート被覆完了時 防食塗装完了時 |
| 構造物撤去工 | 取壊し工〔出来形〕 | コンクリート取壊し完了時 |
| | 撤去工〔出来形〕 | 水中コンクリート撤去完了時 鋼矢板等切断撤去完了時 腹起・タイ材撤去完了時 舗装版撤去完了時 石材撤去完了時 ケーソン撤去完了時 ブロック撤去完了時 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去完了時 |

レディーミクストコンクリート標準使用基準（港湾・漁港）

（ H 2 2 . 7 . 1 以降 ）

| 種類 | コンクリート種別 | 対象構造物 | 呼び強度 (N/mm ²) | 配 合 条 件 | | | |
|--------------------------|--------------------------|----------------------------|------------------------------|-----------------|----------------|------------------|--|
| | | | | 最大水セメント比 (%) | スランプ (cm) | 粗骨材の最大寸法 (mm) | 許容塩化物量 (kg/m ³) (CL重量) |
| 鉄筋コンクリート | 普通 24-12-25 (20) -50% BB | ケーソン | 24 (※6) | 50 | | | |
| | | ウエル | | | | | |
| | 普通 24-12-25 (20) -55% BB | セルラーブロック | 24 | 55 | 12 | 25 (20) | 0.30以下 (※5) |
| | | L型ブロック | | | | | |
| | | 消波ブロック | | | | | |
| 普通 24-12-25 (20) -65% BB | 係船柱基礎（杭式） | 24 | 65 | | | | |
| | 胸壁 | | | | | | |
| 普通 24-12-25 (20) -60% BB | 係船岸上部工 | 24 | 60 | | | | |
| | 控壁 | | | | | | |
| 無筋コンクリート | 普通 18-8 (12) -40-65% BB | 控杭上部工 | 18 | 65 | 8 (12) (※3) | 40 | - |
| | | 防波堤上部工 | | | | | |
| | | 蓋コンクリート | | | | | |
| | | 本体ブロック | | | | | |
| | | 異形ブロック（消波、被覆）（35t未満）（※1） | | | | | |
| | | 根固ブロック（※1） | | | | | |
| | | 袋詰めコンクリート | | | | | |
| | | 係船岸上部工 | | | | | |
| | | 胸壁 | | | | | |
| | | 係船柱基礎（重力式） | | | | | |
| | | 異形ブロック（消波、被覆）（35t～50t）（※1） | | | | | |
| | | 水中コンクリート（※2） | | | | | |
| 普通 21-8 (12) -40-65% BB | 普通 30-15-40-50% C370 BB | 港湾舗装 | 21 | 50 | 15 | 40 | |
| | | エプロン舗装（漁港） | | | | | |
| | | 中語コンクリート | | | | | |
| | | 中語ブロック | | | | | |
| | | 捨コンクリート | | | | | |
| | | 均しコンクリート | | | | | |
| | | 曲げ 4.5-2.5 (6.5) -40 BB | | | | | |
| 普通 18-8-40-65% BB | 18 | | | | | | |
| 普通 18-8-40 BB | 18 | | | | | | |
| 普通 18-8-40 BB | 18 | | | | | | |
| 普通 18-8-40 BB | 18 | | | | | | |
| 普通 18-8-40 BB | 18 | | | | | | |
| 普通 18-8-40 BB | 18 | | | | | | |

備考) 1. (※1) いわき管内においては、銅スラグ細骨材コンクリート (GUS30%) を標準使用とする。

2. (※2) 最小セメント量は370kg/m³とする。

3. (※3) 8cmを原則とし環境条件・施工性を考慮して12cmを選択できるものとする。

4. (※4) 2.5cmを原則とし簡易なものは6.5cmでもよいものとする。

5. (※5) 仮設構造物のように、長期の耐久性を期待しなくてもよい場合は除く。

6. (※6) 最大水セメント比を50%以下に設定する場合は、圧縮強度の特性値として30N/mm²を用いることができる。〔港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成19年7月）より〕

7. 空気量は4.5%、A Eコンクリートとする。

共通仕様書

[港湾・漁港(工事編)]

平成30年4月1日発行
福島県土木部河川港湾総室
港湾課

福島市杉妻町2番16号
電話(024)521-7496